



宮古島市文化財保存活用地域計画

宮古島市教育委員会

目 次

第1章 地域計画作成の目的及び行政上の位置づけ

第1節 地域計画作成の目的

1. 地域計画作成の経緯と目的

第2節 地域計画の行政上の位置づけ

1. 上位計画
2. 関連計画
3. 本計画における文化財の定義

第2章 宮古島の概要

第1節 自然的・地理的環境

1. 宮古島の位置
2. 宮古島の地域区分
3. 地形・地質
4. 気象

第2節 社会的環境

1. 人口の推移
2. 交通機関
3. 観光
4. 文化財関連施設と団体

第3節 歴史的背景

1. 人類渡来の痕跡 - 旧石器時代 -
2. 宮古・八重山諸島独自の先史文化 - 無土器期 -
3. 島外からの文化の波及 - グスク時代 (古琉球期) -
4. 近世琉球期

第3章 宮古島の文化財の概要

第1節 文化財の概要

1. 指定文化財の概要
2. 未指定文化財
3. ユネスコ無形文化遺産
4. 文化財の概要と特徴

第3章 宮古島の歴史文化の特性

第1節 歴史文化の特性

1. サンゴ礁と石灰岩地形がおりなす独自地形

2. 宮古島の湧水群
3. 独自の文化を形成 - 島の環境に適応した土器をもちいない先史文化
4. 争乱の時代 - 伝承に彩られた英雄と与那覇はら軍 -
5. 仲宗根豊見親と首里王府による統治
6. 自然災害を伝える文化財 - 乾隆 36 年の大波を中心として -
7. 異国船の時代 - 水中文化遺産 -
8. 人頭税と宮古上布
9. 沖縄戦と戦争遺跡群

第 5 章 文化財を把握するための調査

第 1 節 既往の調査について

第 6 章 これまでの取組と現状

第 1 節 無形の技術の伝承と人材育成について

1. 茅葺き建物の保存
2. 国指定重要無形文化財「宮古上布」 - 技術の継承と後継者育成について -
3. 国指定重要無形文化財「宮古上布」 - 原材料の確保 -
4. 国指定重要無形文化財「宮古上布」 - 道具の確保及び技術製作者 -
5. 国指定重要無形文化財「宮古上布」 - 砧打ちに係る身体的負担の軽減について -
6. 国選定保存技術「苧麻糸手績み」 - 技術の継承と後継者育成について -

第 2 節 文化財の調査・研究

1. 埋蔵文化財の調査
2. 指定文化財候補の調査
3. 市史編さん事業 - 宮古島市史の刊行 -
4. 市史編さん事業 - 市史資料の収集と保存・活用 -
5. 学術調査との連携

第 3 節 宮古島の自然、天然記念物の保護

1. セマルハコガメ - 外来種としての国指定天然記念物への取組 -
2. オカヤドカリの密猟について
3. ツマグロゼミ - 種の保存 -
4. 宮古馬 - 種の保存 -
5. 宮古馬 - 保存のための健康管理 -

第 4 節 文化財愛護思想の普及・啓発の促進

1. 宮古島の文化を知る機会の創出
2. 宮古馬の利活用

第 5 節 文化財の保存・管理・整備

1. 文化財の保存・管理

2. 文化財の現状変更について
3. 保存活用計画の作成

第7章 文化財の保存・活用に関する将来像

第1節 目指す将来像

第2節 基本的な方向性

1. 文化財を「守る」
2. 文化財を「学び・伝える」

第8章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

第1節 文化財を「守る」における課題

1. 調査・研究に関する課題
2. 文化財の保存に関する課題

第2節 文化財を「学び・伝える」における課題

1. 文化財の整備・活用に関する課題
2. 普及・啓発に関する課題

第3節 文化財を「守る」における方針

1. 調査・研究に関する方針

第4節 文化財を「学び・伝える」における方針

1. 文化財の整備・活用に関する方針
2. 普及・啓発に関する方針

第9章 文化財の保存・活用に関する事業

第1節 文化財の保存・活用に関する事業

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

第1節 本計画の推進の体制

第2節 文化財の防災・防犯について

第1章 地域計画作成の目的及び行政上の位置づけ

第1節 地域計画作成の目的

1. 地域計画作成の経緯と目的

宮古島市は、沖縄諸島と八重山諸島の間に位置し、6つの有人島からなり、約56,000人が住んでいる。宮古島市は、平成17年に、旧平良市、城辺町、上野村、下地町、伊良部町が合併し、誕生した。

平成27年に伊良部大橋が開通したことに加え、下地島空港の開港や、クルーズ船による外国人観光客の急増により、宮古島市の観光地としての知名度は飛躍的に上昇したといえる。これに伴い、ホテルや、観光施設などの建築も急増し、地価も高騰したことから「宮古バブル」とも称された。



写真1 宮古島の海岸線と宮古ブルー

しかし、このような急激な社会変化は、島の環境や、文化財にも大きな影響をもたらしている。まずは、開発に伴う埋蔵文化財への影響である。開発による埋蔵文化財の照会や、試掘調査の件数、記録保存調査は増加傾向にある。特に、伊良部大橋の開通に伴い、橋の起点となる、宮古島側の久松地域や、伊良部島の風景は大きく変わり、文化財の照会が多い地域である。また、リゾートホテルの立ち並ぶ宮古島の南海岸一帯も、増加する観光客の受け入れにあわせ、開発事業が盛んな地域である。これらの開発にあわせて行われる記録保存のための発掘調査により、遺跡の大部分が失われていく事例もみられ、埋蔵文化財の保護が求められる。

また、宮古島と池間島、来間島、伊良部島が橋でつながることで、宮古島へ生活の場を移す人も多くなり、周辺離島の住民の高齢化が進むのと同時に、島外からの移住者が増えることで、各島の社会構造に変化がおきている。このような社会構造の変化により、地域で長く継承されてきた祭祀や民俗行事に与える影響も大きく、それらの継承への取り組みは各地域で工夫がなされている。これらの民俗文化財の継承も大きな課題の一つとされる。

その一方で、観光産業は宮古島市の重要な産業分野であり、観光にあわせた文化財の活用も必要とされる。宮古島市教育委員会では、平成24年度から沖縄振興一括交付金を活用して、市内の文化財散策冊子『綾道』の製作を行ってきた。また、令和3年10月からは、中学校の統廃合により使用されなくなった砂川中学校を利用して、宮古島市歴史文化資料館が開館している。これらの事業を通じた、文化財の積極的な活用は、観光客だけではなく、市民にも求められているといえる。

その他にも、国の重要無形文化財である宮古上布や、その原材料となる苧麻糸手績みの技術の継承はさることながら、その担い手となる技術者の生活基盤を整えることも必要とされてきている。また、国の天然記念物ではセマルハコガメの取り扱いや、県の天然記念物宮古馬の保存・活用など多くの課題が山積している状況にある。これらの課題に対して、現状の整理と課題への取り組みと計画を定めることは、宮古島市の文化財行政の急務であり、文化財保存活用地域計画の作成が必要とされている。

第2節 地域計画の行政上の位置づけ

本計画は、本市の上位計画である、第2次宮古島市総合計画（後期計画）と第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）と整合性を図りつつ、本市における文化財の保存・活用に関する基本方針をマスタープランと、計画期間中に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとして作成するものである。また、市の地域創生、まちづくり、観光、教育などの関連分野の計画と連携を図りながら、各種事業を展開・推進するものとする。

1. 上位計画

（1）第2次宮古島市総合計画－後期計画－（令和4年度～令和8年度）

宮古島市総合計画（以下、総合計画とする）は、「市民、事業者、地域団体、行政など宮古島市に関わる全ての人々の協働のもと、夢と希望にあふれた島づくりの実現を目指す」ことを目的として策定されている。総合計画の中では、大きく6つの課題への取り組みが記され、文化財については「教育文化に関する課題」の中でその課題と施策の基本方針が取り上げられている。

【現状と課題】

- ・天然記念物である「宮古馬」は絶滅の危機にさらされており、保護対策と積極的な活用が必要である。また、宮古上布は技術者が減少傾向にあり生産拡大に向け人材育成や周知活動に取り組む必要がある。
- ・各種文化財の保護・適正管理に努め、市史編さん活動による市民への普及・啓発や魅力発信に取り組む必要がある。

【施策の基本方針】

各種文化財の調査研究、保存管理・整備及び伝承者の養成に
取り組み、市民の文化財愛護思

想の普及・啓発を図ることで、地域の自然、歴史、文化を大切に
にする心を育む。

<目標項目>

宮古島市歴史文化資料館利用者数 令和2年度：200人 →
令和8年度：3,000人

<施策一覧>

- ①「宮古馬」をはじめとする天然記念物の保護対策の推進
- ②「宮古馬」の繁殖計画や飼育環境の整備等による積極的な保存と活用
- ③宮古上布の伝承者養成及び宮古上布の魅力発信
- ④歴史と文化の記録保存及び市史編さんによる市民への周知
- ⑤文化財の保存や修復、周辺環境整備による保護・適正管理
- ⑥文化財資料の展示・公開による郷土の歴史・文化への理解促進
- ⑦文化財散策冊子「綾道」を活用した文化財の魅力発信



写真2 県天然記念物「宮古馬」

（2）第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）（令和4年度～令和8年度）

宮古島市教育委員会では、「郷土の自然と文化に誇りをもち、心豊かで創造性・社会性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念として宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）の策定に取り組んできた。令和4年4月には、総合計画との整合性を図り、第2次宮古島市教育

ビジョンの検証を行うとともに、宮古島市の教育行政の更なる発展に取り組むことを目的として「第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）（令和4年度～令和8年度）」（以下、第3次教育ビジョンとする）が策定された。教育ビジョンの中で、文化財の保存と活用について、現状の課題と重点施策が以下のとおり記されている。

【現状と課題】

近年、土地開発が活発に展開されており、開発によって埋蔵文化財や天然記念物の生息域の毀損、消失・減少が見られる。また、「宮古馬」を種として保存していくため繁殖計画を策定し、飼育場の整備、後継者の育成、活用に向けた馴致・調教を行っていく必要がある。

宮古島市内には、164の国・県・市指定文化財が所在している。これまで文化財web公開システムの充実化やパンフレットの作成、各史跡への説明板の設置、文化講座や展示会などを展開し活用を図っているが、文化財の適切な管理、保護が重要な課題となっている。また、国指定重要無形文化財「宮古上布」の技術を継承していくためにも、原材料となる苧麻糸手績みの技術を広めるとともに、苧麻糸の生産量の増加が求められている。

民俗文化財の保存・継承については、市街地への人口流出や少子高齢化などの社会環境の変化に伴い、地域においては、若者の減少や祭祀を司る人材不足が懸念され、有形・無形の民俗文化財や民俗行事などの存続が危惧されている。

今後は、関係機関と連携を図り、貴重な天然記念物生息域の保護対策を推進するとともに、文化財の調査研究、保存管理・整備及び伝承者の養成に努め、新たな文化財の指定や保存・伝承について、市民の文化財愛護思想の普及・高揚を図る必要がある。

【重点施策】

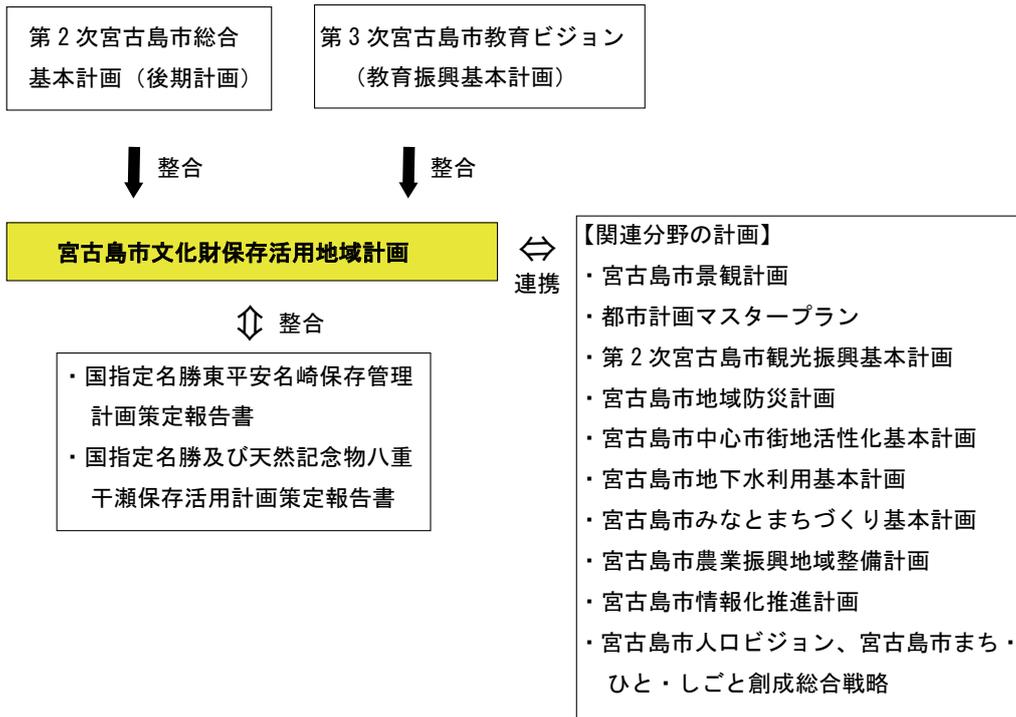
- ①天然記念物の保護対策の継続、「宮古馬」の繁殖計画、飼育環境の整備、後継者の育成、宮古馬の馴致・調教による積極的な保存・活用
- ②国指定名勝・天然記念物「八重干瀬」のさらなる保全・活用
- ③国指定重要無形文化財「宮古上布」に関する伝承者養成事業の促進、宮古上布の魅力発信
- ④宮古島市の歴史と文化の記録保存と市民への周知を目的とした市史編さん事業の実施
- ⑤文化財の保存や修復、周辺環境整備の推進による市民が文化財にふれる利便性向上
- ⑥宮古島市歴史文化資料館を中心とした、郷土の歴史・文化への理解を深めるための文化財資料の展示・公開などの利活用推進
- ⑦文化財散策冊子『綾道』を活用した文化財の魅力発信

（3）第3次宮古島市教育大綱

宮古島市教育大綱は、市長と教育委員会の連携の強化を図り、それぞれの施策をより一体的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標及び施策展開の方針が定められている。第3次宮古島市教育大綱では、『郷土の自然と文化に誇りを持ち、心豊かで主体性・創造性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興』を基本理念とし、文化財の保存と活用については、「貴重な天然記念物生息域の保護対策や文化財の調査研究、保存管理・整備及び伝承者の養成に努め、市民の文化財愛護思想の普及・高揚を図る」とされている。



写真4 アースオーブンの体験風景



第 図 関連計画における位置づけ

2. 計画期間

本計画の計画期間は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間と定める。上位計画である第2次宮古島市総合計画と整合性を図り、その施策を反映させていくため取組の見直しを行い、必要があれば、計画の変更を検討していく。

なお、軽微な変更を行った場合、当該変更の内容について、県と文化庁に情報提供する。軽微な変更以外の「計画期間の変更」、「市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」の場合は、文化庁長官の変更の認定を受ける。

3. 本計画における文化財の定義

「文化財」とは、我が国の長い歴史の中で生まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産である。文化財保護法では、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型と、埋蔵文化財、文化財の保存技術を保護の対象としている。これらの中で、重要なものについては、国、県、市の指定等によって保護されている。また、未指定ではあるものの、多くの人々によって、これまで大切に守られ、伝えられてきた文化財が市内には多く残されている。本計画では、これら文化財保護法で定められた文化財（指定等、未指定にかかわらず）に加え、方言などを含めた、次の世代へ伝えていきたいモノ・コトを広い意味で「文化財」とする。

第2章 宮古島の概要

第1節 自然的・地理的環境

1. 宮古島の位置

宮古島市は、北東から南西へ弓状に連なる琉球弧のほぼ真ん中において、北緯24度～25度、東経125度～126度を結ぶ網目の中に位置している。沖縄島的那覇市からは、南西に約300km、台湾までは320kmの場所に位置しており、おおよそ、その中間地に宮古島市は位置している。宮古島市の南西に67kmに多良間島が、約130kmの位置に石垣島が位置している。

宮古島市の総面積は203.90km²であり、宮古島(158.54km²)、池間島(2.80km²)、大神島(0.24km²)、来間島(2.82km²)、伊良部島(29.07km²)、下地島(9.68km²)の6つの有人島^{注1}があるが、大神島をのぞき、宮古島と各島は橋で繋がっている。宮古島と池間島をむすぶ池間大橋は、全長が1,425mで1992(平成4)年2月に開通し、宮古島と来間島を結ぶ来間大橋は、全長が1,690mと日本一の農道橋であり、1995(平成7)年3月に開通している。さらに、宮古島と伊良部島を結ぶ伊良部大橋は、2015(平成27)年1月に開通し、無料でわたることのできる橋としては最長の3,540mの全長を有している。これらの橋の開通により、島の人々の交通の利便性は各段にあがったといえる。唯一、橋の繋がっていない、大神島へは、海路が設けられており、島尻漁港と大神漁港とをむすぶ船が往来している。

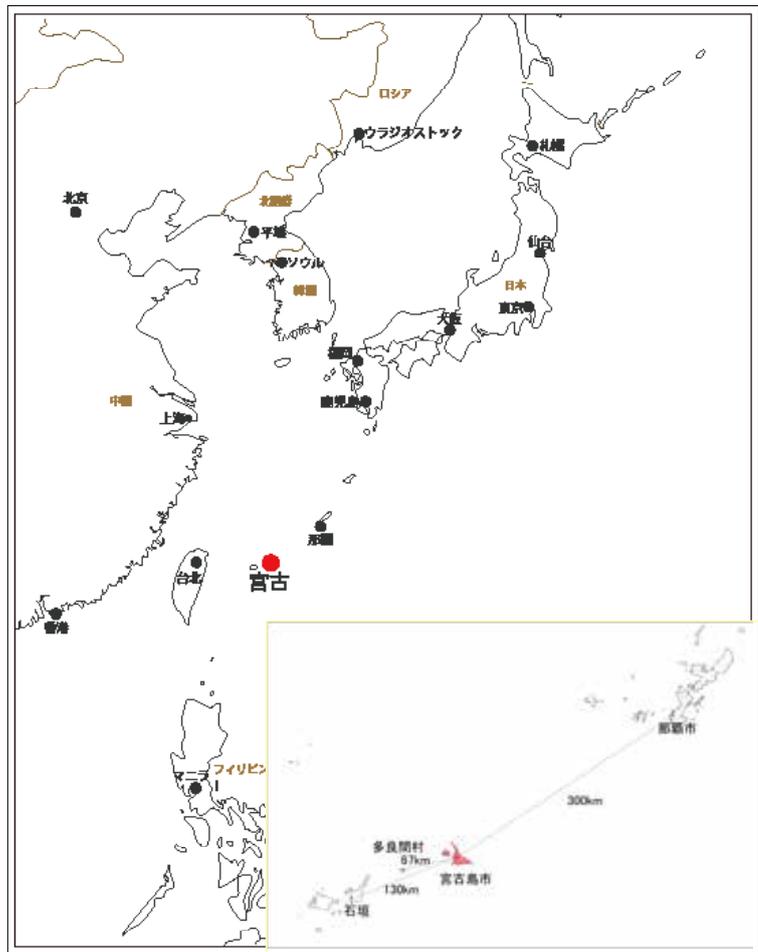
2. 宮古島の地域区分

宮古島市は、平成17年10月1日に、平良市、城辺町、上野村、下地町、伊良部町の1市3町1村が合併して誕生した。この旧市町村は、現在の宮古島市を大きく地域区分する単位になっている。

各地区の面積は、平良地域が64.95km²、城辺地域57.60km²、下地地域が23.66km²、上野地域が18.98km²、伊良部地域が、39.20km²である^{注1}。

各地域の大まかな集落の単位を示す大字別にみると平良地域は15、城辺地域は9、下地地域は6、上野地域は4、伊良部地域は7つの大字から構成されている(表1)。

注1: 各島の面積は、大神島を除いて国土地理院「令和7年度全国都道府県市町村別面積(1月1日時点)」、大神島については、沖縄県離島関係資料(令和3月)に基づく。



第1図 宮古島市位置図



第2図 宮古島の島の位置図および地域区分図

表1 地域内の大字一覧

地域	大字
平良	池間、大浦、大神、狩俣、久貝、島尻、下里、荷川取、西里、西仲宗根、西原、東仲宗根、東仲宗根添、前里、松原
城辺	新城、砂川、下里添、友利、長間、西里添、比嘉、福里、保良
下地	上地、嘉手苺、川満、来間、洲鎌与那覇
上野	上野、新里、野原、宮国
伊良部	池間添、伊良部、国仲、佐和田、仲地、長浜、前里添



写真5 伊良部大橋



写真6 池間大橋

3. 地形・地質

(1) 島尻層群の形成

宮古島は、琉球石灰岩が隆起してできた、サンゴの島と紹介されることも多い。しかし、現在のような島々が形成される前には、中国大陸や日本列島とも陸地でむすばれていた時期がある。

中新世中～後期（約1,600万～500万年前）は、中国大陸から日本列島までが陸橋でつながっていた時代である。この陸橋を渡って大陸から琉球列島で最初の動物が渡来したと推測され、宮古島の島尻海岸や大神島から発見されるゾウ化石や、奄美大島や徳之島に現生するアマミノクロウサギも、この時期に渡来したと考えられている。

新第三紀中新世末～第四紀更新世初頭になると、陸橋は、複数の地質構造線によって分断される。しかし、大陸部分から陸域部分に大量の粘土や砂が運ばれ堆積していく。この粘土や砂の堆積層が、島尻層群であり、宮古島の基盤を形成する地層となっている。島尻層群は、奄美から八重山諸島まで帯状に拡がり、厚さは約3,000m以上にもおよぶ。この島尻層群が隆起し、再び琉球列島は大陸と陸橋で結ばれる。この時、大陸から渡来した動物が、ゾウ、シカ、キョン類、イノシシ、ヤマネコ、ネズミ類、鳥類、カエル、ハブなどで、現在の琉球列島の生物相を決定づけたとされる。宮古島市では、棚原洞からゾウ化石などが発見されている。

更新世前期（約100万年前）になると、陸橋は断層運動によって再び崩壊陥没し、浅海となり、



陸 海 湿地 火山 地質構造線

図1.9 新生代中新世中～後期（1千6百万～5百万年前）の海陸図（木崎・大塚1977をもとに作成）



陸 海 地質構造線

図1.12 新生代新世（3百万年前）の海陸図（木崎・大塚1977をもとに作成）



陸 海 地質構造線

図1.14 新生代更新世初期（2百万年前）の海陸図（木崎・大塚1977をもとに作成）



陸 海

図1.15 新生代更新世前期（50万年前）の海陸図（木崎・大塚1977をもとに作成）



写真7 佐事川嶺凝灰岩層

佐事川嶺の島尻層群内には、二枚の凝灰岩層が確認されている。凝灰岩層内には、凝灰質砂岩、泥岩と堆積変化を示すなど、地層形成時の古環境がうかがい知れる。凝灰岩層の存在は、宮古島の形成に海底火山活動が関与していたことを示すものである。

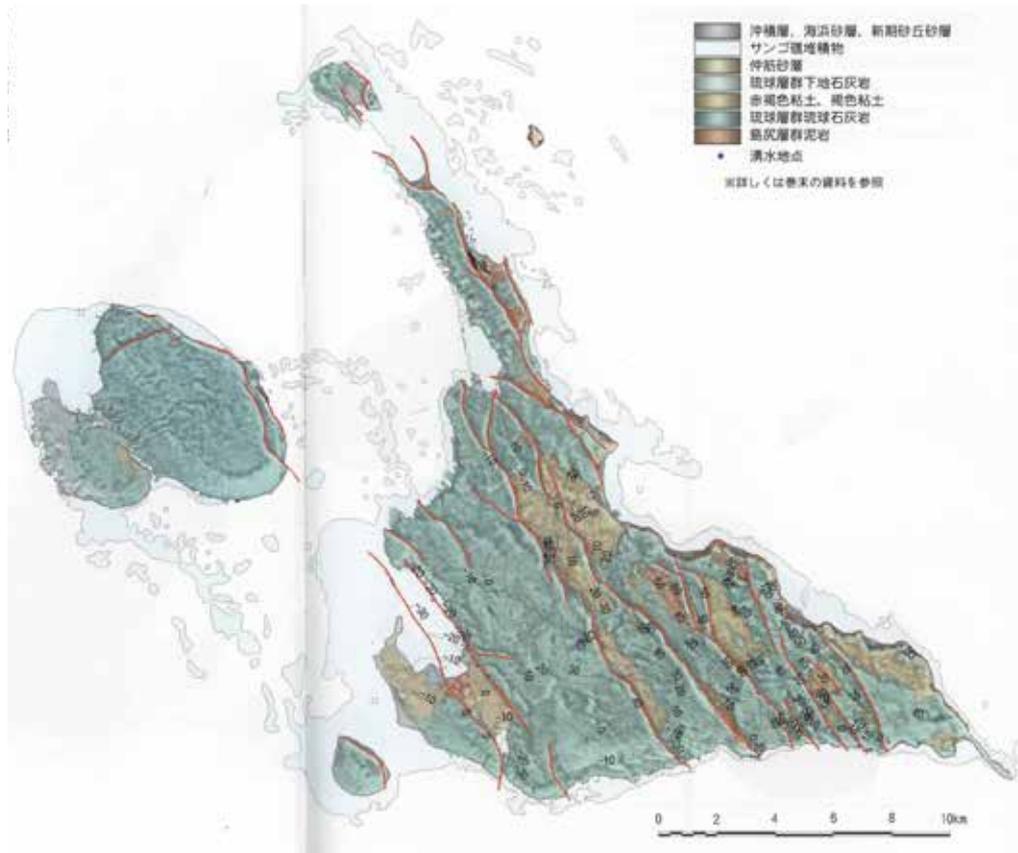
第3図



写真8 島尻断層崖と海食台



写真9 シマジリクジラ化石



第4図 宮古島の地質図

サンゴ礁の海域へと変じていく。この時に形成され始めたのが琉球石灰岩層である。伊良部島に分布する琉球層群最下部の形成時期は、前期更新世の終わり頃（約110～130万年前）であることが分かっている。

（2）琉球石灰岩層の形成

宮古島は、隆起サンゴ礁の島であることから、総体的に標高の低い島である。その中でも、島を北西－南東方向にはしる丘陵が複数あり、宮古島の最高標高地点は、ミルク嶺の114.8mである。島の大部分の基盤をなす琉球石灰岩は、多孔質な岩盤であることから、水が浸透しやすく、地下には水によって溶食された洞窟が多数存在する。これらの洞窟には、横穴と縦穴のものがあり、縦穴の洞窟は伊良部島に多くみられ、タウワインミアブなどの文化財指定されている洞窟も複数ある。横穴式の洞窟の中でも、天井部分が崩落したドリーネ部分は、地表と横穴の洞窟を結ぶ入口となる。ドリーネの地底部が、島尻層群との不整合面からなる場合、地底部は地下を流れる水脈にあたる。このような洞窟内の水源地は、地表から地下へ下ることから、島ではウリガーと呼ばれている。代表的なウリガーとしては、盛加ガーや、城辺友利のあま井などがあり、島の水源



写真10 タウワインミアブ（伊良部島）



写真11 島尻東海岸のビーチロック

として長く利用されてきた。

また、前述したウリガーと同様に丘陵斜面部の琉球石灰岩層と島尻層の不整合面から地表に水が流れ出してくる湧水地が、宮古島の東海岸の急崖部を中心に点在する。東海岸は、これらの豊かな水源を利用して、サトウキビ栽培が行われる前までは、島でも数少ない水田地帯であった。

また、これらの湧水が海に流れ出る海岸部においては、ビーチロックが形成される。ビーチロックは、湧水に含まれる炭酸カルシウムが、海浜堆積物を膠結させてできるものであり、東海岸でよく形成されている。また、保良のミヤード（宮土）では、ビーチロックの上に、鍾乳石の一種であるリムストーンが形成され、さらに湧水がリムストーンプールとなり、石灰華段丘をなしている。

海域部では、島の大部分でサンゴ礁は発達した海岸地形が形成されている。特に、宮古島の東海岸では、礁嶺が発達し、その内側には遠浅の海となる裾礁の地形が顕著である。また、伊良部島と下地島の北側の佐和田の浜一帯では、島を結ぶように礁嶺が発達した礁湖が形成されている。これらの遠浅の海域には、多くの魚類や貝類が生息し、島の人々の生活を支える漁場として活用されてきた。

また、池間島の北方5 kmから15 kmの範囲では、八重干瀬とよばれる広大なサンゴ礁群が形成されている。普段は、水深1～2mで沈水しているが、大潮時には100余りのリーフの内、70余りが浮上し、広い礁原を形成し、その範囲は、最大で南北17 km、東西6.5 kmにも及ぶ。



写真12 保良石灰華段丘

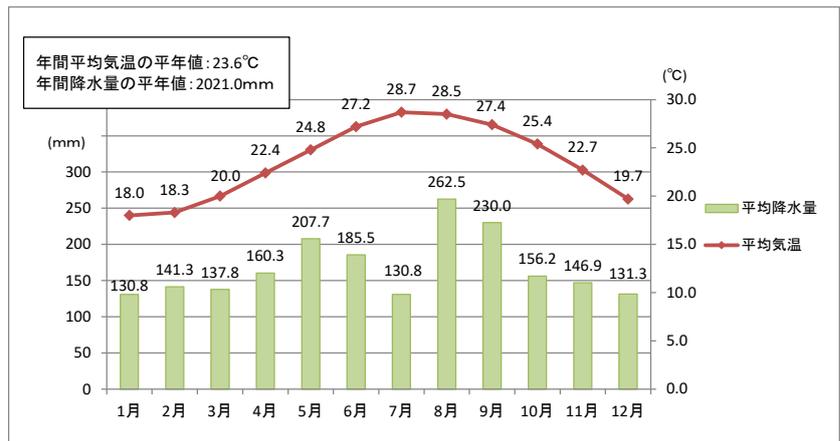


写真13 八重干瀬

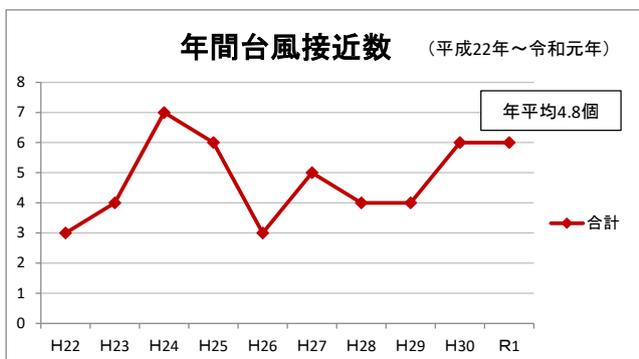
4. 気象

宮古島市内の気候は、高温多湿な亜熱帯海洋性気候に属し、年間の平均気温は23.6℃、年平均湿度の平年値は77%、年間降水量の平年値は2,021.0mmである。気温は、年間を通して温暖であり、最も寒くなる1～2月でも約18℃～15℃前後である。なお、これまでの宮古島での最低気温の極値は、1967年1月16日の6.9℃である。

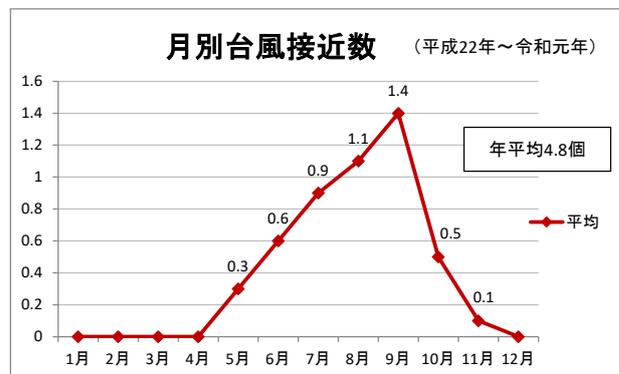
また、宮古島市は、台風銀座とも称されるように、台風の接近等が非常に多い地域である。平成22年から令和元年までに宮古島市へ接近した台風の平均は、年間4.8回であり、7月から9月にかけてが多くなる。過去に、宮古島に接近し、特に甚大な被害をもたらした台風が、1959年9月14日～16日にかけての宮古島台風（台風名：サラ）、1966年9月4日～6日にかけての第2宮古島台風（台風名：コラ）、1968年9月22日～23日にかけての第3宮古島台風（台風名：デラ）、2003年9月9日～12日の台風14号（台風名：マエミー）である。第2宮古島台風では、日本の平地での観測史上1位の最大瞬間風速85.3m/sを記録し、台風14号では、電柱がなぎ倒されるなどの被害が記憶に新しい。



第5図 宮古島の月別の降水量と気温



第6図 宮古島市への年間台風接近数



第7図 宮古島市への月別台風接近数



写真14



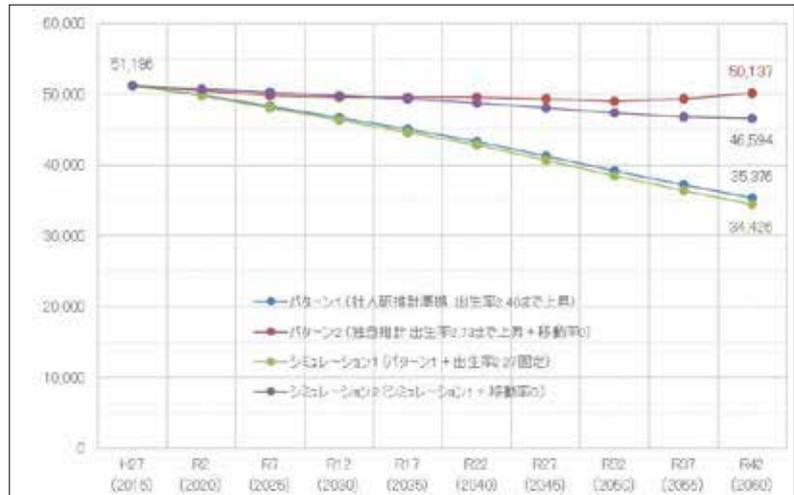
写真15 台風14号(2003年)通過後の状況

第2節 社会的環境

1. 人口の推移

国勢調査による大正9年からの人口の推移をみると、大正9年以降、昭和15年にやや減少するものの、それ以外は増加傾向にあり、人口のピークは、昭和30年の72,096人である。一世帯あたりの人口も、5人を越えていた。しかし、昭和35年以降は、減少をつづけ、平成27年には、51,186人にまで減少している。令和2年には、52,931人へと僅かに増加に転じているが、一世帯あたりの人口は、2.18人と最も少なくなっている。令和7年8月現在の人口は、●●人である（住基登録人口）。

今後の、宮古島の人口の推移としては、複数のシミュレーションが想定されているが、いずれも減少傾向にあり、2060年時点で、最も多い人口推移の想定で50,137人、最も少なくて34,426人が想定されている。



第8図 宮古島の将来人口推移〔第2期宮古島市人口ビジョン 宮古島市まち・ひと・しごと創生（令和2年宮古島市）より転載〕

2. 交通機関

現在、宮古島市へのアクセスは空路が中心となっている。宮古空港では、宮古と那覇間を中心として、多良間空港、石垣空港を結ぶ県内の離島便に加え、羽田空港、関西国際空港、中部国際空港などの大都市圏を結ぶ路線も1日に1往復程度の便が設けられている。その他、2019年からは、下地島空港も民間利用が開始され、スカイマークなどの航空会社により羽田空港や、神戸空港への運航や、香港行き等の国際線も運航され、宮古島への空路の活用の幅が広がっている。

海路としては、宮古島の平良港と多良間島の多良間港を結ぶ海路のみで、1日1往復が運航している。その他の海路は、貨物船で、那覇、石垣、台湾高雄間などが結ばれている。

島内での住民の交通手段は、車であり、1世帯あたりの車の保有台数は約1.8台である。観光客の多くが、レンタカーを利用しており、市内でもレンタカー会社が平成30年度末から令和5年度末の5か年間で3倍弱に急増している。

その他の交通手段としては市内各地を結ぶバスも長らく利用されている。近年では、クルーズ船利用者の交通手段として、大型バスが利用されるようになり、市民や観光客のバスの利用の促進を図るための事業も展開している。



第9図 宮古島市を結ぶ空路・海路

3. 観光

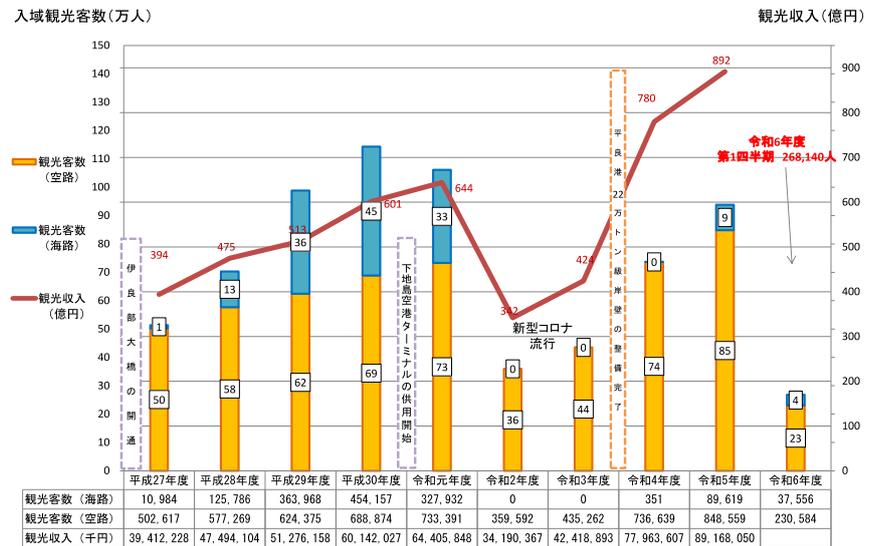
宮古島市の入域観光客数は、平成26年度までは年間40万人前後を推移していたが、令和6年時には、年間100万人を越えるにまで急増している。観光客が増加した要因としては、平成27年の伊良部大橋の開通、平成28年度からの大型クルーズ船の入港数の増加、令和元年からの下地島空港の供用開始が大きい。また、国外の観光客が増加したことも大きな変化である。

令和2年から令和4年にかけては、新型コロナウイルスの流行により、一次的にその数は落ち込んだものの、平成30年度には、110万人を越えていた。第10図にみられるように、クルーズ船による観光客数の割合は徐々に増しており、その受け入れ態勢として、令和2年度には、平良港に14万トン級の岸壁の供用が開始され、令和4年には平良港に22万トン級岸壁の整備が行われている。クルーズ船の利用者の多くは国外の観光客であり、クルーズ船による入域観光客数が多かった平成30年度で国別にみると、最も多いのが中国で17万6462人、2位が台湾で5万6494人、3位が香港で2万5384人であり、圧倒的に中国からの観光客が多い状況にあった。また、下地島空港においても、ソウル、香港などの国際線も運航しており、より多様な外国人観光客のアクセスがみられる。

また、国内利用者も空路の利用を中心に増加し、令和5年度にはコロナ過以前よりも多い85万に達している。クルーズ船利用者は宿泊がほばないものの、国内利用者の増加は、宮古島市内におけるホテルなどの観光施設建設の増加の大きな要因となっている。さらにその建設業に携わる島外からの利用者を受け入れるための、宿泊施設等の建設の増加にもつながっている。

宮古圏域の入域観光客数・観光収入

作成：沖縄県宮古事務所総務課
引用：宮古島市「入域観光客数について」
沖縄県観光協会調査「観光統計実態調査」
「外国人観光客実態調査報告書」



第10図 宮古圏域の入域観光客数・観光収入



写真16 平良港に寄港する大型クルーズ船



写真17 下地島空港

4. 文化関連施設と団体

(1) 文化関連施設

①宮古島市総合博物館

宮古島市総合博物館（以下、博物館とする）は、宮古の自然と歴史、民俗、文化を明らかにすることを目的に平成元年11月1日（当時は平良市総合博物館）に開館した。文化財保護の一環として昭和54年に暫定的に設置された平良市歴史民俗資料館の史資料を引き継ぎ、これに自然科学・美術工芸部門を組み入れて、新たに総合博物館として誕生した。

県内の市町村博物館では唯一の総合博物館であり、自然資料、旧家資料、歴史資料、民俗資料、美術・工芸資料、視聴覚資料などの多くの収蔵品を有している。博物館では、年に約4回ほどの企画展に加え、博物館講座や、子ども博物館、博物館紀要の発刊などの活動を行っている。宮古島の歴史、民俗、自然、美術工芸を1つの施設で学ぶことができ、県外からの来館者も多く、年間約10000～15000人の来館者がある。



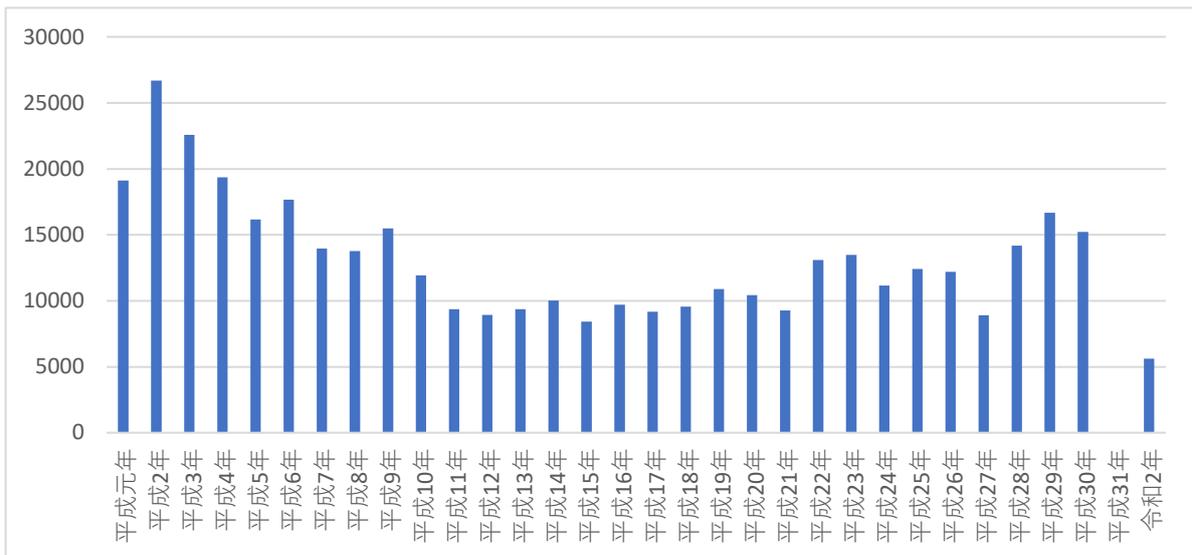
写真18 宮古島市総合博物館外観



写真19 忠導氏仲宗根家関係資料（市指定）



写真20 子ども博物館（苧麻にふれよう）



第11図 宮古島市総合博物館の入館者数

②宮古島市歴史文化資料館

宮古島市歴史文化資料館は、旧城辺地域内の中学校を1つに統廃合し、使用されなくなった砂川中の校舎を令和3年9月から利用し、常設展示室（埋蔵文化財展示室、苧麻績み展示室）や市史編さん室、埋蔵文化財資料整理室、埋蔵文化財収蔵室、企画展示室、文化講座室などの整備を行っている。歴史文化資料館では、埋蔵文化財と苧麻糸手続きに重点をおき、博物館での展示の理解をさらに深める内容となっている。

宮古島市歴史文化資料館の利用者は、令和4年度が346人、令和5年度が1973人、令和6年度が2969人（2月末時点）である。同館では、苧麻糸展示室の整備を進めるとともに、ブーンミ講座や、年に2～4回の企画展と、年8～10回の文化講座等を開催している。

③宮古馬放牧場

宮古馬放牧場は、城辺字長間に所在し、宮古馬保存会と宮古島市教育委員会とで宮古馬の保存と、繁殖・増頭を目的として宮古馬の集団飼育を行うとともに、令和5年9月からは、宮古馬を市民及び観光客などに周知することを目的として、宮古馬の歴史や、宮古馬の特徴などについて解説を行い、施設内の宮古馬に餌やり体験等を通して、今後の利活用にむけた試験的な無料見学案内（予約制）を実施している。令和6年2月時点で、雄馬6頭、雌馬5頭の計11頭を飼養している。令和5年の利用者数は、362組・1107人（7カ月間）、令和6年度は、673組・1936人（2月末時点）である。

④ツマグロゼミ増殖施設

ツマグロゼミ増殖施設は、上野字新里に所在し、市指定天然記念物であるツマグロゼミを増殖、保護するために1996年に整備された施設である。施設内には、ツマグロゼミの生育木となるイスノキが多く植林されている。ツマグロゼミは、梅雨時期の5月～6月に羽化し、同施設は、ツマグロゼミの一大羽化地となっている。羽化の時期になると、地域の子どもたちにより、施設内の草刈り活動などが行われている。



写真 21 宮古島市歴史文化資料館外観



写真 22 企画展示室・展示風景



写真 23 宮古馬放牧場・雄馬の牧柵



写真 24 ツマグロゼミ増殖施設

⑤宮古島市文化ホール（マティダ市民劇場）

宮古島市文化ホール（マティダ市民劇場）は、宮古島市教育委員会生涯学習振興課が所管しており、音響施設などを兼ね備えた全 892 席を有する宮古島市最大規模の施設である。音楽演奏や、演劇、シンポジウムなどが開催され、令和 2 年度には、年間 40161 人が、令和 6 年度には年間 34767 人の利用者数がある。



写真 25 宮古島市文化ホール正面の外観

⑥宮古島市未来創造センター（宮古島市立図書館・宮古島市中央公民館）

宮古島市未来創造センターは、2019 年に開館した図書館と公民館の複合施設の総称である。市街地に近い位置にあり、駐車スペースも確保されているため、利用しやすい立地環境にある。

図書館内には、一般図書資料エリアのほか、子どもエリアや郷土エリアも充実している。ギャラリーや新聞コーナーが設けられており、令和 5 年度の年間利用者数は 175,633 人と、過去最高の利用者数であった。蔵書数は、令和 5 年度時で 207,968 冊で、年間貸し出し数は 255,097 冊である。図書館では、令和 4 年 12 月から電子図書館もスタートしている。

公民館施設は、未来創造センターの中央公民館を中心に、久松地区公民館、下崎地区公民館、西原地区公民館、城辺公民館、上野公民館、下地公民館、伊良部公民館という地方公民館がある。中央公民館には、300 人を収容できる多目的ホールの他に、スタジオ 1～3、研修棟、調理棟、ギャラリーなどの施設を有し、年間 37,422 人が利用している。各公民館では、多彩な講座が開設され、年に 1 度公民館まつりが開催されている。

（2）文化関連団体

①宮古上布保持団体

宮古上布保持団体は、国指定重要無形文化財「宮古上布」の技術保持者で構成され、令和 7 年 2 月末時点での会員数は 17 名である。保持団体では、国・県・市からの補助を受け、宮古上布の技術の伝承や、技術研究を行っているほか、団体が収蔵している宮古上布のコレクション展などを開催している。

②宮古苧麻績み保存会

宮古苧麻績み保存会は、国選定保存技術「苧麻糸手績み」の技術保存団体であり、令和 7 年 2 月時点で、77 人の会員で構成されている。保存会では、国・県からの補助を受け、苧麻糸手績みの研修を行い、その技術の伝承と普及に努めている。

③宮古馬保存会

宮古馬保存会は、沖縄県の天然記念物である宮古馬の管理団体であり、令和 7 年 2 月時点で、2 名の個人会員、1 団体で構成され、宮古馬の保存と利活用を行っている。

④その他

宮古島市の指定文化財の中には、自治体や保存会などが管理者となっている文化財がある。これらの管理団体には、宮古島市教育委員会より、宮古島市指定文化財等保存管理補助金を交付し、その適正な保存と管理に努めている。

第3節 歴史的背景

1. 人類渡来の痕跡 - 旧石器時代 -

沖縄県内には、山下町第一洞穴遺跡（那覇市）をはじめ、港川フィッシャー遺跡（八重瀬町）、白保竿根田原洞穴遺跡（石垣市）等の旧石器時代の遺跡が分布する。沖縄県内の旧石器時代の大きな特徴は、人骨の出土は数多く確認されるが、石器などの遺物が出土がない点にある。そのため、旧石器時代ではなく、後期更新世という時代区分が用いられる場合もある。多数の旧石器時代の人骨が発見される沖縄県内の島々は、これらの人々が渡来したルートや時期についても活発な研究が行われている地域でもある。



第8図 東アジアの旧石器人骨出土遺跡

宮古島市内の旧石器時代の遺跡としては、ピンザアブ洞穴遺跡がある。ピンザアブ洞穴は、

1982（昭和57）～1984（昭和59）年にかけて沖縄県教育委員会によって発掘調査が行われた。発掘調査では、石器などの人工遺物は出土しなかったものの、頭骨片などの人骨が出土し、隣接して確認された炭化物の放射性炭素年代の測定値は、 $25800 \pm 900\text{BP}$ 、 $26800 \pm 1300\text{BP}$ であり、出土人骨も同時期のものと考えられている。また、発掘調査では、ミヤコノロジカやイノシシなどの多量の動物骨が出土している。ミヤコノロジカは、現在宮古島市内でのみ確認されている。同時期の沖縄県内の遺跡からは、リュウキュウジカや、リュウキュウムカシキョンの2種のシカ骨が出土するが、宮古島市内では、これら2種のシカ骨の出土は確認されておらず、その分布や渡来ルートについては明確にされていない。

年代的に旧石器時代よりやや下るが、約1万年前の遺跡としてツツピスキアブがある。ツツピスキアブは、2009（平成21）年～2010（平成22）年にかけて宮古島市教育委員会が発掘調査を行った。約9000～10000年まの層位からは、ミヤコノロジカやイノシシ骨とともに、チャート製の石器が出土し、未加工のチャートの円礫も多数出土している。人為的な遺物の出土する遺跡としては、ツツピスキアブが宮古島市内で最も古い遺跡となる。ツツピスキアブでは、この層よりもさらに下の地層では、炭化物が密に検出されており、炭化物の放射性炭素年代測定は、約10000年前の年代がえられている。県内の他地域との関連性も含め、現在も研究が進められている。



写真26 ピンザアブ洞穴内での調査風景



写真27 ピンザアブ洞穴より出土した人骨



写真 28 ツツピスキアブ発掘調査風景



写真 29 ツツピスキアブ出土石器

2. 宮古・八重山諸島独自の先史文化 - 無土器期 -

縄文から弥生時代にかけて、沖縄諸島は独自の文化要素を有しながらも、少なからず北からの文化の影響を受けている。しかし、沖縄島と宮古島の中に位置する約 300 km の海域は、これらの文化の波及が及ばず、無土器期という宮古・八重山諸島独自の文化が展開する。

宮古島市内における無土器期の年代は、放射性炭素年代測定値の結果などから約 2900 年前から 1200 年前に位置づけられる。無土器期は、その字が示すように土器の出土が確認されていない遺跡の時代であり、国内では、宮古・八重山諸島にのみ確認される文化である。

宮古島市内の無土器期の遺跡は、放射性炭素年代の測定値から、2900 年～1900 年前の前半期の浦底遺跡、アラフ遺跡などと、1500 年～1200 年前の後半期の島尻南嶺の長墓遺跡、友利元島遺跡に時期区分される。

前半期の浦底遺跡、アラフ遺跡は、宮古島の東海岸に位置する遺跡である。海岸線は弓なりの弧状をなし、海域部には遠浅のリーフが発達する。陸域部には、砂丘が形成され、

後背の丘陵中腹部あたりからは、湧水が海岸線にむけて流れ出ている。土器を有しない人々の調理法を示す遺構と考えられているのが、集石遺構である。火を受けた石灰岩がまとまった状態で検出されるこの遺構は、アースオープンもしくはストーンボイリングの跡と推察される。また、無土器期の遺跡からは、シャコガイを素材とした貝斧が多く出土する。シャコガイ製貝斧は、フィリピンや太平洋諸島の島々の遺跡からも出土する道具であるが、浦底遺跡からは、製作途中のものも含め 200 本以上ものシャコガイ製貝斧が出土しており、世界でも類をみない出土量である。アラフ遺跡からは、用途の異なるシャコガイ製貝斧 4 点と枝サンゴ 1 点がまとまった状態で検出されており、本来は植物性の容器に入れて埋納した跡であり、祭祀的な意味を有していたと考えられている。その他にも、スイジガイ製利器やサメ歯有孔製品など多様な貝、骨製品が出土する。



写真 30 アラフ遺跡遠景



写真 31 浦底遺跡出土のシャコガイ製貝斧

3. 島外からの文化の波及－グスク時代（古琉球期）－

11世紀後半から12世紀になると、北からの新たな文化の波及が宮古島に訪れる。これは、この時期の遺跡から県内では共通して、滑石製石鍋及びその関連製品、カムイヤキ、白磁玉縁碗が出土するためである。また、放射性炭素年代測定によって、この時期に埋葬された人骨の遺構も複数例確認されおり、沖縄島からの文化の波及があったことは明らかである。

その後、13世紀後半から14世紀中頃になると、宮古島市内の遺跡から出土する遺物の量が増えてくる。遺跡から出土する中国産の陶磁器の種類を分析すると、この時期の宮古・



写真 32 住屋遺跡

八重山諸島と沖縄諸島とは出土する中国産陶磁器の種類に違いがあることが分かっている。13世紀後半から14世紀中頃にかけては、これまでの北からの交易路ではなく、中国南部から台湾を経て八重山諸島、宮古諸島へといたる南からの新しい交易が形成され、新たな文化の波及が宮古諸島にあったことが分かっている。また、この時期、宮古島東部の標高の高い丘陵部に石積みをもった遺跡が数多く形成されるようになる。代表的な遺跡としては、高腰城跡や、大浦多志城跡、オイオキバル遺跡などがある。これらの石積みは、未加工の石灰岩を積み上げた野面積みで、丘陵上部を囲うようにして積まれている。1727年に編纂された『雍正旧記』では、石積みをもった遺跡の多くには、按司とよばれる地域の有力者の居城であったと記されている。

15世紀中頃から16世紀になると、宮古島市の集落遺跡から出土する遺物の量はさらに急増し、市内各地に多くの遺跡が形成されてくる。この時代の遺跡、海岸線や海岸を望む丘陵台地に立地しており、多くの掘立柱建物や、埋葬遺構などが確認されている。また、外間遺跡や、根間・西里遺跡では、ごみ捨て場と考えられる大きな穴（大型土坑）から多量の土器や、陶磁器とともに、当時の食料であった貝や動物骨、オオムギやアワなどが出土し、集落の人々の生活の様子も垣間見える。また、16世紀になると1500年のオヤケアカハチの乱にも見えるように、宮古島の仲宗根豊見親は、首里王府軍の先導を務めており、首里王府の支配下にあった。

4. 近世琉球期

近世琉球期は、1609年の薩摩侵攻から1879年の廃藩置県までの時期を示す。近世琉球期になると、首里王府から在番が派遣されるとともに、宮古島市は平良、下地、砂川の3つの間切りとよばれる行政区が設けられ、各間切を治める頭や、地方役人の制度も整備されていった。また、古琉球期に引き続き、漲水泊（現在の平良港）が宮古島唯一の交易港として使用され、その港の周辺には、在番仮屋や蔵元などが整備され、宮古島の港湾、行政の中心となった。

琉球王府の統治にともない、税制も整備された。宮古・八重山諸島においては、人頭税とよばれる15歳から55歳までの男女を対象に、定額納税の制度がしかれる。人頭税制のもと、男性は粟を、女性は反布が租税として課せられた。近世琉球期になると、各集落に番所とよばれる役人がつめて、業務を行う施設が整備される。これらの村番所は、現在の公民館と場所が重複することが多いが、この村番所をブンミャーとも称する。これは、村番所を直接示す名称ではなく、村番所内に設けられた、上布の製作施設のことをいう。ブンミャー内では、集落から選ばれた織りの上手な女性が集められ、役人の監視下のもとで、首里王府より発注された図案の上布の製作に

従事させられた。

また、士族層と農民などの階級差がより顕著になったのも、近世琉球期の段階からである。士族層では、家譜の編さんが進められ、文化財指定されているような「豊見親墓」や、「西ツガ墓」などの大型の墓の建造などもみられる。代表的な士族としては、仲宗根豊見親の子孫となる忠導氏仲宗根家、与那覇勢頭豊見の子孫となる白川氏などがあげられる。

その他、18世紀後半から19世紀中頃にかけて、宮古島を含む沖縄県の周辺海域で、イギリスを中心とした西欧船が行きかうようになる。これらの西欧船は、中国の上海あたりから、アメリカや自国を結ぶ交易路として活発に使用されるようになり、在番記にも数多くの異国船が座礁していることが分かる。

5. 近代 - 人頭税の廃止運動 -

近世琉球期から、宮古島の農民を苦しめ続けた人頭税の税制度について、1887（明治20）年ごろから、宮古農民の間に「島政改革・人頭税廃止」を要求する農民運動が展開された。人頭税撤廃運動は旧支配層、官権の厳しい弾圧を受けたが、宮古30余村の農民は結束を固め、明治政府ならびに帝国議会への請願代表として中村十作・城間正安・平良真牛・西里蒲の4名を上京させ関係機関に陳情させた。

1894年（明治27）年3月、人頭税廃止の確約を得て一行が帰ると、農民は総出で漲水港に迎え鏡原馬場において盛大な祝宴と競馬やクイチャーなどを催し宿願達成の喜びを分かち合ったと伝えられている。

6. 沖縄戦時の宮古

宮古島で、戦争の足音が近づき始めたのは、昭和18年の海軍飛行場の建設に伴う、土地の接収の頃からである。平坦な島である宮古島には、先の海軍飛行場に加え、陸軍中飛行場や、西飛行場という3つの空港が整備される。当初、宮古島へも上陸の可能性があるため、約6,500人が生活をする宮古島市内に、約30,000もの兵が配備される。幸いなことに、宮古島市において、地上戦はなかったものの、十・十空襲や、五・四艦砲などによる被害を受けており、昭和20年の3月以降は、ほぼ毎日のように空襲を受けている。空襲の対象の多くは、空港の滑走路であったため、住民も含め昼夜を問わず、滑走路の補修工事が行われた。また、宮古島での沖縄戦の特徴としては、約30,000もの兵が入島することにより、食料不足と、居住域拡大のためのマラリアの蔓延によって多くの犠牲者がでたことにある。

宮古島市教育員会では、平成29年度より戦争遺跡の分布調査を行っており、現在までに約200以上の戦争遺跡が確認されている。



写真33 下里添の野戦重火器秘
匿壕群



写真34 平和学習風景

7. 戦後～現在

大西洋戦争終結と米軍が施政権布告宣言をした1945(昭和20)年から、日本復帰の1972(昭和47)年までの期間は、米軍占領期である。宮古諸島も、米軍の占領下となり、現在の野原岳の航空自衛隊の場所は、米軍の基地が置かれていた。行政機能としては、宮古支庁を頂点とする体制が継続するが、1946(昭和21)年には、宮古郡郡会が開かれ、戦後の宮古群島の行政が本格化した。1952(昭和27)年には、琉球政府が創立され、宮古・八重山にも地方庁が開設される。この時期、宮古島の生活を大きく変えたのが電気・水道・栈橋の3つの市民生活の基盤を整備した、石原雅太郎による三大事業である。

やがて、27年の米軍占領期を経て、1972(昭和47)年に、沖縄県は日本に復帰する。復帰に伴い、市内での開発行為も活発化し、生活の様子も変化していく。宮古島の農業を大きく変えた地下ダムの建設事業は、1987(昭和62)年に始まり、それに伴う農業に機械化を推進するためのほ場整備工事も市内全域で行われるようになる。また、1986(昭和61)年には、池間大橋の工事が着工し、その後は、来間大橋、伊良部大橋が建設され、島の人口や生活の様子などが徐々に変化してきている。文化・スポーツ面では、1985(昭和60)年に、第1回宮古島トライアスロン大会が開催され、現在にいたるまで、宮古島市を代表する一大イベントとなっている。

2005(平成17)年、旧平良市、城辺町、下地町、伊良部町、上野村の1市3町1村が合併し、宮古島市が誕生した。

第3章 宮古島の文化財の概要

第1節 文化財の概要

1. 指定等文化財の概要

宮古島市内には、令和7(2025)年8月末時点で、国・県・市指定文化財が152件であり、沖縄県内では、最多の数である。内訳としては、国指定文化財が11件、国選択文化財が2件、国選定文化財が1件、国登録文化財が3件、県指定文化財が15件、県選択文化財が1件、市指定文化財が121件である。なお、宮古島の登録文化財制度はあるものの、登録件数は0件である。

第 表 宮古島市内の指定文化財内訳

類形		国指定・選定	国選択	県指定	県選択	市町村指定	国登録	市町村登録	合計	
有形文化財	建造物	1	0	0	0	5	2	0	8	
	美術工芸品	絵画	0	0	0	0	0	0	0	0
		彫刻	0	0	0	0	0	0	0	0
		工芸品	0	0	0	0	0	0	0	0
		書跡・典籍	0	0	0	0	4	0	0	4
		古文書	0	0	0	0	2	0	0	2
		考古資料	0	0	0	0	0	0	0	0
歴史資料	0	0	0	0	2	0	0	2		
無形文化財		2	2	0	1	0	0	0	5	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	3	0	13	0	0	16	
	無形の民俗文化財	1	0	1	0	15	0	0	17	
記念物	遺跡	2	0	7	0	55	0	0	64	
	名勝地	3	0	0	0	3	1	0	7	
	動物・植物・地質 鉱物	3	0	5	0	22	0	0	30	
文化的景観		0	-	-	-	-	-	0	0	
歴史的建造物群		0	-	-	-	-	-	0	0	
合計		12	2	16	1	121	3	0	155	

2. 未指定文化財

宮古島市において、令和7年8月時点で把握している未指定文化財の件数は、41件である。

その内訳としては、考古資料1件、有形の民俗文化財が13件、遺跡が16件、天然記念物が9件、その他(方言)が1件となっている。

現在の指定文化財と同様に、有形の民俗文化財、遺跡が多い傾向にあるが、遺跡の内訳をみると、16件の内、10件が戦争遺跡となっており、戦後80年をむかえ、戦争遺跡への関心の高まりがうかがえる。



写真 オイオキバル遺跡

第 表 未指定文化財内訳

類型		合計	
有形文化財	建造物	0	
	美術工芸品	絵画	0
		彫刻	0
		工芸品	0
		書跡・典籍	1
		古文書	0
		考古資料	1
		歴史史料	1
無形文化財	0		
民俗文化財	有形の民俗文化財	12	
	無形の民俗文化財	0	
記念物	遺跡	16	
	名勝地	0	
	動物・植物・地質鉱物	8	
文化的景観	0		
伝統的建造物群	0		
その他	宮古島の方言	1	
合計		40	



写真 海軍の地下壕群



写真 パナタガー嶺の野戦重火器砲壕跡

第 表 未指定文化財一覧

番号	種類		名称	所在地	備考	
1	有形文化財	美術工芸品	典籍	「知野里壺」碑	平良	
2		美術工芸品	考古資料	アラフ遺跡出土貝斧埋納資料	城辺字新城	
3		美術工芸品	歴史資料	祥雲寺関係資料	平良字東仲宗根添	宮古島市総合博物館収蔵
4	民俗文化財		有形の民俗文化財	アースミャーカ	下地字来間	
5			有形の民俗文化財	前ぬ井と後の井（ツガガー）	上野字野原	前ぬ井は自衛隊基地内
6			有形の民俗文化財	トーガー（フキガー）	平良字福山	唐人大浦多志
7			有形の民俗文化財	イザガー	平良字福山	唐人大浦多志
8			有形の民俗文化財	名称不明（ミャーカ）	伊良部字伊良部	
9			有形の民俗文化財	マキガー	伊良部字池間添	大和井類似の井
10			有形の民俗文化財	後ぬ井と石畳道	上野字野原	一部残る
11			有形の民俗文化財	狩侯の石門（西の門）	平良字狩侯	狩侯三石門の一つで現存
12			有形の民俗文化財	比嘉の大川（ウブカー）	城辺字比嘉	
13			有形の民俗文化財	長山御嶽	伊良部字池間添	
14			有形の民俗文化財	神ぬ山	平良字狩侯	
15			有形の民俗文化財	ツカサダーと石川	下地字石川	

第 表 未指定文化財一覧

番号	種類	名称	所在地	備考
16	遺跡	箕島遺跡	城辺字友利	古琉球期
17	遺跡	砂川元島遺跡	城辺字砂川	古琉球期～近世琉球
18	遺跡	保里遺跡	平良字荷川取	古琉球期
19	遺跡	オイオキ原遺跡	平良字福山	古琉球期
20	遺跡	新里元島	上野字新里	古琉球期～近世琉球
21	遺跡	宮国元島	上野字	古琉球期～近世琉球
22	遺跡	あやぶにの墓	城辺字友利	古琉球期～近世琉球
23	遺跡	パナタガー嶺の野戦重火砲壕跡	平良字大浦	戦争遺跡
24	遺跡	二重越の地下壕群	平良字東仲宗根	戦争遺跡
25	遺跡	海軍の地下壕群	平良字東仲宗根	戦争遺跡。植物園の裏
26	遺跡	海軍電波探知機跡	城辺字下北	戦争遺跡
27	遺跡	東保茶根の戦争遺跡群	城辺字友利	戦争遺跡
28	遺跡	陸軍中飛行場戦闘指揮所跡	上野字野原	戦争遺跡
29	遺跡	御真影奉遷所壕跡	上野字野原	戦争遺跡
30	遺跡	池間の奉安殿	平良字池間	戦争遺跡。修復の必要あり
31	遺跡	南静園の戦争遺跡群	平良字島尻	戦争遺跡
32	植物	伊良部の大樹	伊良部字仲地	宮の華酒造所の隣
33	地質鉱物	宮古島ビーチロック群	城辺字保良・吉野・新城 福山・大浦・来間島	マイバー・ユドマリヤ・吉野 新城・クバスバマ・ウブ カード ナガマバマ
34	地質鉱物	大神島露頭	大神島	化石・鉱物等 波痕（クロスラミナ）
35	地質鉱物	比嘉のタカサワ露頭	城辺字比嘉	
36	地質鉱物	ヤーバル洞穴	平良	島内唯一の縦穴洞
37	地質鉱物	池間島円筒状縦穴地形	平良字池間	埋没化石林地形説 浸食地形説 海岸と潮間帯に分布
38	地質鉱物	シギラビーチ海岸	上野	隆起サンゴ礁地形
39	地質鉱物	佐和田津波石群	伊良部	明和津波石群 転石群
40	その他	宮古島市の方言	宮古島市内	

3. ユネスコ無形文化遺産

宮古島のパーントゥ（島尻のパーントゥ、野原のサティパロウ）を含めた「来訪神：仮面・仮装の神々」が2018年にユネスコの無形文化遺産に登録された。

4. 文化財の概要と特徴

(1) 有形文化財・建造物

建造物は、国指定の「豊見親墓」の1件に加え、市指定の「久松みゃーか（巨石墓）群」、「西ツガ墓」など5件の総計6件が文化財指定されている。年代としては、古琉球期が2件、近世琉球期が2件、近代が2件となる。地域別にみると、平良地域が4件、城辺、下地が1件と平良地域に多くみられる。

(2) 有形文化財・書跡典籍

書跡典籍は、市指定が4件であり、いずれも個人管理となっており、「本村家報本碑」、恩河里子親雲上の墓碑は、細粒砂岩を利用している。宮古島市内では、細粒砂岩の産出場所も限られていることからみても、文化財的価値が高いといえる。未指定文化財では、沖縄戦時の「知野里塚」が1件ある。

(3) 有形文化財・古文書

古文書の指定文化財は2件と少ない。古文書はいずれも近世琉球期に作成された家譜である。宮古島の士族階級の中で、家譜は多く作成されており、『平良市史』の中でも紹介されている。歴史資料内にも家譜が含まれており、近世琉球期の記録を知るうえで重要な資料群である。

(4) 有形文化財・考古資料

考古資料は、現在指定文化財は0件であるが、未指定文化財として、約2900～1900年前の「アラフ遺跡出土貝斧埋納資料」が1件あげられている。

(5) 有形文化財・歴史資料

歴史資料は、「忠導氏仲宗根家関係資料」と、「向裔氏本村家関係資料」の2件である。いずれも、複数の資料を関係資料として一括して文化財指定している。忠導氏、向裔氏とも、宮古島市を代表する有力な士族である。特に「忠導氏仲宗根家関係資料」には、忠導氏家譜正統や、御嶽由来記、雍正旧記、宮古島記事、宮古島記事仕次などの近世琉球期の歴史史料も含まれているほか、「金頭銀莖簪」は、1500年のオヤケアカハチの征討に際して、尚真王より仲宗根豊見親が授かったことが「球陽」などにも記されており、その歴史的価値は非常に高い、また、獅子や鳳凰の金細工は、当時の沖縄と、日本本土との交流を考えるうえでも非常に重要な資料である。未指定文化財では、博物館収蔵の「祥雲寺関係資料」が1件ある。

(6) 無形文化財

無形文化財は、国指定重要無形文化財「宮古上布」と、国選定保存技術「苧麻糸手績み」の2件である。宮古上布は、近世琉球期から人頭税と呼ばれる税の一つとして納められていた歴史的背景もあり、人頭税廃止後は、宮古島の一大産業として最盛期をむかえた。しかし、現在では、その生産量も激減し、その技術の保存と継承に力が入れている。宮古上布の生産が減少した背景には、和装から洋装への生活様式への変化が大きな要因とされる他、その原材料となる苧麻糸の生産量が激減したこともその要因の1つである。苧麻糸手績みについても、宮古苧麻績み保存会によってその技術の保存と継承が行われている。

(7) 有形の民俗文化財

有形の民俗文化財は、県指定の「喜佐真御嶽」、「城辺町友利のあま井」、「ウイピヤームトゥの祭場」の3件を含め、「キヤーザ井」や「スカプヤ御嶽」などの市指定13件をあわせて16件である。有形の民俗文化財の内訳をみると、御嶽関係、湧水地関係がともに7件と大きな割合を占めている。これは、集落での人々の生活に最も関わり深い、祭祀と水が反映されているといえる。未指定文化財でも、12件があげられているが、7件は水に関連する文化財であり、その他、古墓や、御嶽などがある。

(8) 無形の民俗文化財

無形の民俗文化財は、国指定の「宮古島のパーントゥ」に、市指定の「ヤーマス御願」、「川満の棒踊り」など15件を加えて16件である。その多くのは、人頭税の過酷な税制に関わるものや、豊年祭など、集落の年中行事に関係するもので占められている。これらの文化財の中でも「クイチャー」は宮古島市を代表する無形の民俗文化財であるとともに、地域によって違いもみられ、荷川取、うるか、友利のクイチャーが文化財に指定されている。

(9) 記念物・遺跡

文化財指定の件数は、64件と他の種の文化財と比べ、圧倒的に数が多い。国指定では、「大和井」、「先島諸島火番盛」(池間、狩俣、島尻、来間、砂川、大神)の2件、県指定では、「ドイツ皇帝博愛記念碑」、「仲宗根豊見親の墓」、「上比屋山遺跡」、「野原岳の霊石」、「スムリヤミヤーカーカ」、「下地町の池田缸」、「高腰城跡」の7件、市指定文化財が55件の内訳となる。文化財指定の多くは、古琉球期から近世琉球期の年代のものが多く、旧石器時代の遺跡として「ピンザアブ」、無石器期の遺跡として「アラフ遺跡」が文化財指定されている。未指定文化財は、16件あり、未指定文化財の中では、最多である。遺跡の年代の内訳をみると、グスク時代が7件、沖縄戦時9件である。

(10) 記念物・名勝地

名勝地は、国指定の「東平安名崎」や「八重干瀬」、「下地島の通り池」の3件を含め、「佐和田の浜珊瑚礁・礁湖面」、「白鳥崎岩礁海岸地形」など7件が文化財指定されている。これらの文化財は、いずれも琉球石灰岩に起因するものであり、宮古島市特有の名勝地あるといえる。

(11) 記念物・動物、植物、地質鉱物

天然記念物は、地形・地質が国指定「宮古島保良の石灰華段丘」、「下地島の通り池」、「八重干瀬」の3件に、市指定「シマジリクジラ化石」、「仲原化石」など7件を加えた10件が文化財指定されている。「下地島の通り池」、「八重干瀬」は名勝との重複指定である。先の市指定の2件は、化石関係であり、洞窟関係で2件、断層・断崖関係の2件などの種類に分けられる。

動物では、国指定の「オカヤドカリ」、「カラスバト」、「リュウキュウキンバト」、「キシノウエトカゲ」の4件に加え、県指定の宮古馬、ミヤコサワガニ、ミヤコカナヘビの3件、市指定の「ツマグロゼミ」1件の計7件が文化財に指定されている。国指定の4件は、いずれも地域を定めずの指定であるが、県指定の3件は、宮古島固有の動物である。

植物では、県指定の「国仲御嶽の植物群落」、「東平安名崎隆起珊瑚礁海岸風衝植物群落」の2件、と市指定の14件の総数16件が文化財指定されている。植物の文化財指定をみると、植物群落として一定の範囲を文化財指定するものが多く、その多くが御嶽一帯の植物群であることが一つの特徴である。御嶽は、古くから集落の神聖な場所として保護されてきているため、現在にいたるまでの、その一帯の植物群は、宮古島固有の植物相を示している。植物種としての指定は、「ミ

ヤコジマソウ」、「ミヤコジマハナワラビ」、「イラブナスビ」がある。未指定文化財としては、植物が1件、地質鉱物が8件があげられており、洞窟や海岸地形に関するものが多い。

(12) その他の文化財

その他、未指定であるが、宮古島市の方言は、ユネスコの消滅の危機にある言語の一つとされている。方言は、他地域でもそうであるように、集落ごとに、イントネーションなどが異なる、独自の要素を有している。方言も、宮古島の文化の一つであり、その他の文化財として位置づける。

第 表 国指定文化財内訳

地区	記念物					有形文化財		無形文化財		民俗文化財			合計
	天然記念物			名勝	史跡	建造物		無形文化財	選定保存技術	無形民俗	無形民俗文化財選択	有形民俗	
	植物	動物	地質			指定	登録						
平良	0	0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	6
城辺	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	3
下地	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
伊良部	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
地域を定めず	0	4	0	0	0	1	0	0	1	1	1	2	10
合計	0	4	3	3	1	2	1	2	1	1	1	3	22

※「宮古島のパーントゥ」は、島尻・野原地区をあわせて1件で集計。

※「下地島の通り池」、「八重干瀬」はいずれも名勝・天然記念物の重複指定。

※「先島火番盛」は6つの遠見を1件で集計。「豊見親墓」は3つの墓を1件で集計。

第 表 県指定文化財内訳

地区	記念物					有形文化財				民俗文化財		合計
	天然記念物			名勝	史跡	建造物	美術工芸品			無形民俗選択	有形民俗	
	植物	動物	地質				古文書	歴史資料	典籍			
平良	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	3
城辺	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	5
下地	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	3
上野	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
伊良部	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
地域を定めず	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
合計	2	3	0	0	7	0	0	0	0	1	3	12

*天然記念物（動物）の地域を定めずは、宮古馬、ミヤコサワガニ、ミヤコカナヘビの3件である。

第 表 市指定文化財内訳

旧市町村	記念物					有形文化財				民俗文化財		合計
	天然記念物			名勝	史跡	建造物	美術工芸品			無形民俗	有形民俗	
	植物	動物	地質				古文書	歴史資料	典籍			
平良	3	0	3	0	15	3	0	2	3	3	2	29
城辺	1	0	2	0	7	1	0	0	0	5	4	11
下地	6	0	0	0	6	1	1	0	0	2	4	14
上野	2	0	0	0	8	0	0	0	0	3	2	10
伊良部	0	0	1	3	19	0	1	0	1	1	1	25
地域を定めず	3	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5
合計	15	1	6	3	55	5	2	2	4	15	13	94

※伊良部の「刀剣及び古文書」は古文書・典籍の重複指定

※城辺の「佐事川嶺凝灰岩層及び佐事川の陣地壕」は戦跡・天然記念物（地質）の重複指定

※城辺のアギスは3つの地域をあわせて1件で集計同時指定。

※久松ミヤーカ（巨石墓）は3基の墓をあわせて1件で集計

※マムヤの屋敷跡・機織り場・墓は3つの構成要素で1件と集計。

*天然記念物（植物）は、イラブナスミ、ミヤコジマソウ、ミヤコジマハナワラビの3件からなる。

①指定文化財 - 有形文化財（建造物、古文書、典籍、歴史資料） -

有形文化財（建造物）

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所有者・管理者
1	建造物 国指定	平成5年4月20日	豊見親墓（仲宗根豊見親の墓、 知利真良豊見親の墓、アトシマ 墓）	平良字西仲宗根真玉3 宮古島市教育委員会
2	建造物	昭和49年8月29日	久松みゃーか（巨石墓）群	平良字久貝222、松原37・186-1・ 151 久貝自治会・松原自治会
3	建造物	昭和52年3月16日	西ツガ墓	平良字下里（小字・南方） 宮古島市教育委員会
4	建造物	平成11年8月20日	平良第一小学校の正門と石垣	平良字西里633他7筆6-8 宮古島市立平良第一小学校
5	建造物	平成14年5月14日	瑞福隧道	城辺字比嘉東原829-1・839-1~3 大川下775・797・815-2・816-1・ 817・819-3・827・828 加治多1132-1・1135-4・11361148- 1~2・1149-1、1151-3・6・7・ 1155、1162-1・1162-11・22・25・ 37 宮古島市教育委員会
6	建造物	平成29年11月22日	「ミャーツ墓」	個人

有形文化財（古文書、典籍、歴史資料）

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び 所有者・管理者
1	古文書 典籍	昭和51年3月18日	刀剣及び古文書	伊良部字伊良部133 個人
2	古文書	昭和55年1月10日	河充家の系図	下地字洲鎌438 個人
3	歴史資料	昭和56年10月21日	忠導氏仲宗根家関係資料	平良字東仲宗根281 宮古島市総合博物館
4	歴史資料	昭和61年3月26日	向裔氏本村家関係資料	平良字下里597 個人
5	典籍	昭和53年3月6日	本村家「報本」碑	平良字下里597 個人
6	典籍	昭和55年1月29日	恩河里之子親雲上の墓碑	平良字西仲宗根3-22 歴史文化ガイドの会
7	典籍	昭和55年1月29日	産業界之恩人記念碑	平良字西里（宮古神社境内） 個人



写真 西ツガ墓



写真 恩河里之子親雲上の墓碑

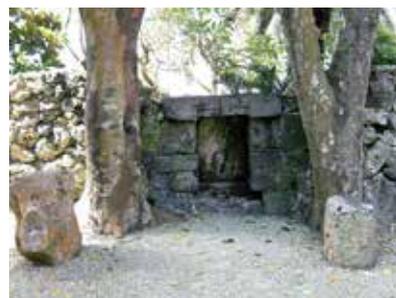


写真 本村家「報本」碑

②指定文化財－記念物（天然記念物・地質地形、動物）－

天然記念物（地形・地質）

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	国指定	平成28年10月3日	宮古島保良の石灰華段丘	宮古島市城辺字保良宮土1305番1及び地先 所有者 宮古島市
2	国指定	平成18年7月28日	下地島の通り池	伊良部字佐和田1742番地（下地島地内） 宮古島市教育委員会
3	国指定	平成25年3月27日	八重干瀬（フデ岩含む）	宮古島市平良字池間安段嶺500-2地先 宮古島市教育委員会
4	市指定	昭和52年3月16日	シマジリクジラ化石	宮古島市総合博物館
5	市指定	昭和53年1月25日	仲原化石	宮古島市城辺字仲原（海岸） 管理者 宮古島市教育委員会
6	市指定	昭和49年8月29日	島尻断層崖と海食台	宮古島市平良字島尻1141番1 管理者 島尻自治会
7	市指定	昭和62年3月23日	ツツビスキアブ（腰原嶺洞穴）	平良字下里1068（小字・嶺原） 宮古島市教育委員会
8	市指定	昭和54年2月9日	大竹中洞穴	宮古島市伊良部字佐和田105番1 所有者 宮古島市教育委員会
9	市指定	令和2年4月7日	佐事川嶺凝灰岩層及び佐事川の障地	城辺字下里添ウズラ嶺1065番地12

天然記念物（動物）

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	国指定	昭和45年11月12日	オカヤドカリ	所在地、地域を定めず指定する
2	国指定	昭和46年5月19日	カラスバト	所在地、地域を定めず指定する
3	国指定	昭和47年5月15日	リュウキュウキンバト	所在地、地域を定めず指定する
4	国指定	昭和50年6月26日	キシノウエトカゲ	所在地、地域を定めず指定する
5	県指定	平成3年1月16日	宮古馬	宮古全域 宮古馬保存会
6	県指定	平成22年9月15日	ミヤコサワガニ	所在地、地域を定めず指定する
16	県指定	令和1年6月11日	ミヤコカナヘビ	所在地－地域定めず指定する。
7	市指定	昭和62年9月5日	ツマグロゼミ	所在地、地域を定めず指定する



写真 下地島の通り池



写真 ミヤコサワガニ



写真 ツマグロゼミ

③指定文化財 - 記念物（植物・保護区） -

天然記念物（植物・保護区）

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	県指定	昭和49年2月22日	国仲御嶽の植物群落	伊良部字国仲225-1 宮古島市教育委員会
2	県指定	昭和55年4月30日	東平安名崎隆起珊瑚礁海岸風衝植物群落	宮古島市城辺字保良平安名
3	市指定	昭和62年3月23日	狩俣の植物群落	平良字狩俣・西の山・村越 狩俣自治会
4	市指定	平成12年2月14日	島尻のマングローブ林	平良字狩俣・島尻（バタラス）の公有水面 島尻自治会
5	市指定	昭和52年3月16日	飛鳥御嶽の植物群落	宮古島市平良字東仲宗根添2422番2 管理者 南増原里会
6	市指定	平成3年11月12日	前井と御神木その周辺の植物群落	城辺字下里添1039 宮古島市教育委員会
7	市指定	昭和51年7月5日	大嶽公園の植物群落	宮古島市上野字野原1190番189 管理者 野原部落会
8	市指定	昭和51年7月5日	好善ミガガマ御嶽の植物群落	宮古島市上野字野原755番755-2 管理者 宮国自治会
9	市指定	昭和53年2月8日	古墓を抱くアコウ	宮古島市下地字上地99番 所有者 宮古島市教育委員会
10	市指定	昭和53年2月8日	前山御嶽の植物群落	宮古島市下地字与那覇863番 所有者 与那覇部落会
11	市指定	昭和58年2月4日	来間島断崖の植生	宮古島市下地字来間106番9他 所有者 来間部落会
12	市指定	昭和55年1月10日	雨乞座のデイゴ	宮古島市下地字来間73番 所有者 来間部落会
13	市指定	昭和58年2月4日	トマイ御嶽の植物群落	宮古島市下地字与那覇47番 所有者 与那覇部落会
14	市指定	昭和58年2月4日	サキシマスオウの木	下地字上地、与那覇・トマイ御嶽 宮古島市教育委員会
15	市指定	平成24年9月27日	ミヤコジマソウ	所在地、地域を定めず 指定する
16	市指定	平成24年9月27日	ミヤコジマハナワラビ	所在地、地域を定めず 指定する



写真 国仲御嶽の植物群落



写真 イラブナスビ



写真 ミヤコジマハナワラビ

④指定文化財 - 記念物（名勝）・（史跡①） -

記念物（名勝）

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	国指定	平成18年7月28日	下地島の通り池	伊良部字佐和田1742番地（下地島地内）宮古島市教育委員会
2	国指定	平成19年2月6日	東平安名崎（平安名崎灯台追加指定平成26年10月6日）	城辺字保良平安名宮古島市教育委員会
3	国指定	平成25年3月27日	八重干瀬（平成26年10月6日フデ岩追加指定）	宮古島市平良字池間安段嶺500-2地先

記念物（史跡①）

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	国指定	平成4年12月18日 平成25年10月17日	大和井（大川追加指定）	字西仲369・382・384土川385～387、388-11～12、388-1・388-4、392-1・399-5※上記所在地内の道路敷を含む。
2	国指定	平成19年3月23日	先島諸島火番盛（遠見番所）平成26年3月18日大神遠見追加指定	市内6ヶ所、池間遠見（池間）狩俣遠見（狩俣）島尻遠見（島尻）来間遠見（来間）砂川遠見（榑ユエマツリノート（砂川）大神遠見（大神島）
3	県指定	昭和31年2月22日	ドイツ皇帝博愛記念碑	宮古島市平良字西里183-4 宮古島市教育委員会
4	県指定	昭和31年2月22日	仲宗根豊見親の墓	宮古島市平良字西仲宗根真玉3 宮古島市教育委員会
5	県指定	昭和31年2月22日	上比屋山遺跡	宮古島市城辺字砂川前原1007-1・1012・1030-1・1030-2 宮古島市教育委員会
6	県指定	昭和31年2月22日	野原岳の霊石	宮古島市上野字野原鏡原1190-189他（野原岳）宮古島市教育委員会
7	県指定	昭和50年2月13日	スムリヤーミヤーカー	宮古島市下地字来間248 宮古島市教育委員会
8	県指定	昭和52年7月11日	下地町の池田缸	宮古島市下地字上地ツボヤ612-1宮古島市教育委員会
9	県指定	平成3年8月2日	高腰城跡	城辺字比嘉仲尾嶺1521-3、11、14、15 宮古島市教育委員会
10	市指定	昭和49年8月29日	漲水御嶽と石垣	平良字西里8（小字・西里） 漲水御嶽奉賛会
11	市指定	昭和49年8月29日	観音堂経塚	平良字西里2（小字・西里） 祥雲寺
12	市指定	昭和49年8月29日	漲水石畳道	平良字西里・漲水 歴史文化ガイドの会
13	市指定	昭和49年9月12日	下地仁屋利社の墓碑	平良字西仲宗根162 宮古島市教育委員会
14	市指定	昭和50年8月1日	サバウツガー	伊良部字前里添553-1 宮古島市教育委員会
15	市指定	昭和50年12月11日	祥雲寺の石垣	平良字西里4（小字・西里） 祥雲寺

⑤指定文化財 - 記念物（史跡②） -

記念物（史跡②）

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
16	市指定	昭和50年12月11日	盛加ガー（洞井）	平良字東仲宗根222 東川根自治会
17	市指定	昭和51年7月5日	大嶽城跡	上野字野原（野原岳）1190-189他 野原自治会
18	市指定	昭和51年7月5日	御船の親御嶽	上野字新里107-5 新里自治会
19	市指定	昭和52年3月16日	西銘御嶽	平良字東仲宗根添2672 北増原共有地管理
20	市指定	昭和53年2月7日	島尻元島とシナカガー	平良字島尻1484～1501・1512 島尻自治会
21	市指定	昭和53年3月6日	四島の主の墓	平良字狩俣4249 個人
22	市指定	昭和53年11月15日	スサビミヤーカー	伊良部字伊良部1304 宮古島市教育委員会
23	市指定	昭和54年2月6日	鏡原馬場跡	平良字下里3034-1 宮古島市教育委員会
24	市指定	昭和54年3月9日	ドイツ商船遭難之地碑	上野字宮国749-17（ドイツ村内） 宮国自治会
25	市指定	昭和54年3月9日	ア ナ 井	上野字宮国715 宮国自治会
26	市指定	昭和54年3月9日	ア マ 井	上野字宮国527 宮国自治会
27	市指定	昭和54年3月9日	テマカ城跡	上野字宮国1557-1 名嘉山部落会
28	市指定	昭和54年3月9日	こうじん 好善ミガガマ御嶽	上野字宮国755・755-2 宮国自治会
29	市指定	昭和54年6月1日	下地島巨岩	伊良部字佐和田1742-1下地島端 宮古島市教育委員会
30	市指定	昭和54年8月3日	ヤマトブー大岩	伊良部字池間添923-5 宮古島市教育委員会
31	市指定	昭和55年6月26日	ア ラ ガ ー	伊良部字佐和田1482-1 宮古島市教育委員会
32	市指定	昭和55年11月1日	川満大殿の古墓	下地字洲鎌ハヱト280 宮古島市教育委員会
33	市指定	昭和55年11月1日	来間川（泉）	下地字来間西原99 宮古島市教育委員会
34	市指定	昭和55年11月1日	与那覇支石墓	下地字与那覇牛方里201 与那覇部落会
35	市指定	昭和55年1月10日	松村家の井戸の縁石	下地字洲鎌シモム433 個人
36	市指定	昭和56年3月27日	ピンザアブ遺跡	上野字野原豊原1190-225 （個人2名）宮古島市教育委員会
37	市指定	昭和56年7月28日	フナハガー	伊良部字伊良部1365 伊良部自治会
38	市指定	昭和56年7月28日	神里ガー	伊良部字仲地271 宮古島市教育委員会
39	市指定	昭和56年12月23日	ダキフガー	伊良部字伊良部24-1 伊良部自治会

⑥指定文化財 - 記念物（史跡③） -

記念物（史跡③）

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
40	市指定	昭和57年10月21日	住屋遺跡（俗称・尻間）	平良字西里188 宮古島市教育委員会
41	市指定	昭和58年3月24日	ミスズマ遺跡の井戸	平良字松原949 松原自治会
42	市指定	平成3年4月9日	マムヤの屋敷跡・機織り場・墓	城辺字保良 970-14（屋敷跡） " 122-2（機織り場・墓） 宮古島市教育委員会
43	市指定	平成3年4月9日	野城泉	城辺字福里2-8 宮古島市教育委員会
44	市指定	平成6年4月12日	金志川泉	城辺字友利本島445 宮古島市教育委員会
45	市指定	平成6年4月12日	保良元島遺跡	城辺字保良北久場間970-1・-7、 44・1221-66・67・184、平安名 1221-1
46	市指定	平成6年6月25日	ピャーズ御嶽 （クンマウキヤー）	伊良部字池間添923-2 宮古島市教育委員会
47	市指定	平成6年6月25日	乗瀬御嶽	伊良部字伊良部1391-10 伊良部自治会
48	市指定	平成6年6月25日	佐和田のユークイ	伊良部字佐和田248 佐和田部落会
49	市指定	平成6年6月25日	カナマラアブ	伊良部字池間添1261-3 宮古島市教育委員会
50	市指定	平成6年6月25日	ウスバリアブ	伊良部字池間添1261-5 宮古島市教育委員会
51	市指定	平成6年6月25日	タウワインミイアブ	伊良部字池間添1036-8 宮古島市教育委員会
52	市指定	平成6年6月25日	アブガーNo. 1	伊良部字池間添1777-1 宮古島市教育委員会
53	市指定	平成6年6月25日	アブガーNo. 2	伊良部字池間添1261-5 宮古島市教育委員会
54	市指定	平成6年6月25日	ヌドクピアブ	伊良部字池間添2303-1 宮古島市教育委員会
55	市指定	平成6年6月25日	ティーズアブ	伊良部字池間添2354 宮古島市教育委員会
56	市指定	平成6年6月25日	黒浜御嶽	伊良部字佐和田1181-1 佐和田部落会
57	市指定	平成7年12月11日	クバカ城跡	下地字嘉手苺181 入江自治会管理
58	市指定	平成16年4月15日	海軍特攻艇格納秘匿壕	平良字狩俣2569 狩俣自治会
59	市指定	平成19年4月25日	仲屋金盛ミャーカ	平良字東仲宗根274-1 宮古島市教育委員会
60	市指定	平成24年8月28日	大立大殿ミャーカ	平良字下里布干堂歩道 宮古島市教育委員会
61	市指定	平成28年6月16日	「乾隆三十六年大波」碑	下地字与那覇前山839-1 与那覇自治会
62	市指定	平成29年11月22日	「旧西中製糖場跡」	城辺字西里添1139番地 個人
63	市指定	平成30年12月28日	アラフ遺跡	城辺字新城1538番地 宮古島市
64	市指定	令和2年4月7日	佐事川嶺凝灰岩層及び佐事川の陣地壕	城辺字下里添ウズラ嶺1065番地12 個人

⑦指定文化財 - 民俗文化財（有形民俗） -

民俗文化財（有形民俗）

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	県指定	昭和56年2月9日	喜佐真御嶽	宮古島市下地字川満喜佐真47 宮古島市教育委員会
2	県指定	昭和56年3月30日	城辺町の友利のあま井	城辺字砂川東表原1137 宮古島市教育委員会
3	県指定	昭和56年11月5日	ウイピヤームトゥの祭場	城辺字砂川前原1030-2 宮古島市教育委員会
4	市指定	昭和51年7月5日	キャーザ井	上野字新里1380-1 新里自治会
5	市指定	昭和51年7月5日	スカプヤー御嶽	上野字宮国961 宮国自治会
6	市指定	昭和54年5月11日	魚垣	伊良部字佐和田瑚礁内 個人
7	市指定	昭和56年2月17日	赤崎御嶽	下地字与那覇1603 上地部落会
8	市指定	昭和56年2月17日	ツヌジ御嶽	下地字洲鎌571-1 宮古島市教育委員会
9	市指定	昭和56年2月17日	真屋御嶽	下地字洲鎌469-1 個人
10	市指定	昭和56年2月17日	赤名宮	下地字上地709-2 宮古島市教育委員会
11	市指定	平成3年1月8日	野加那泉	城辺字比嘉1624 宮古島市教育委員会
12	市指定	平成6年5月9日	イスウーガー（磯井）	平良字狩俣4424-1 狩俣自治会
13	市指定	平成6年5月9日	クスヌカー（後の井）	平良字狩俣4422 狩俣自治会
14	市指定	平成14年5月14日	ぐすくべのアギイス（力石）	城辺字保良132番地（七又公民館） 宮古島市教育委員会
15	市指定	平成14年5月14日	ぐすくべのアギイス（力石）	城辺字新城745-3（新城公民館） 宮古島市教育委員会
16	市指定	平成14年5月14日	ぐすくべのアギイス（力石）	城辺字西里添709-8（西中公民館） 宮古島市教育委員会
17	市指定	平成14年5月14日	七又ミーマガー	城辺字福里(サディフニヤ) 1878-2 宮古島市教育委員会
18	市指定	平成14年5月14日	山川ウプカー	城辺字長間（山川）315 宮古島市教育委員会



写真 喜佐真御嶽



写真 七又のミーマガー



写真 魚垣

⑧指定文化財 - 民俗文化財（無形民俗） -

民俗文化財（無形民俗）

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	国指定 国選択	平成5年12月13日	宮古島のパーントゥ	宮古島市島尻自治会 宮古島市上野字野原部落会
2	市指定	昭和56年2月17日	ヤーマス御願	下地字来間 来間部落会
3	市指定	昭和56年2月17日	川満の棒踊り	下地字川満 川満棒踊り保存会
4	市指定	昭和62年3月23日	荷川取のクイチャー	平良字荷川取 荷川取クイチャー保存会
5	市指定	平成2年10月20日	松原の獅子舞い（シーシャ）	平良字松原 松原自治会
6	市指定	平成2年11月14日	上区の獅子舞い	城辺字下里添（下北） 上区の獅子舞い保存会
7	市指定	平成2年11月14日	うるかクイチャー	城辺字砂川 うるかクイチャー愛好会
8	市指定	平成6年6月25日	イラウタウガニ	伊良部・地域を定めず指定 宮古島市教育委員会
9	市指定	平成6年6月25日	佐良浜ミャークツツ	伊良部字池間添、前里添 宮古島市教育委員会
10	市指定	平成7年3月1日	野原のマストーリャ	上野字野原 野原民俗芸能保存会
11	市指定	平成7年3月1日	新里の豊年祭	上野字新里 新里民俗芸能保存会
12	市指定	平成7年3月1日	宮国の大綱引き	上野字宮国 宮国民俗芸能保存会
13	市指定	平成9年9月11日	友利獅子舞	城辺字友利 友利獅子舞い保存会
14	市指定	平成9年9月11日	友利クイチャー	城辺字友利 友利郷土芸能保存会
15	市指定	平成17年9月27日	比嘉の獅子舞い	城辺字比嘉 比嘉部落民俗芸能保存会
16	市指定	平成17年9月28日	池間島のミャークツツ	平良字池間及び字前里（池間島） 池間自治会



写真 川満の棒踊り（左上）
 写真 野原のマストーリャ（左下）
 写真 友利の獅子舞（中央上）
 写真 池間島のミャークツツ（中央下）
 写真 宮国の大綱引き（右上）

⑨指定文化財－無形文化財（工芸技術）、登録文化財、選択文化財、選定文化財－

無形文化財（工芸技術）

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	重要無形文化財 国指定	昭和53年4月26日	宮古上布	宮古全域 宮古上布保持団体

登録文化財

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	有形文化財 国登録	平成19年3月16日	大野越排水溝	平良字東仲宗根添 (大野山林内)
2	有形文化財 国登録	平成25年6月21日	旧西中共同製糖場煙突	城辺字西里添西底原621-1 個人
3	記念物 国登録	平成28年10月3日	旧仲宗根氏庭園	宮古島市平良字東仲宗根外間281番地 所有者 宮古島市

選択文化財

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	無形民俗 国選択	平成14年2月12日	宮古のクイチャー	宮古全域 宮古島市教育委員会
2	無形民俗 国選択	昭和55年12月12日	野原のマストリヤー	上野字野原 野原民俗芸能保存会
3	無形民俗 県選択	昭和56年1月26日	池間島のミャークツツ	宮古島池間自治会

選定文化財

No.	種別	指定年月日	文化財の名称	所在地及び所有者・管理者
1	無形文化財 国選定	平成15年7月10日	苧麻糸手績み (保存技術)	宮古全域 宮古苧麻糸績み保存会



写真 大野越排水溝



写真 旧仲宗根氏庭園

第4章 宮古島の歴史文化の特性

1. サンゴ礁と石灰岩地形がおりなす地形・名勝

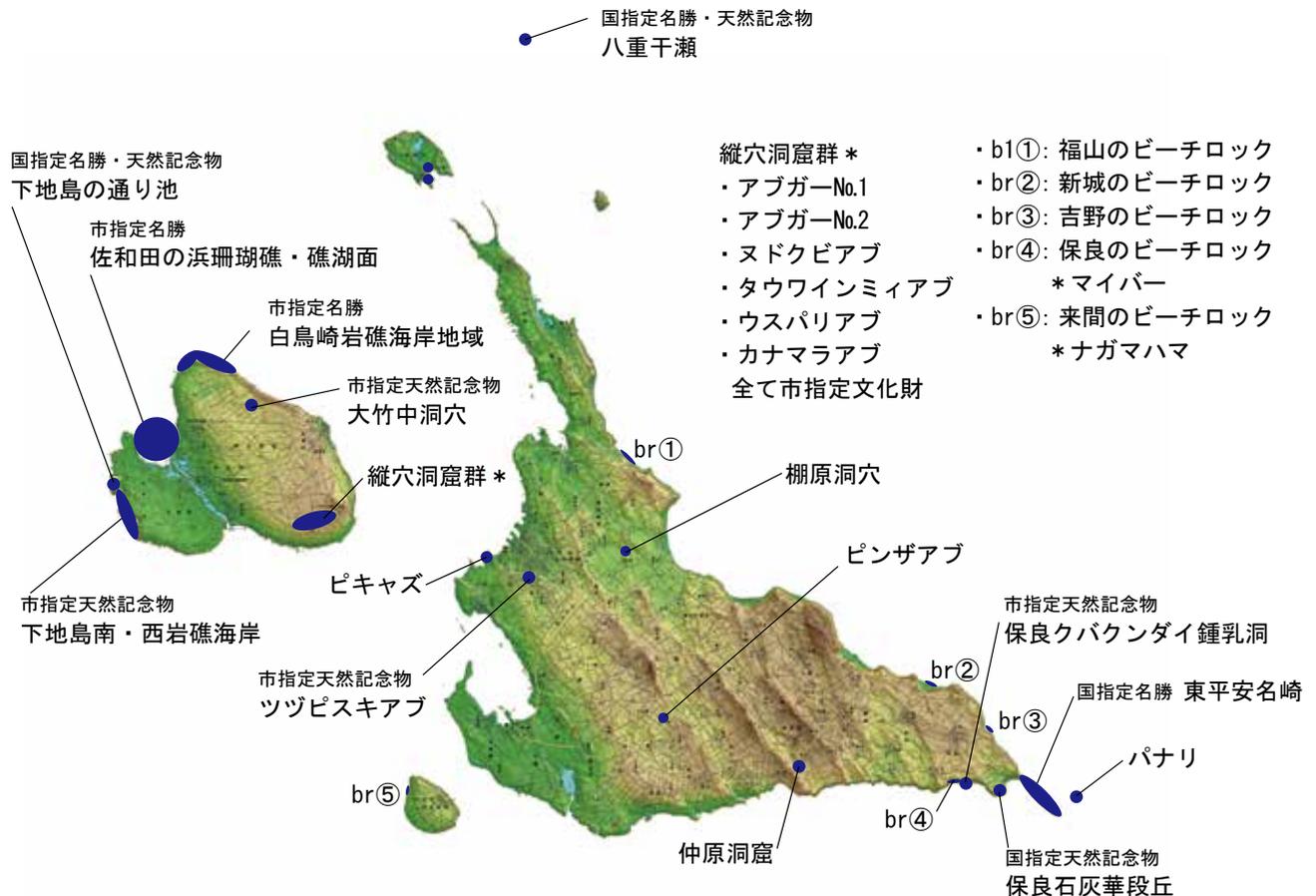
サンゴ礁が隆起してできた琉球石灰岩の島内には、水や風などの浸食により、多くの洞窟や、独特の海岸地形が形成されている。海域では、八重干瀬に代表されるようにサンゴ礁が群生をなしており、これらの陸域、海域で形成される自然景観は、宮古島市を代表するものである。

(1) 説明

宮古島市は、その大部分が珊瑚礁が隆起して形成された琉球石灰岩の地形からなる。琉球石灰岩は、浸水性が高いことに加え、波や風による浸食により独特の地形が形成される。宮古島市内には、琉球石灰岩の内部が水の浸食によって形成された洞窟が多く点在する。特に、伊良部島には、縦穴の洞窟が集中しており、その深さが40m以上に及ぶものもある。これらの洞窟内の一部には、エビなどの生物が生息していることも確認されており、独自の生態系が形成されていることも琉球石灰岩地形の特徴の一つであるといえる。

また、島尻層との不整合面から湧き出る湧水によって形成される石灰華段丘や、保良クバクンダイ鍾乳洞も、琉球石灰岩地域ならではの特異な地形であるとともに、海岸線に広い範囲にわたって形成されるビーチロック群も宮古島の北海岸を中心に形成される琉球石灰岩地域独自の地形である。

陸域では、波や風の浸食によって形成された海岸地形として国指定名勝の東平安名崎や通り池、市指定の白鳥崎岩礁海岸地形、下地島南・西海岸地形がある。これらの地域では、その一帯に生育する植物も含め、魅力的な景観を形成している。



第 図 サンゴ礁と琉球石灰岩地形位置図



写真 八重干瀬 (●●提供)

(2) 関連する主な文化財

①八重干瀬 (国指定名勝・天然記念物)

八重干瀬は、池間島の北方沖合に広がるサンゴ礁群で、東西 16.8 km、南北 14.5 km の範囲に大小 100 余りのリーフが散在する。通常は、フデ岩を除くほとんどが海面下にあるが、引きの強い大潮干潮では広大なリーフ (サンゴ礁上部) が多数海面上に姿を現す。八重干瀬は、多数のリーフがあるために航海の難所として知られているが、同時に豊かなサンゴ礁生態系に根ざした良好な漁場として古くから利用されている。八重干瀬には地形や漁場としての特徴などにちなんだ方言による地名が 140 余りつけられているほか、航海の安全祈願に関する神話伝承もあり、歴史・文化的な背景も備えている。現在も、漁場として活用されている他、マリンレジャーの場として利用されている。

②保良石灰華段丘 (国指定天然記念物)

宮古島保良の石灰華段丘は、宮古島の南海岸に位置し、東平安名崎の北西、通称・宮土の海拔 30 m の海成段丘の段丘崖下に所在しており、海拔約 5 m 付近から低潮位までの緩斜面上に、汀線にそって長さ約 70 m、幅最大約 30 m にわたり発達している。リムストーンプールは長径約 10 m ～ 数 cm 位までである。その形も角の取れた長方形や方形楕円形、半月状など様々で、大小 300 枚余りの皿状の地形が重なっている。石灰華段丘の形成開始年代については、年代測定の結果から約 3,600 年前とされており、現在もなお成長を続けていることが分かっている。



写真 保良石灰華段丘

③保良クバクンダイ鍾乳洞（市指定天然記念物）

保良クバクンダイ鍾乳洞は、宮古島保良の南側の海食崖下に開口する洞窟である。海側から洞窟内に入っていくと入口部分にはカボチャのような形をしたフローストーンが見られるほか、洞窟内部には、棚田状に形成されるリムストーンプールなど多様な鍾乳石が発達している。また、洞窟内には、ドウクツベンケイガニや、タカラウミコオロギ、ウスイロキマダラウマなどの希少な動物が確認され、その中には真洞窟棲の宮古島固有種のツヅピスキホラグモも確認されている。



写真 保良クバクンダイ鍾乳洞

④佐和田の浜珊瑚礁・礁湖面（市指定名勝）

伊良部島と下地島の北西に位置し、弧状の裾礁内（通称イノウカタパル）が佐和田の浜の礁湖であり、その中には、津波などで打ち上げられた300余り岩塊が点在する。

環礁は県内有数のもので、昔より優れた漁場として島の人々の生活を支えてきた。潮合いと天気等により変化していく海の色と、生息する熱帯の魚介類は、独特の自然を演出してくれている。また、域内には魚垣があり、水平線に沈む夕日は格別である。



写真 佐和田の浜珊瑚礁・礁湖面

⑤ツヅピスキアブ（市指定天然記念物）

平良字下里大原地区の丘陵地にあって、「ツヅピスキアブ」「ツヅヒキホラ」とも呼ばれ、市内では最大規模の洞穴である。洞穴北端の陥没開口から南端開口部にかけて長さ約85mの貫通型の広い横穴である。この「ツヅピスキアブ」は、沖縄本島と同様に第三紀層堆積後の琉球珊瑚海時代（約数10万年前）に堆積した貝・サンゴ等の堆積物が、地殻変動や海水面変動によって隆起、陸化（10～15万年前）した後、雨水などによる浸食作用によって形成されたものと推測され、城辺地区の仲原洞穴、上野地区のピンザアブとともに古い時代の洞穴と考えられている。

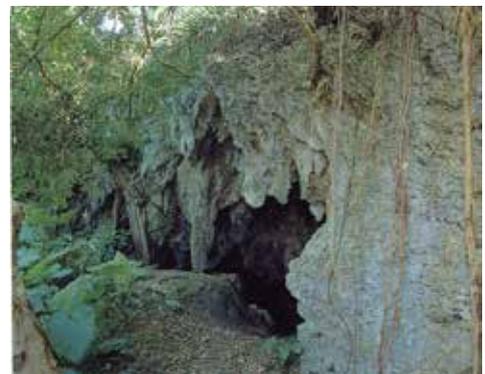


写真 ツヅピスキアブ

⑥白鳥崎岩礁海岸地域（市指定名勝）

伊良部島の北西、東シナ海に面し、県内有数の弧状の裾礁（通称白鳥干瀬）を臨む大海原と、それらの浸食により形成された岩礁地帯である。現在は西海岸公園地域にもなっているが、亜熱帯特有の岩礁性植物が数多く植生している所でもある。

伊良部島と下地島は、今から約200万年～600万年前の新生代第三紀の鮮新世にできた島尻層群の上に第四紀更新世の琉球石灰岩が重なった地層になっている。第四紀更新世の琉球石灰岩は、約200万年前に形成された石灰岩で、友利石灰岩、下地島石灰岩、白鳥崎石灰岩と言われている。友利石灰岩は、琉球石灰岩の中では比較的古い石灰岩で、牧山周辺と白鳥崎で露呈している。緻密なものはトラパーチンとも呼ばれている。白鳥崎は、風化、浸食が激しく一部は海食柵を形成している。また、新第三紀鮮新世層が露呈している貴重な場所である。

2. 宮古島の湧水群

川のない宮古島市において、湧水地は、人々の生活に必要な不可欠な存在でであった。市内に点在する湧水群は、宮古島市の自然地形と密接な関係性をもって形成され、宮古島市の歴史文化を語るうえで非常に重要な要素である。

(1) 説明

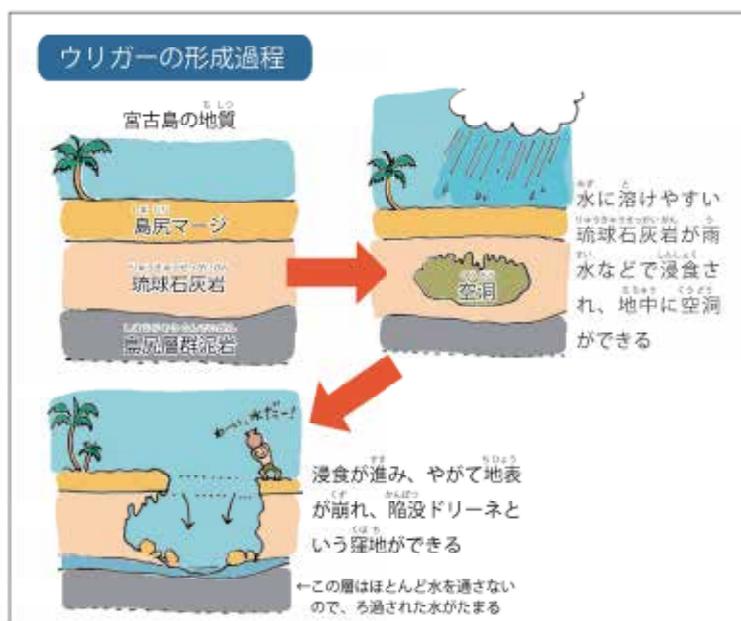
人が集落を形成し、暮らしていくために必要不可欠な資源の1つが水である。宮古島市の大部分は、琉球石灰岩を基盤にもち、その透水性の高さから河川が発達しない。そのため、水道が整備される〇〇年ごろまでは、湧水地や井戸などから水を汲み、屋敷内で貯めて使用するという生活を送っていた。

宮古島市内における、水源地は琉球石灰岩層と島尻層の不整合面にあり、その形態は大きく2つに分かれる。1つは、丘陵の中～下部または、台地上の不整合面の露頭ヶ所から水が湧き出るものである。この形態の湧水地は、野城泉、山川ウプカー、来間ガー、保良ガーなどがあり、宮古島の東海岸に多くみられ、丘陵下部に広がる低地では、この水を利用して水田が行われていた。また、流れ出る水を上流部分から区分けを行い、飲料水、生活用水（野菜の洗いや洗濯など）、牛馬が使用する水というように、利用方法を変えて使用していた。

もう一つが、地下に形成された洞窟の天井部分が崩落してドリーネ地形が形成され、その地底部から湧き出る水を利用したものである（第 図参照）。この形態の湧水地は、地表から地下へ下り水をえることからウリガーとよばれる。



写真 保良泉の利用風景



第 図 ウリガーの形成過程



写真 ウリガーから水を汲み石段をあがる女性 (●●●●)

(2) 関連する主な文化財

①大和井（国指定史跡）

大和井は、平良市街の東北に位置する泉（洞井）である。「雍正旧記」（1727年）に記されている内容から、1720年ごろに掘られたと考えられている。井戸の周りには大小の切り石を円形に積み上げてあり、上り下りの通路には石段が設けられている。

伝承によれば、首里王府派遣の在番役人など一部の者のみで使用し、一般の人々には開放されなかったといわれている。かつては泉にいたるまでに2ヶ所の門があって、水守りもいたとの言い伝えがある。宮古島の人々と水とのかかわり合い、石工技術の見事さを示す遺石造跡として類例のないものである。



写真 大和井

②友利のあま井（県指定有形民俗文化財）

城辺の字砂川と字友利の境界にあつて、友利元島遺跡の西側に隣接する自然洞窟の井泉である。降り口から湧き口までの深さは約20m、自然洞窟井泉の規模としては大きく、水量も豊かである。

1965（昭和40）年に城辺で上水道が普及する以前は、この井泉が飲料水を始め、生活を営む上の貴重な水資源であった。水を汲むのは婦女子の日課で、あま井に降りる石段の側面の岩には摩滅してしまったところが数箇所あり、当時の苦労がしのばれる。

あま井について、「雍正旧記」（1727年）には「掘年数不相知」と記されている。友利・砂川・新里の各元島（旧集落）の住民が、1771年の大津波（乾隆36年の大波）以前から現在地への集落移動後も長く利用した井泉である。

地域住民の水利用のあり方やその歴史の変遷を知る上でも価値の高い井泉である。

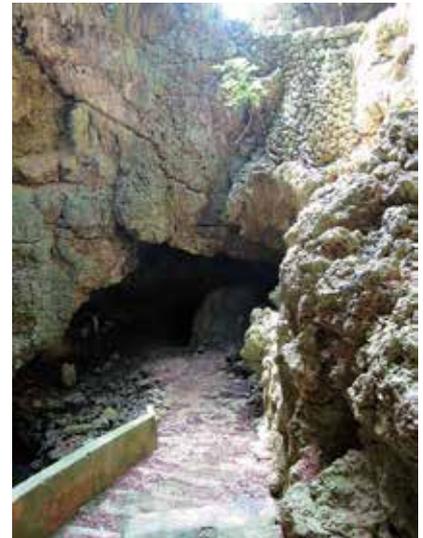


写真 友利のあま井

③山川ウプカー（市指定有形民俗文化財）

山川集落から北へ500m程の所にある湧泉である。「雍正旧記」（1727年）に「山川但洞川。掘年数不相知」と記され、間切時代から知られている湧泉である。ウプカーの水源は近在の住民の飲料水源として上水道の全面普及（1965年）まで重要な役割を担ってきた。ウプカーの水は下の海浜に流れ肥沃な土地を形成してきた。通称長間田と呼ばれる水田である。

琉球王府の尚真王が仲宗根豊見親に与えた土地でも知られる。その後、長間田は有数の米の生産地として知られ、豊見親の末裔が管理してきた。湧泉までの坂道も石畳道に改良され、湧水は広く利用されてきたが、甘蕉栽培の発達に伴い、水田は畑地に変わり、湧水はその役目を終えたが現在も水量は豊かである。



写真 山川ウプカー

3. 独自の文化を形成 - 島の環境に適応した土器を用いない先史文化 -

沖縄島と宮古島との約 300 km の海域は、縄文・弥生文化の波及を阻み、東南アジアや太平洋諸島との関連性の高い、シャコガイ製の斧が遺跡から出土する。島の環境に適応しながら、土器を用いない無土器期の先史文化は、宮古・八重山諸島にのみ、みられる独自の先史文化である。

(1) 説明

今から約 2900 年前から 1200 年前の宮古諸島には、沖縄諸島とは異なる文化が形成されました。宮古島の無土器期の遺跡は、島の東海岸の砂丘地に多く確認され、その遺跡の立地をみると、共通した環境のもとに生活していた様子がみとれる。

無土器期の遺跡からは、貝や骨を素材とし、加工した多くの道具が出土する。中でも、シャコガイを素材とした斧（以下、貝斧）は、無土器期の代表的な道具で、宮古島以北の遺跡からは出土せず、八重山諸島や東南アジア、太平洋諸島で確認されている。浦底遺跡からは、未加工品も含め約 200 本以上もの貝斧が出土し、その数は世界最多の数量をほこる。また、アラフ遺跡からは、4 本の異なる用途の貝斧と枝サンゴ片がまとまった状態で確認され、祭祀のために埋納されたもの（貝斧埋納遺構）と考えられている。

また、無土器期の遺跡からは、石灰岩やサンゴ礫を一定の範囲に集めた状態で検出される集石遺構



写真 アラフ遺跡の貝斧埋納遺構
植物性の籠に入れ、埋納されたと考えられる

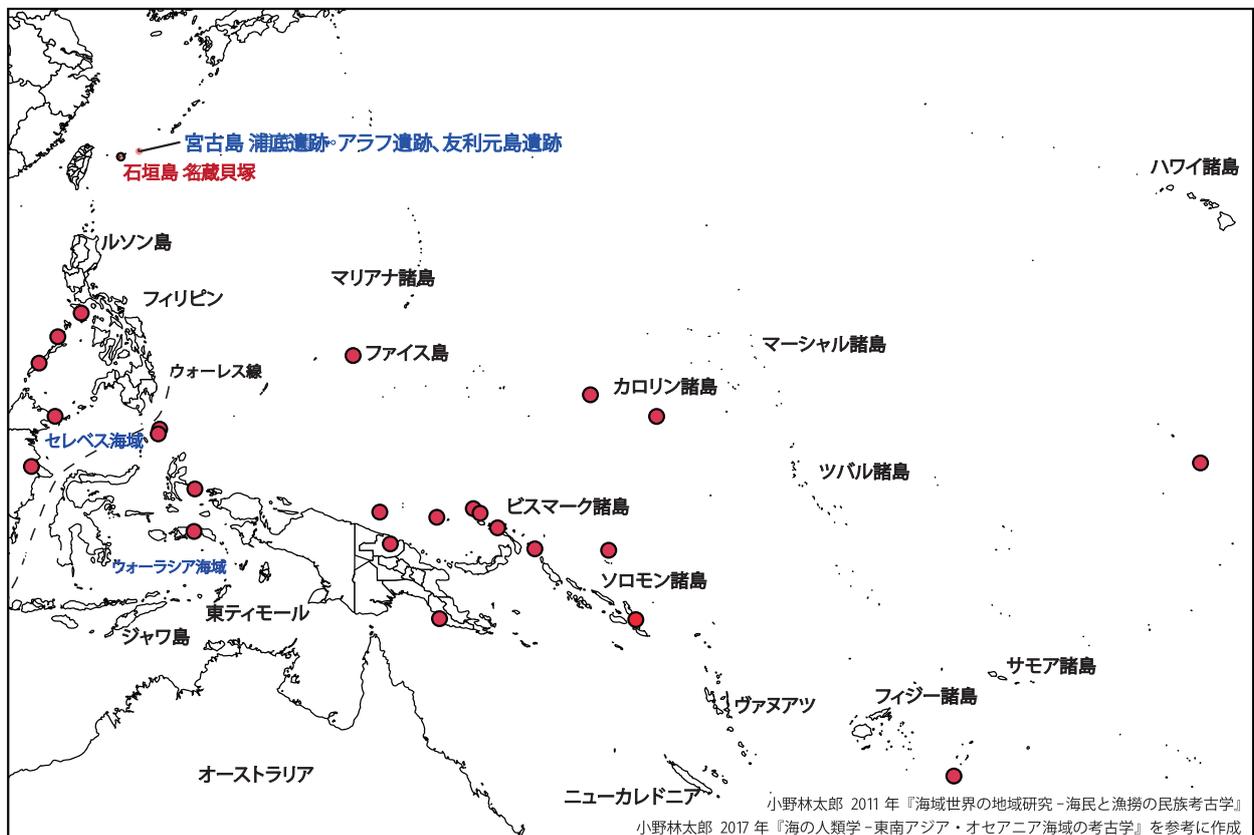




写真 浦底遺跡で検出された集石遺構



写真 友利元島遺跡出土の多量のイノシシ骨

が多く確認される。集石遺構の多くは火を受けており、アースオーブンやストーンボイリングの方法で調理を行った跡と考えられている。アラフ遺跡では、最も古い文化層である第Ⅶ層（約2800年前）から第Ⅲ層（約1900年前）まで50基の集石遺構が確認されている。このことから無土器期の人々は、宮古島で生活を始めた当初から、集石遺構を用いた調理方法の知識を有し、約1000年の長期間にわたってこの調理法を用いていたと考えられている。

また、現在、宮古島市には野生のイノシシは生息していない。しかし、無土器期の遺跡からは、貝や魚骨にまじってイノシシの骨も多く出土する。これは、無土器期の人々がイノシシを獲り、食べていたことを示している。しかし、2012年の友利元島遺跡から出土したイノシシ骨は、これまでとは異なる出土の傾向をしめしている。その特長は次のとおりである。

- ①歯の生え方や、四肢骨の形成状況から若い個体のイノシシが非常に多い。
- ②出土したイノシシ骨の雄と雌の比率は、5：1と雄が圧倒的に多い。

このような出土状況は、非自然的で、友利元島遺跡の無土器期の人々は、イノシシを飼育または管理していた可能性が考えられている。

最後に、後続するグスク時代との関係性についてみていきたい。宮古島の無土器期の遺跡の年代は、約2900年前から1900年前を示し、グスク時代（約1000年前から400年前）との間には、約900年の空白期間が存在することが指摘されていた。そのため、全く文化の内容が異なる無土器期と、グスク時代の人々は、同じ人々であったのか、それとも全く異なる文化集団の人々であったのか、宮古島の考古学上の大きな謎とされてきた。

しかし、近年、この空白の900年を埋める遺跡の発掘調査が相次いでいる。その遺跡が、島尻南嶺の長墓遺跡（2005年～2011年）と、友利元島遺跡（2012年）である。両遺跡では、5～8世紀の無土器期の層が確認され、シャコガイ製の貝斧や、サメ歯有孔製品などが出土している。この2つの遺跡の発見により、無土器期とグスク時代の空白期間は900年から300年へと縮まり、2つの時代の関係性を考える上で大きな発見となった。

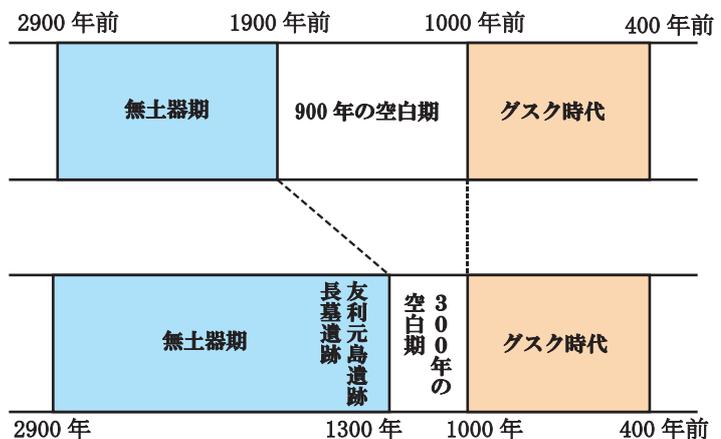


写真 無土器期とグスク時代の空白期

(2) 関連する主な文化財

①アラフ遺跡（市指定史跡）

アラフ遺跡の発掘調査では、無土器期最古となる約 2900 年前の生活層が確認され、長期間にわたって、人々が生活していたことが分かっている。発掘調査では、集石遺構が検出され、シャコガイ製貝斧を中心に、スイジガイ製利器、サメ歯有孔製品などが出土している。特筆すべきは、4本の異なる機能をもったシャコガイ製貝斧と、1点の枝サンゴがまとまった状態で出土しており、植物性の籠にいれて、埋納した何らかの祭祀儀礼であったと考えられている。

②浦底遺跡

浦底遺跡は、現在の浦底漁港の南東部に位置する砂丘地に形成された遺跡である。1987～1988年にかけて発掘調査が行われ、200本以上のシャコガイ製貝斧が出土しており、1遺跡からの出土数は、世界最多である。また、集石遺構も160基以上が検出されている。放射性炭素年代測定の結果から、約2500年前から1800年前の遺跡であることが分かっている。

③友利元島遺跡

友利元島遺跡は、無土器期とグスク時代初期の層が確認される宮古島では唯一の遺跡である。無土器期の層からは、シャコガイ製貝斧が出土するほか、食糧残滓としてイノシシの骨や貝類が多く出土する。放射性炭素年代測定の結果、5世紀から8世紀の遺跡であることが分かり、従来のアラフ遺跡や、浦底遺跡よりも新しい時代の無土器期の遺跡であることは新たな発見となった。さらに、1層はさんで、その上の層からは、グスク時代初期の埋葬人骨が2基確認され、内1基の埋葬人骨には、カムイヤキが副葬されていた。無土器期とグスク時代の関係性については、従来約900年の空白期間があり、その関係性を検討することが難しかったが、友利元島遺跡で両時代の生活層が確認されたことは、その関係性を検討する重要な成果となった。



第 図 無土器期の遺跡位置図

4. 争乱の時代 - 伝承にいろどられた英雄と与那覇はら軍 -

『宮古島記事仕次』等の歴史資料には、各地に按司とよばれる有力者が出現し、与那覇はら軍という争いがあったことが記されている。14世紀代になると、丘陵上部に石積をもった遺跡が出現し、15世紀前半に活動をおえる遺跡群の存在は、与那覇はら軍との関係性が示唆されている。

(1) 説明

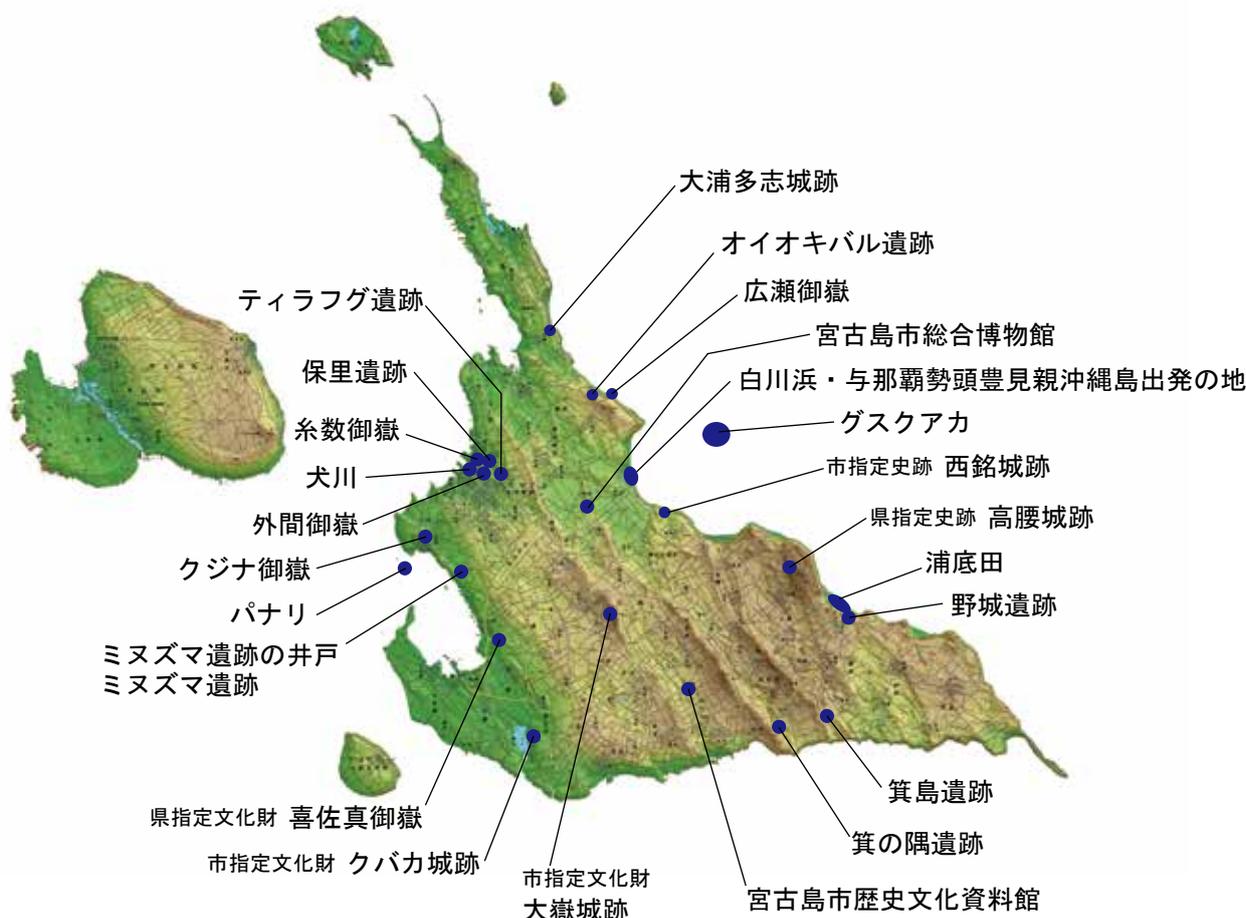
1748年に編纂された『宮古島記事仕次』の中では、与那覇原と高腰按司、与那覇原と目黒盛による争いについて触れ、与那覇原が、老人、子どもまでも殺戮していく凄惨な争乱の様子が記されている。

この与那覇はら軍を境に、宮古島の歴史は大きく変化していく。与那覇原軍の前においては、宮古島の各地に按司や主などと呼ばれる地域の有力者が数多くみられるが、与那覇原軍の後には、与那覇原軍の最終的な勝利者である目黒盛を島の主長とし、漲水港を眼下に見据える根間・外間の地域を中心とした中央集権社会の形成が始まり、与那覇勢頭の中山入貢により沖縄島との関係性が重要視されるようになる。

このような社会変化の一端は、宮古島の13世紀から



写真 『宮古島記事仕次』



第 図 伝承にいろどられた英雄と与那覇はら軍関連文化財位置図



写真 ミヌズマ遺跡発掘調査風景



写真 (右上) ミヌズマ遺跡出土 14 世紀代の白磁・青磁群



写真 (右下) ミヌズマ遺跡出土 14 世紀代の中国産褐釉陶器群

15 世紀の遺跡の変化からもみてとれる。13 世紀後半以降、宮古島の遺跡数は急増し、北海岸には丘陵の頂上部に石積を有する遺跡が数多く形成される。しかし、これらの石積を有する遺跡は、15 世紀の前半に突如として遺跡の活動に終止符がうたれる。このような遺跡には与那覇原軍に関連する伝承がのこされていることから、争乱に象徴されるような歴史的な画期が与那覇原軍にあったと考えられる。

(2) 関連する主な文化財

① ミヌズマ遺跡とミヌズマ遺跡の井戸 (市指定史跡)

ミヌズマ遺跡は、松原集落と川満集落の中間地ほどの、海岸線から小丘陵地に位置している。平成 24～25 年度にかけて、圃場整備工事に伴い発掘調査が行われた。発掘調査では、11 世紀後半～12 世紀にかけての埋葬人骨や、掘立柱建物跡や、13 世紀後半～14 世紀中頃にかけての中国産陶磁器や農耕穀物が出土しているが、15 世紀前半で集落としての活動を終えている。ミヌズマ集落は、与那覇はらによって滅ぼされたと言われ、同集落のものと伝わる井戸が残されている。



写真 ミヌズマ遺跡の井戸

② 高腰城跡 (県指定史跡)

高腰城跡は、比嘉集落の東方の丘陵上部に立地し、東海岸を一望できる。高腰城跡は、高腰按司の居城であったが、内立按司の裏切りなどもあり、与那覇はらによって攻め滅ぼされたと言われる。現在も石積みの一部が残されており、周辺には、按司の泉や、高腰田などの関連する文化財が、現在も伝承とともに残されている。1985～87 年に行われた確認調査では、13 世紀後半～14 世紀中頃にかけての中国産陶磁器が出土している。



写真 高腰城跡

③ オイオキバル遺跡

オイオキバル遺跡は、福山集落の東方の丘陵上部に立地する遺跡である。遺跡内には、石灰岩の岩盤を利用しながら、丘陵上部を囲うように、石積が廻らされている。石積は、高い所で 2m 以上にもなり、未加工の頭大ほどの琉球石灰岩を積み上げた野面積みである。

④外間御嶽

外間御嶽は、与那覇はらとの戦いに勝利した目黒盛の拠点であった。目黒盛の祖先には、宮古島の統治制度を整えた仲宗根豊見親がいるが、外間御嶽は、本来その祖先となる根間大按司、根間角嘉波良、目黒盛、真角与那盤殿、普佐盛の5人を葬った場所であり、その墓所を普佐盛の弟である根間伊嘉利が御嶽に仕立てたと『雍正旧記』に記されている。平成19年に行われた発掘調査では、実際に3体の埋葬人骨が検出されたが、男性だけではなく、女性も含まれていた。



写真 大正期の外間御嶽（鎌倉芳太郎撮影）

⑤西銘城跡（市指定史跡）

増原集落の西北方およそ1kmほどの丘陵上にあつて、北方は要害堅固な断崖で海に面し、さらに西方は白川浜へと通じている。崖下に“サガイ井”、さらに下って海よりに“カナギ井”と俗称する二つの井戸がある。御嶽のまわりに城壁とみなされる石垣の跡をみることもできるが、全体の規模ははっきりしない。西銘城跡は、炭焼太郎（西銘の嘉播親）に関わる伝承があり、宮古島の英雄の始まりをつげる歴史ロマンにあふれた場所である。

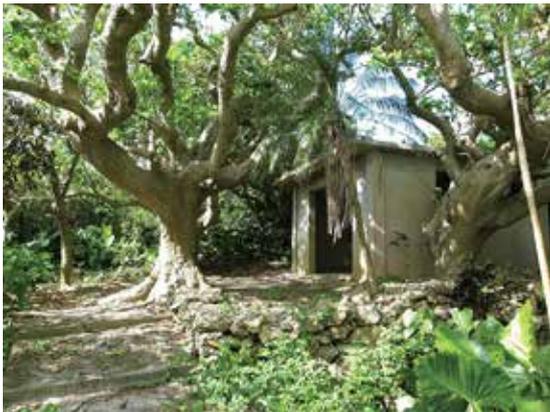
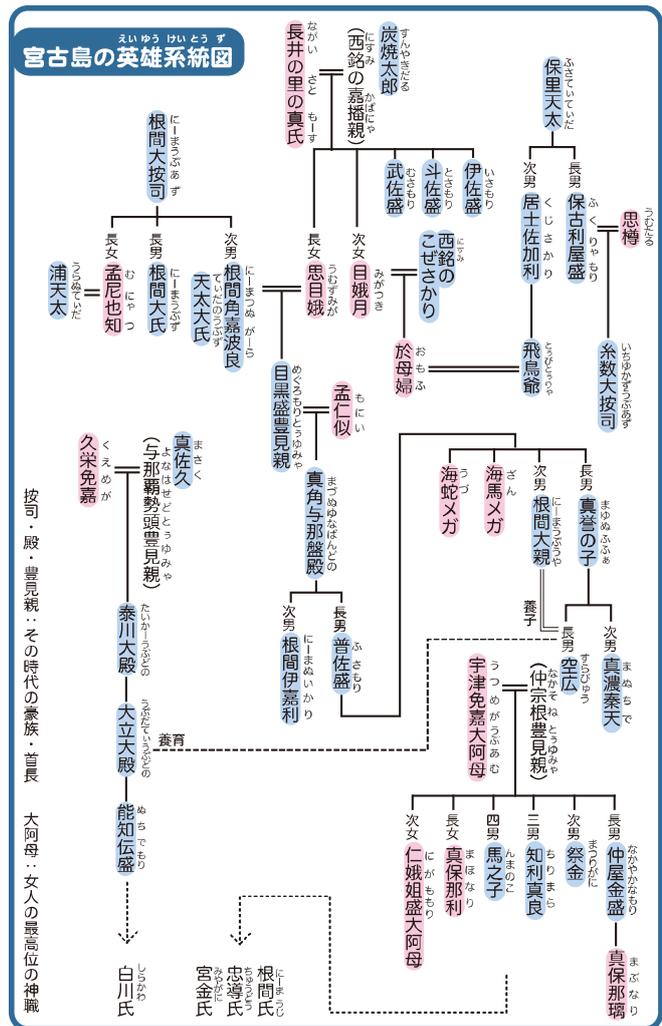


写真 西銘城跡



写真 与那覇勢頭豊見親出帆の碑



第 四 宮古島の英雄系統図

5. 仲宗根豊見親治世と首里王府による統治

15世紀後半になると、首里王府は、石垣島のオヤケアカハチや、与那国島の鬼虎を征討し、宮古・八重山諸島の支配を強化していく。宮古島においては、仲宗根豊見親によって蔵元が創設されるなど、島内の統治制度が整えられ、漲水泊と那覇港の往来も活発化し、沖縄島の首里王府との関係性が深まっていく。

(1) 説明

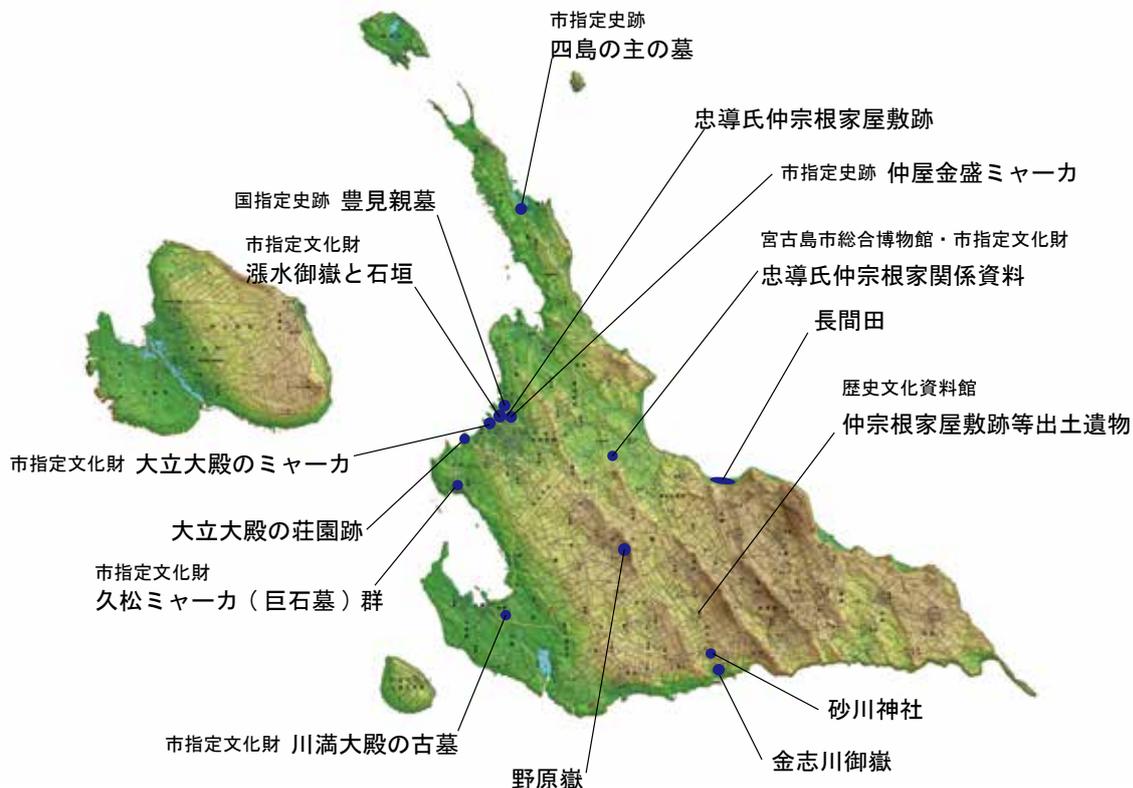
15世紀後半から16世紀はじめにかけて、宮古島を治めたのが仲宗根豊見親である。1500年、石垣島のオヤケアカハチが首里王府に対し反旗を翻す。これに対し、首里王府の尚真王は、仲宗根豊見親を先導として、オヤケアカハチの征討を行う。1522年には、与那国の鬼虎の征討を行い、宮古・八重山諸島への首里王府の統治体制が強化される。

仲宗根豊見親は、いずれの征討時においても首里王府に従い、先導をつとめたことから、両者の主従関係が明らかにみてとれる。1504年には、宮古蔵を那覇に設置したとされ、宮古島と首里王府の往来が活発化していたことが分かり、那覇港の渡地村跡から多くの宮古島産の土器が出土していることから明らかである。これ以後、宮古島は首里王府の統治下におかれていく。仲宗根豊見親は、蔵元を創設するなど、島内の統治制度を整えていくこの時期は、宮古島の歴史においても大きな転換期となった。

(2) 関連する主な文化財

① 漲水御嶽と石垣（市指定史跡）

1500年に石垣島のオヤケアカハチの征討に向かう際に、仲宗根豊見親は、漲水御嶽で戦勝祈願を行ったとされ、無事勝利し、帰島することができたならば、御嶽の整備・奉納することを約束したとされ、勝利し、帰島したのちに、漲水御嶽の石垣を整備し、現在にまで残されている。



第 図 仲宗根豊見親と首里王府による統治を構成する主な文化財位置図

②忠導氏仲宗根家関係資料（市指定歴史資料）

宮古島市総合博物館には、忠導氏仲宗根家より寄贈された歴史資料が多数収蔵されている。具体的には、「宮古島下地の首里大屋子への辞令書（写本）」「忠導氏仲宗根系図家譜（正統）」「宮古島旧記」などの歴史資料や、扁額「太平山」、「黒漆蘭竹菊梅箔絵東道盆」などの工芸品も多数みられる。その中でも、「金頭銀茎簪」は、金工で獅子と鳳凰を意匠した2本の簪であり、仲宗根豊見親とのその妻である宇津免我がオヤケアカハチの征討の恩賞として尚真王から賜ったものであることが家譜に記されている。仲宗根豊見親や尚真王との関係性を示す重要な資料である。



写真 金頭銀茎簪（宮古島市総合博物館収蔵）

③久松ミャーカ（巨石墓）群（市指定建造物）

久松ミャーカ群は、久貝1基、松原4基のミャーカで構成されている。ミャーカは、石積で方形に囲いを行った内部に石棺の墓を配した墓の形態である。久松ミャーカ群の中で、久貝のミャーカは、久貝ぶさぎとよばれ、仲宗根豊見親の夫人宇津免嘉の父安嘉宇立親の墓と言いつづけている。板石状に切り出した石灰岩やビーチロックで方形に石囲いし、内部には3つの石棺が配置されている。



写真 久貝ぶさぎ

④川満大殿の古墓（市指定史跡）

洲鎌部落東方にミャーカの形態をした古墓があり、川満大殿とその妻が葬られた巨石墓である。1500年または1550年ごろ築造されたといわれる。川満大殿は、仲宗根豊見親に認められ、下地の首長に任じられた。平民として田舎に生まれた川満大殿が、一躍下地の首長に任ぜられたことは、かつて例のない出世であった。大殿は、寅年の人と伝えられているので、1458（天順2）年生まれと推定される。川満大殿は、ベウツ川堀割工事を行ったり、オヤケアカハチ、与那国の鬼虎の征討時には、仲宗根豊見親に従軍している。



写真 川満大殿の古墓

⑤忠導氏仲宗根家と庭園（国登録名勝）

仲宗根豊見親の家系は、忠導氏とよばれ、名のり頭に「玄」の字を使用する。また、その屋号は「大外間」であり、現在の東仲宗根の小字外間一帯が、仲宗根豊見親に関連する土地であったと考えられる。現在、忠導氏仲宗根の本家があった土地については屋敷が解体されているものの、庭園が残されており、国の登録文化財となっている。庭園は、昭和4年に住宅を改築した際に、首里の庭師・糸洲朝昌氏が作庭した。



写真 旧仲宗根氏庭園

6. 自然災害を伝える文化財群 - 乾隆三十六年の大波を中心として -

1771年に宮古・八重山諸島を襲った地震・津波は、各地に甚大な被害をもたらした。宮古島市内には津波石や、津波に関する祭祀や御嶽など点在し、過去の自然災害を語り継ぐ重要な文化財である。

(1) 説明

1771(乾隆36)年旧暦の3月10日の8時頃、石垣島沖、または石垣島と多良間島との間を震源地とするマグニチュード7.4の大地震が宮古、八重山諸島を襲った。そして、直後に両諸島には、津波が押し寄せ、地震とあわせ甚大な被害をもたらした。この時の大津波は、「乾隆三十六年大波」(明和の大津波)と記され、宮古諸島においては、友利、砂川、新里、宮国の4つの集落で2,042人が犠牲となっている。また、人だけではなく、畑地や家畜にも大きな被害がでており、先にのべて4つの集落の再興にあたっては、伊良部島より移住政策がとられている。

沖縄県は、大きな地震が少ない地域とされているが、島の海岸域には、津波石が点在しており、1771年以前にも複数回の津波が島を襲ったことが分かっている。過去の災害を語り継ぎ、未来の災害に対し、その意識を高く持つことは非常に重要なことであり、宮古島市における歴史と文化を語るうえで欠かすことのできない要素である。

(2) 関連する主な文化財

①乾隆三十六年大波碑(市指定史跡)

下地の与那覇前浜に隣接する前山にある石碑には、『乾隆三十六年大波』と記されている。津波で前浜の海岸に漂着した宮国、新里、砂川、友利の犠牲者が埋葬されたことを今に伝えている。1771年当時の歴史を語る県内唯一の文化財である。

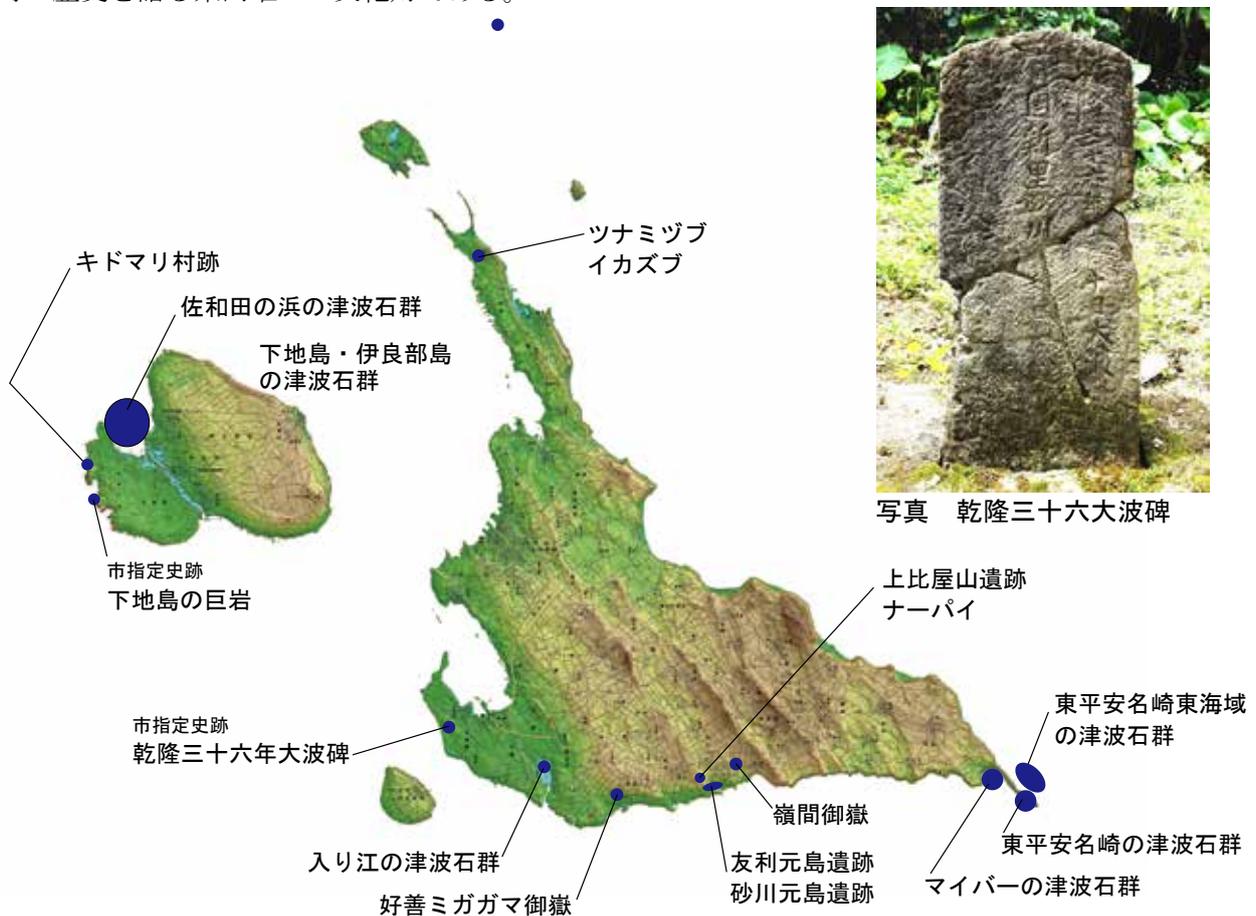


写真 乾隆三十六大波碑

第 図 自然災害文化財位置図

②マイバーの津波石群

東平安名崎の西に位置するマイバーの西側には、過去の津波などで打ち上げられたハマサンゴが多数点在する。ハマサンゴは、海の中で同心円状に海水面にむかって成長していくため、最も外側部分の組織を採集して年代測定を行うと、打ちあがった年代をすることができる。その結果、1771年に以前に打ち上げられたハマサンゴも確認され、過去に宮古島を襲った津波の存在が示された。



写真 マイバーの津波石群

③東平安名崎の転石群

東平安名崎の北側には、多くの巨大な琉球石灰岩が点在している。これらの琉球石灰岩は、崖面から崩れ落ちた転石であるが、長年の波の浸食を受け、ノッチが形成される。転石を観察すると、このノッチを2つもつダブルノッチや、2つめのノッチの形成は微弱であるが、明らかに海面とは異なる方向にノッチをもつ転石が複数確認される。これはノッチが形成された転石が波の力によって再び転がり、その面で再度ノッチが形成されたことを示すものであり、その波の力が津波である可能性が高い。



写真 東平安名崎の転石群

④ナーパイ

ナーパイは、マイウイピャーで旧暦3月最初の酉の日に行われる津波よけや豊穰を祈る祭祀である。『宮古島記事仕次』によれば、津波によって壊滅した村の唯一の生き残りである「さあね」という男のもとに、竜宮から「むまの按司」という女性が遣わされ、夫婦となり、上比屋山で生活をはじめ、7男7女をもうけました。やがて、子どもも大きくなり、「むまの按司」が竜宮へ変える際に、二度と集落が津波の被害を受けないようにと、津波よけの祭祀である「ナーパイ」を伝えとされる。



写真 ナーパイの祭祀風景

⑤友利元島遺跡

1987年に行われた友利元島遺跡の発掘調査では、微小貝や、枝サンゴなどの砂礫から構成される1771年の津波堆積層が確認された。その後1995年の同遺跡での発掘調査でも同様の津波堆積層が確認され、石組遺構の一部が損壊した状況で検出され、上部には津波堆積層が確認されたことから、津波によって損壊したものと考えられている。県内で、津波に関連する発掘調査成果が報告されたのは、友利元島遺跡が初めてである。



写真 津波堆積層



写真 津波によって損壊したと考えられる石組遺構

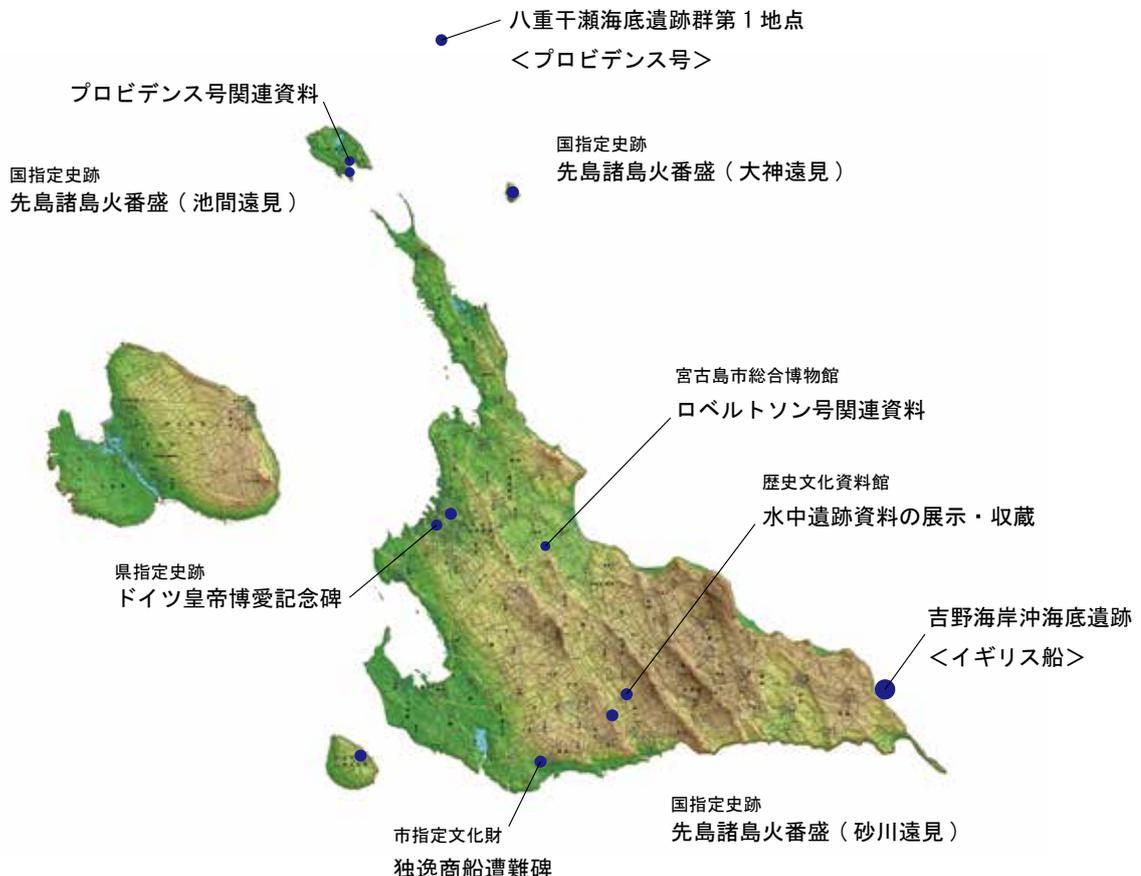
7. 異国船の時代 - 水中文化遺産群

18世紀になると、西欧諸国による中国などのアジア地域への進出が本格化していく。沖縄近海においても、西欧船の往来が活発化していく中で、座礁・沈没する船の記録も多数残され、その痕跡がのこされた水中遺跡も確認されている。これらの水中遺跡は、その歴史的背景も含め、当時の世界史を語る重要な文化財である。

(1) 説明

東アジア海域における貿易秩序を支えていた朝貢制度は、16世紀には崩れ始め、17世紀には、ポルトガルがマカオから長崎に中国産生糸を輸出し、日本産の銀を得て多くの利益を生み出していた。その一方で、オランダは東南アジアの香辛料の獲得にのりだし、オランダ東インド会社が設立され、1609年にはオランダが平戸に商館を開いている。18世紀には、イギリスでは、紅茶を飲む習慣が広がり、中国茶の需要が高まり、清との貿易が活発化する。しかし、イギリスへの、中国茶の輸入量が急増する一方で、輸出品である毛織物や綿織物の中国での需要は低く、多量の銀が清へと流出することとなる。そこでイギリスは、インドを介して、アヘンを中国へ密輸し、その対価として銀をえる三角貿易を開始する。やがて、アヘン戦争を経て、イギリスやフランスなどの西欧諸国は中国での商業活動を活発化していく。1848年には、アメリカ・カリフォルニアのサクラメント渓谷で金鉱の発見によるゴールドラッシュが始り、金鉱での作業員として、多くの中国人労働者がアメリカへと渡っている。こららの西欧諸国のアジア進出により、沖縄近海でも西欧船が多くみられるようになり、特に18世紀後半から19世紀後半にかけて座礁・沈没する船の記録もおおくみられる。

宮古島市近海においても、西欧船に関する漂着や、座礁などの記録が多数残され、沖縄県立埋蔵文



第 図 水中文化遺産群位置図

化財センターが行った水中遺跡分布調査では、3つの関連する水中遺跡が報告されている。これらの遺跡からは、多くの遺物も引き揚げられ、関連する船名などについても調査が進められている。陸域においても、座礁した船の記録を記した古文書や、記念碑なども残されており、上述した東アジア海域における清掃諸国の進出を示す多くの文化財が宮古島市には残されている。また、八重干瀬沖に座礁、沈没したイギリス軍艦プロビデンス号については、先に訪れていた北海道室蘭市でも多くの関連史料が残されており、1998年に「海と船のロマンが結ぶ交流」として交流都市締結が行われている。

(2) 関連する主な文化財

①八重干瀬海底遺跡群第1地点

1797年、イギリス軍艦プロビデンス号が宮古島沖の八重干瀬で座礁、沈没した。この船は、太平洋海域の探検調査のためにイギリスを出発し、1796年に千島と北海道を調査し、1度マカオに、寄港した後、2回目の調査に出かけた際、八重干瀬で海難事故にあっている。沖縄県立埋蔵文化財センターによる海底調査の結果、水深13m～15mの海底で清朝磁器、ヨーロッパ製ガラス瓶、ビーズ、鉄塊といった積荷や船体の残骸が確認されている。



写真 八重干瀬海底遺跡群第1地点の潜水調査風景

②吉野海岸沖海底遺跡

1853年、船名不明のイギリス船が宮古島吉野海岸の沖で座礁・沈没した。この船は苦力貿易にかかわる船で、中国の広州から船員30名、苦力（中国人労働者）243名を乗せて出港し、アメリカのサンフランシスコへ向かう途中に海難事故にあった。この事故の生存者は船員6名と苦力24名のみで、船員24名と苦力219名の計243名が死亡するという悲惨な海難事故であった。沖縄県立埋蔵文化財センターによる調査の結果、水深約5mの海底から浅いリーフ内にかけての海底には、おびただしい量の巨大な方形花崗岩石材や船体の残骸である船底に張られた銅板が確認されている。



写真 吉野海岸沖海底遺跡の潜水調査風景（沖埋文センター提供）

③先島諸島火番盛（遠見番所）（国指定史跡）

遠見番所は、1644年に設置された海上交通の監視や通報（狼煙）機能をもった施設である。火番盛では、中国への進貢船の航海状況や異国船の到来を監視し、のろしを上げて各地の火番盛伝いに番所や蔵元に通報し、琉球王府へ知らせた。先島諸島は琉球列島の最西端に位置し、東シナ海の緊張に直面しており、対外関係と鎖国体制の完成を示す遺跡として重要である。先島諸島火番盛は、宮古島の池間遠見、狩俣遠見、島尻遠見、来間遠見、砂川遠見、大神遠見の6つと、多良間村に3、石垣市に2、竹富町に7、与那国町に1の19の火番盛（遠見）で構成されている。



写真 先島諸島火番盛（砂川遠見）

④ドイツ皇帝博愛記念碑（県指定史跡）

この記念碑は、ドイツ皇帝ウイルヘルム1世の命によって1876(明治9)年3月20日に建立され、22日に除幕式が行われた。

1873(明治6)年7月に、宮古島の宮国沖に座礁したドイツ商船ロベルトソン号の乗組員を宮古島の人々が助けた。助けられた8人の乗組員たちは、1カ月余り看護され、船を与えられ帰国した。この救助活動を知ったドイツ皇帝のウイルヘルム1世は大変感激し、軍艦チクロープ号を宮古島に派遣し、この記念碑を建立した。記念碑の表面の上段はドイツ語、下段と裏面は中国語で、遭難や救助活動のことが記されている。



写真 ドイツ皇帝博愛記念碑

⑤ドイツ商船遭難之碑（市指定史跡）

この記念碑は、④のドイツ皇帝博愛記念碑が建立された1876年から60年目の節目の年であると1936(昭和12)年に、宮古郡教育委員会が、外務省の協力により大阪在住の下地玄信氏を委員長にし、遭難の地を望む上野字宮国の海岸線に建立された（現在は、ドイツ村の敷地内にある）。記念碑には、近衛文麿公の筆による「独逸商船遭難之地」という辞が刻まれ、大阪市の石材店でつくられた。



写真 ドイツ商船遭難之碑

⑥『宮古島在番記』

『独逸国商船遭難救助並全国皇帝建立碑顛末書』

『宮古島在番記』は、1368年から1893年までの525年間の事件などを蔵元の筆者らが書き継いできた歴史史料で、宮古島に漂着や、座礁、沈没した船の記録などが記されている。『独逸国商船遭難救助並全国皇帝建立碑顛末書』、ロベルトソン号が座礁した時から、救助、出立までの島での状況や、記念碑を建立した際の顛末などが書かれた歴史史料である。これらの歴史史料は、宮古島の水中遺跡を理解する上で重要な史料であり、現在は、宮古島市総合博物館で保管されている。



写真 『独逸国商船遭難救助並全国皇帝建立碑顛末書』

⑦池間島郷土資料館

池間郷土資料館は、池間自治会が運営する資料館であり、漁業に関する民俗資料などが展示されている。展示史料の中には、イギリスに残されていたプロビデンス号の船の図面から復元された模型や、八重干瀬から拾い上げられ、イギリス海軍を示す刻印のある鉄塊なども展示されている。



写真 イギリス海軍の刻印をもつ
プロビデンス号関係の鉄塊



写真 展示されているプロビデンス号の復元模型

⑧吉野海岸沖海底遺跡関連資料

吉野海岸沖海底遺跡では、船に積み込まれていた花崗岩の石材が海岸に多数分布している。これらの花崗岩はオランダ石とも呼ばれ、島民によって陸上に引き揚げられているものもある。これらの陸上に引き揚げられた花崗岩は、掘り抜き式井戸の一部として利用されたり、旧家（忠導氏仲宗根家敷地）の庭等で確認されている。県内外の水中遺跡関連資料の2次利用としては、錨石を墓の石材や、湧水地の石材などに利用している事例がみられるが、吉野海岸沖海底遺跡から引き揚げられた花崗岩についても、同遺跡の歴史を語る上での文化財構成要素の一つとして位置づけられる。



写真 花崗岩が点在する吉野海岸



写真 リーフ内で確認された花崗岩



写真 忠導氏仲宗根家本家の石積に2次利用されている
花崗岩



写真 井戸に2次利用されている花崗岩

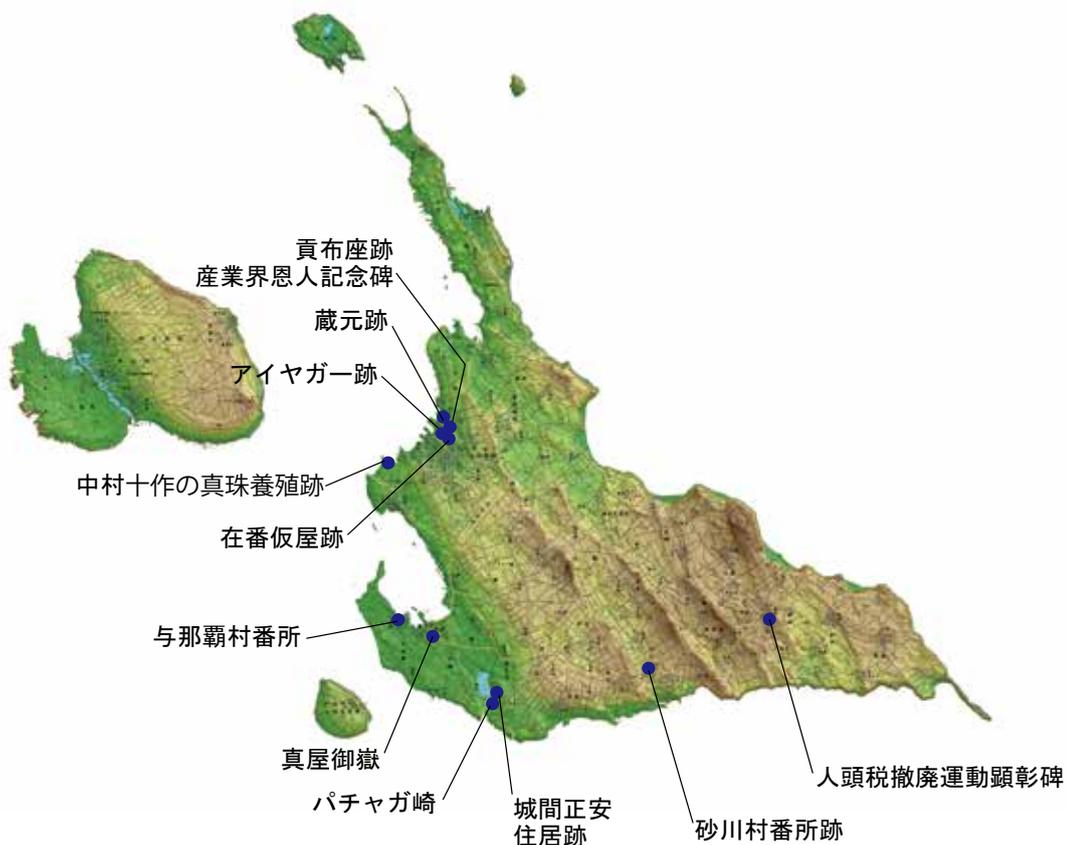
8. 人頭税と宮古上布

1637年より宮古・八重山諸島でもちいられた人頭税制は、台風や早魃などに関わりなく各村の人口をもとに割り当てられた定額の税制度であり、島民に大きな負担を強いるものであった。その中で、女性は、苧麻を原材料とした反布を貢納した。過酷な環境下で製作された貢納布は、現在の宮古上布につながるものであり、島の歴史をかたる上で欠かすことのできない重要な文化的要素である。

(1) 説明

薩摩藩は、慶長検地の結果、琉球の石高を8万9,000石余とし、のち宮古に6,040石の違算があったと8万3,080石に減額、宮古は1万1,288石余りとなった。1636年には、宮古・八重山の人口調査がなされ、1637年から人頭に対して賦課されるようになった。さらに1959年からは、前年の納額を標準にして、それ以後毎年の納額を特定した。このときの宮古の貢租額は、3,881石（正租3,367石く1,150石粟納、2,216石余反布代納=7,409反）、五出米514石）となっている。この人頭税は、宮古・八重山諸島にのみ賦せられた税制度であり、台風や早魃などの自然災害に関わりなく徴収される人頭税の過重負担は非常に重いものであった。

貢納の中で、反布の占める割合は高い。各村の番所には、ブンミヤーが併設されており、村の女性が朝夕詰めて、役人の監視のもとで上布の制作にあたった。「上杉県令日誌」の中では、ブンミヤーの様子について、「室内全体は暗く、まるで牢屋のようである」と記されている。貢納布の中には、その決まったデザインの制作や、首里王府からの発注品である「御絵図柄」の制作も行われた。宮古上布は、現在国重要無形文化財に指定されているが、その歴史的背景には、貢納布としての過酷な織布作業があったといえる。



第 図 人頭税と宮古上布に係る文化財位置図

(2) 関連する主な文化財

① 貢布座跡

貢布座の起源は定かではないが、租税として上布を徴収し、検査を行う機関として、ブンミヤ設置以前にはすでにあつたとみられ、少なくとも乾隆 14(1749)年には設置されていたと考えられている。その場所は、当初蔵元内にあつたのかは定かでないが、現在知られているのは、旧宮古伝統工芸品研究センターのあつた一帯(平良西里3番地)である。明治 15(1882)年7月、宮古を訪れた上杉茂憲県令は貢布座も視察している。その後、明治 36(1903)年3月、人頭税撤廃運動に伴い貢布座は仕上世座とともに税務係に改められた。

② 真屋御嶽

真屋御嶽は、宮古上布の創始者である稲石と、その夫である下地親雲上真栄を祀った御嶽である。稲石は、迎立氏土地与人の娘として生まれ、真栄の夫人となった。尚永王への報恩として綾錆布を織り上げ、1583年に献上した。この綾錆布は、別名太平布とも呼ばれ、宮古上布の始まりとなった。真屋御嶽は、現在も宮古上布関係者が多く参拝している。

③ 宮古上布と苧麻糸手績み

宮古上布は、人頭税制の税の対象として成人女性に課せられた歴史的背景を有する。しかし、現在では、越後上布、小地谷縮と並び日本を代表する上布として知られている。現在、宮古上布は、国指定重要無形文化財に指定されており、その指定要件は、以下のとおりである。

1. すべて苧麻を手績みした糸を使用すること
2. 緋模様をつける場合は、伝統的な手ゆいによる技法又は手括りによること。
3. 染色は、純正植物染であること
4. 手織りであること
5. 洗濯(仕上げ加工)の場合は、木槌による手打ちを行い、使用する糊は、天然の材料を用いて調整すること。

また、その原料となる苧麻から糸を製作する苧麻糸手績みは、多くの工程からなり、その技術は、国選定保存技術として認定されている。



写真 宮古上布



写真 苧麻糸手績みの技術

9. 沖縄戦と戦争遺跡群

太平洋戦争末期の昭和19(1944)年から昭和20(1945)年までの沖縄戦時において、宮古島市には、3万人もの兵が送られ、深刻な食料難とマラリアの流行により多くの命が失われた。そして、市内には、戦時中に構築された壕などの戦争遺跡が211確認されている。これらの戦争遺跡は、宮古島市における戦時下の状況を物語る重要な文化財である。

(1) 説明

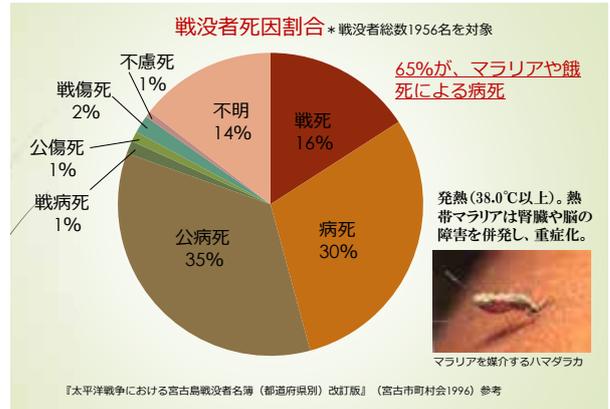
宮古島市では、昭和18(1943)年10月に、海軍飛行場建設のために、七原、屋原、クイズの3つ集落が用地接收されたことを皮切りに、昭和19(1944)年には、陸軍中飛行場、陸軍西飛行場の建設が進められる。当時の宮古島の人口は、約6万5千人であり、約1万が九州や台湾へと疎開した。その宮古島に、約3万の兵が配備され、宮古島の人口は約8万人にまでふくれあがった。急激な人口の増加は、食料不足と、居住域拡大のための森林地の開拓に伴うマラリアの蔓延を引き起こした。宮古島では、地上戦はなかったものの、栄養失調とマラリアによって1200以上の人がなくなった。

また、宮古島では、地上戦には至らなかったものの、昭和19(1944)年10月10日の大規模な空襲(十・十空襲)や、昭和20(1945)年5月4日の宮国沖からの艦砲射撃などをはじめ、昭和20(1945)年3月後半から7月上旬までは、連日空襲による被害を受けた。空襲の主な標的となったのは、飛行場であり、爆撃を受けたのちの滑走路の修復作業には、多くの住民がかりだされている。

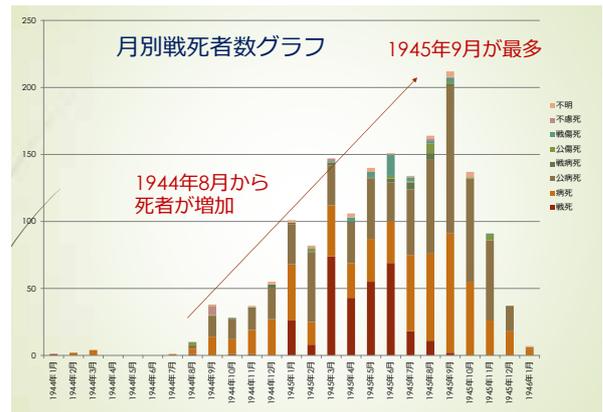
宮古島に上陸した旧日本軍の中心となったのが第28師団である。第28師団は、野原岳に拠点とし、作戦方針として、敵の上陸を阻むための水際作戦と、上陸をゆるした際には、第28師団の拠点となる野原岳の防衛し、持久戦に持ち込むこととした。そのため、宮古島市内には、海岸線には、砲台跡や、特攻艇秘匿壕群が点在し、野原岳を含む市内全域に壕の構築を行った。



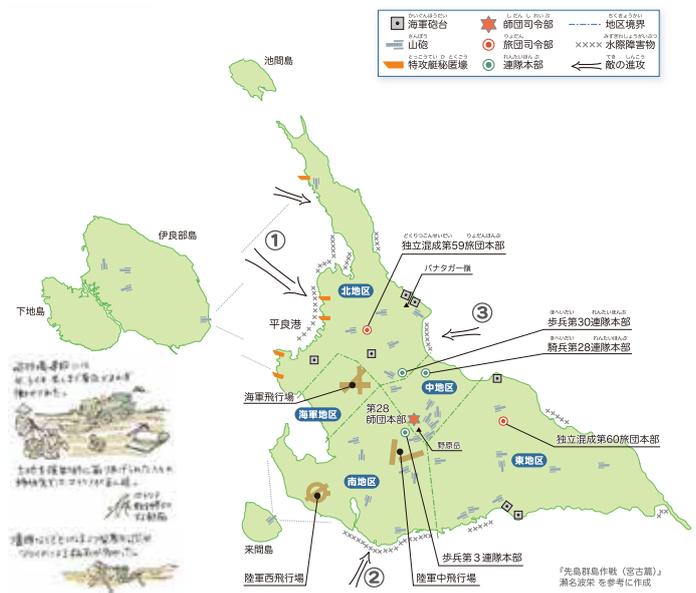
『綾道 - 戦争遺跡編 -』



第 図 軍の戦没者の死因割合図



第 図 軍の月別戦死者グラフ



第 図 宮古島市内の軍の配備図

(2) 関連する主な文化財

①ヌーザランミ特攻艇秘匿壕（市指定史跡）

ヌーザランミ特攻艇秘匿壕群は、平良字狩俣の海中公園近くであり、宮古島市内の戦跡で初めて市の史跡に指定された。本戦争遺跡は、6つの壕口が連結しており、総延長は約300m程になる。

当時、壕の内部には41艇の特攻艇が格納され、特攻艇を載せる台車のレールが八光湾まで敷かれた。壕は「海軍第313設営隊」が構築し、「第41震洋隊（八木部隊）」が配置されたが、宮古島には米軍の上陸がなかったため、出撃することはなかった。

②大浜特攻艇秘匿壕

宮古島から伊良部大橋へと繋がる道の左手側に丘陵地には、数多くの壕が残されている。これらの壕群は、琉球石灰岩を「コの字型」や「H型」に定型的に掘り込んで、2つの壕口が内部で連結する構造を呈している。その内の1つの壕には、特攻艇を移動させるためのレールを設置した際の敷石が残っている。こちらの壕群には「海上挺進第30戦隊」の特攻艇をする予定だったが、奄美近海で全滅してしまっただため、使用されることなく終戦をむかえた。

③海軍313設営隊地下壕群

熱帯植物園から宮古青少年の家にかけての丘陵には、34カ所の壕口が広範囲にわたって造られている。これらの壕群は、軍事作戦に必要な陣地を構築する「海軍第313設営隊（650人）」の本拠地に関連するもので、中には総延長が500m以上にも及ぶものもあり、宮古島で最大規模の壕が確認されている。

④下里添野戦重火器秘匿壕群

この壕群は5つの壕からなり、野戦重砲第1連隊第1大隊が使用していた。この部隊は、当初西城国民学校にいたが、第60旅団と入れ替わるかたちで、本遺跡一帯に移動している。東側の4つの壕は、96式15糎榴弾砲を秘匿するために構築されたと考えられており、同様の形態をなしている。壕の1つは、終戦後に納見中将の命令によって納骨堂へ転用されており、周辺には記念碑が立ち並んでいる。



写真 ヌーザランミ特攻艇秘匿壕



写真 大浜特攻艇秘匿壕群



写真 海軍313設営隊地下壕群



写真 下里添野戦重火器秘匿壕群

第5章 文化財を把握するための調査

1. 既往の調査について

宮古島市では、合併前の旧市町村ごとに、文化財担当者の有無によって、その把握調査に差があるといえるため、ここでは、旧市町村の地区ごとに分けて、把握調査の分析を行った。なお、全体を通して、美術工芸品の絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍については、把握調査が不足している。これは、調査が必要とされる文化財そのものが少ないわけではなく、宮古島市総合博物館には、郷土の画家による作品がまとまって寄贈されていたり、工芸品としての宮古上布なども多数収蔵されている。しかし、この分野の把握調査が不十分な理由には、当該分野の専門家がいなかったことが大きな要因であるといえる。また、文化的景観や伝統的建造物群についても市内全域での把握調査は進んでおらず、方言についても、市内全域を対象とした総括的な調査は行われているものの、方言は各集落ごとでも違いが見られるため、詳細調査が今後必要となってくる。

(1) 平良地区

平良地区は、全体的に文化財の把握調査が進んでいる。有形、無形の民俗文化財と名勝地への把握調査が不足しているものの、個別の文化財ごとに調査が行われており、文化財指定されている件数も多い。

(2) 城辺地区

城辺地区も、平良地区同様に全体的に文化財調査が行われている地域である。地域ごとにクチャーや獅子舞などの無形の民俗文化財も積極的に進められている。

(3) 下地地区

下地地区では、古文書や考古資料・歴史資料そのものが少ないため、把握調査が不十分な状況にある。また、無形、有形の民俗文化財や記念物については、文化財指定に係る個別の把握調査を行っている。

(4) 上野地区

上野地区も、下地地区とほぼ同様の状況であるが、遺跡の発掘調査件数が多いため、考古資料に関する把握調査が進められている。

(5) 伊良部地区

伊良部地区は、全体的に文化財の把握調査が不足している状況にある。これは専門員が不在であったことが大きな要因であるといえる。一方で、洞窟や海岸地形などを中心とした記念物については文化財指定の件数も多く、それぞれ

類形		平良	城辺	下地	上野	伊良部	
有形文化財	建造物	○	△	△	△	△	
	美術工芸品	絵画	△	×	×	×	×
		彫刻	×	×	×	×	×
		工芸品	×	×	×	×	×
		書跡・典籍	×	×	×	×	×
		古文書	○	○	△	△	△
		考古資料	○	○	△	○	△
歴史	○	○	△	△	△		
無形文化財		○	△	△	△	△	
民俗文化財	有形の民俗文化財	△	○	△	△	△	
	無形の民俗文化財	△	△	△	△	△	
記念物	遺跡	○	○	○	○	△	
	名勝地	△	△	△	△	△	
	動物・植物・地質鉱物	○	○	△	○	○	
文化的景観		×	×	×	×	×	
伝統的建造物群		×	×	×	×	×	
その他	方言	△	△	△	△	△	

	書名	著者	発行年	発行・編集
1	宮古島市文化財調査報告書第6集 アラフ遺跡・ツツピスキアブ洞窟・友利元島遺跡 一宮古島市内遺跡発掘調査報告書一		平成27(2015)年3月31日	宮古島市教育委員会
2	友利元島遺跡 一発掘調査報告書一		2004年3月	城辺町教育委員会
3	住屋遺跡(俗称・尻間) 発掘調査報告		1983年3月31日	平良市教育委員会
4	城辺町文化財調査報告書第6集 友利遺跡一個人の土地改良に伴う緊急発掘調査一		1990年3月	城辺町教育委員会
5	城辺町文化財調査報告書第4集 砂川元島一個人の土地改良に伴う緊急発掘調査一		1989年3月	城辺町教育委員会
6	城辺町文化財調査報告書第5集 高腰城跡 範囲確認調査報告書		1989年3月	城辺町教育委員会
7	宮古島市史資料6 ユナンダ1キズマ むかしの暮らし	謝敷 正一	2015年3月23日	宮古島市教育委員会
8	宮古島市史資料9 イキマインシャの記録～池間漁師の知識と知恵～	伊良波 進	2024年(令和6)3月25日	宮古島市教育委員会
9	城辺町文化財調査報告書第2集 沖縄県城辺町大牧遺跡・野城遺跡 範囲確認調査報告書		1987年3月31日	城辺町教育委員会
10	一宮国元島遺跡調査報告一宮国元島		1980年3月	上野村教育委員会
11	平成29年度地域の特色ある埋蔵文化財公開活用講座第2回シンポジウム 「浦底遺跡の発掘調査にみる無土器期研究の新展開」資料集		2017(平成29)年10月28日	宮古島市教育委員会生涯学習振興課
12	宮古島市文化財調査報告書第9集 国仲砂川の壕 一南上原ほ場整備事業(H27-2)における発掘調査報告書一		平成29(2017)年2月	宮古島市教育委員会
13	宮古島市文化財調査報告書第27集 第2イリノソコ古墓群 一平成30年度イリノソコ地区ほ場整備工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書一		令和3(2021)年3月	宮古島市教育委員会
14	平成29年度地域に特色ある埋蔵文化財公開活用 最新の研究成果にみる宮古の歴史 一文化講座資料集一		平成30年3月	宮古島市教育委員会
15	宮古島市埋蔵文化財発掘調査報告書第1集 根間・西里遺跡 県道3.4.16号市場り線街路整備事業に伴う緊急発掘調査報告書		2006年(平成18年)3月	宮古島市教育委員会
16	宮古島市文化財発掘調査報告書第17集 ティラフグ遺跡 一共同住宅建設工事に伴う発掘調査報告書一		平成30(2018)年12月	宮古島市教育委員会
17	平良市文埋蔵文化財調査報告書第5集 尻川遺跡 一個人住宅建設予定に伴う緊急発掘調査報告書一		2003年(平成15年)3月	平良市教育委員会

18	埋蔵文化財公開活用事業 発掘調査に見る宮古の歴史		平成27(2015) 年3月	宮古島市教育委員会
19	宮古島市文化財調査報告書第4集 宮古島の岩陰遺跡 一沖縄県宮古島市ない遺跡発掘調査一		平成23年3月	宮古島市教育委員会
20	宮古島市文化財調査報告書第5集 ※ 長南陣地壕群・長南岩陰墓・地盛南岩陰墓・ 地盛南陣地壕・村越陣地壕・ 一宮古島市内ほ場整備工事における発掘調査 報告書一		平成27(2015) 年3月26日	宮古島市教育委員会
21	宮古島市文化財調査報告書第22集 保里遺跡 一街路事業市場通り線(西仲宗根工区)埋蔵 文化財発掘調査報告書一		令和元(2019) 年7月	宮古島市教育委員会
22	宮古島市文化財調査報告書第14集 千代田カギモリ原の古墓・千代田カギモリ原 の壕 一陸自宮古島(29)文化財調査業務委託 (宮古島市)に伴う発掘調査報告書一		平成30(2018) 年3月	宮古島市教育委員会
23	宮古島市文化財調査報告書第15集 アラフ遺跡 一新城海岸トイレ施設整備工事に伴う発掘調 査報告書一		平成30(2018) 年3月	宮古島市教育委員会
24	宮古島市文化財調査報告書第3集 外間遺跡 一県道3.4.3号市場通り線拡幅j工事に伴 う発掘調査報告書一		平成22(2010) 年2月28日	宮古島市教育委員会
25	宮古島市文化財調査報告書第19集 松原部落内遺物散布地 住屋遺跡、根 間・西里遺跡(植物遺体分析) 一宮古島市内遺跡発掘調査報告書3一		平成31(2019) 年3月	宮古島市教育委員会
26	宮古島市文化財調査報告書第5集 ※ 金志川豊見親屋敷跡 一範囲確認調査一		平成25(2013) 年3月	宮古島市教育委員会
27	宮古島市文化財調査報告書第25集 第2西皆粉地の古墓 ウヅラ嶺の古墓 ウヅラ 嶺の壕 嘉手苺アガリノミ子の古墓 一平成29年度狭間地区・ウヅラ嶺地区・イリ ノソコ地区のほ場整備工事に伴う埋蔵文化財 発掘調査報告書一		令和2(2020) 年3月	宮古島市教育委員会
28	宮古島市文化財調査報告書第11集 荷川取崎名原の古墓 荷川取海岸秘匿壕群・ ウブドゥマーリヤ特攻艇秘匿壕群 一大米建設新工社建設工事に伴う発掘調査報 告書一		平成29(2017) 年12月	宮古島市教育委員会
29	国指定名勝「東平安名崎」保存管理計画策定 報告書		2011(平成23) 年3月31日	宮古島市教育委員会
30	国指定名勝及び天然記念物「八重干瀬」保存 活用計画策定報告書		2016(平成28) 年3月31日	宮古島市教育委員会
31	宮古島市文化財調査報告書第23集 宮古島市内戦争遺跡分布調査報告書(2) 一下地地区・伊良部地区一		令和元年(2019) 年12月27日	宮古島市教育委員会

32	宮古島市文化財調査報告書第29集 宮古島市内戦争遺跡分布調査報告書(3) 一平良地区一		令和4年(2022)年3月31日	宮古島市教育委員会
33	宮古島市文化財調査報告書第16集 宮古島市内戦争遺跡分布調査報告書(1) 一城辺地区・上野地区一		平成30(2018)年3月30日	宮古島市教育委員会
34	平良市史 第1巻 通史編Ⅱ 戦後編		1981年3月31日	平良市役所
35	平良市史 第5巻 資料編3 戦後新聞集成		1976年 3月25日	平良市役所
36	平良市史 第6巻 資料編4 戦後資料集成		1985年3月30日	平良市教育委員会
37	平良市史 第10巻 資料編9 (戦前新聞集成 下)		2005年9月30日	平良市教育委員会
38	平良市史 第10巻 資料編8 (戦前新聞集成 上)		2003年3月31日	平良市総合博物館
39	平良市史 第8巻 資料編6 (考古・人物・補遺)		1988年3月15日	平良市教育委員会
40	平良市史 第9巻 資料編7 (御嶽編)		1994年3月31日	平良市教育委員会
41	城辺町史 第五巻民話編		平成2年3月31日	城辺町
42	城辺町史 第二巻戦争体験編		平成8年3月30日	城辺町
43	城辺町史 第一巻資料編		1985年3月31日	城辺町役場
44	城辺町史 別巻宮古市年表		2005年9月30日	城辺町役場
45	城辺町史 第6巻歌謡編		2000年3月31日	城辺町役場
46	下地町誌 町制40周年記念版		平成元年1月25日	下地町役場
47	伊良部村史		昭和53年4月1日	伊良部村役場
48	上野村誌(村制40周年版)		昭和60年8月1日	上野村役場
49	上野村誌(村制50周年版)		平成10年8月1日	上野村役場
50	宮古島市史資料3 与世山親方宮古島規模帳		2010(平成22)年3月31日	宮古島市教育委員会
51	宮古島市史 第三巻 自然編 第一部みやこの自然 別冊		2020年(令和2)3月26日	宮古島市教育委員会
52	平成18年度宮古島市文化財要覧 宮古島市の文化財		平成19年3月	宮古島市教育委員会
53	宮古島市史 第一巻 通史編 みやこの歴史		2012年3月30日	宮古島市教育委員会
54	宮古島市史 第二巻 祭祀編(上) 重点地域調査 みやこの祭祀		2018年3月28日	宮古島市教育委員会
55	宮古島市史 第二巻 祭祀編(中) 悉皆調査(平良地区) みやこの祭祀		2020年3月26日	宮古島市教育委員会
56	宮古島市史 第二巻 祭祀編(下) 悉皆調査 (城辺地区 上野地区 下地地区 伊良部地区 多良間村) みやこの祭祀		2021(令和3)年3月31日	宮古島市教育委員会
57	宮古島市史 第三巻 自然編第Ⅱ部 みやこの自然と人		2023年(令和5)3月31日	宮古島市教育委員会
58	宮古島市史 第三巻自然編 第Ⅰ部(本編) みやこの自然		2019年(平成31)3月28日	宮古島市教育委員会
59	村民の戦時・戦後体験記録		平成15年3月	上野村教育委員会
60	上野村誌(村制30周年版)		昭和53年8月1日	上野村役所

61	平成5年度文化財要覧			下地町教育委員会
62	上野村の文化財 平成7年度上野村文化財要覧			上野村教育委員会
63	平良市の文化財 昭和61年度文化財要覧		昭和62年3月31日	平良市教育委員会
64	平良市の文化財 平成13年度平良市文化財要覧		平成14年3月30日	平良市教育委員会
65	平成4年度 子ども文化財めぐり		1992年7月21日	城辺町教育委員会
66	城辺町の文化財 平成4年度城辺町文化財要覧		平成5年3月30日	城辺町教育委員会
67	城辺町の文化財 平成13年度城辺町文化財要覧		平成14年3月	城辺町教育委員会
68	下地町の文化財 文化財要覧		平成12年3月30日	下地町教育委員会
69	平良市の文化財 平成17年度平良市文化財要覧		平成17年9月30日	平良市教育委員会
70	城辺町史資料7 ぐすくべの方言語彙(下)		2004年3月	城辺町教育委員会
71	宮古島市史資料5 宮古方言集第1集	下地盛路	平成26年3月28日	宮古島市教育委員会
72	城辺町史資料No.1 砂川村のナーパイ祭祀調査報告		1996年3月30日	城辺町史編纂委員会
73	下地町の文化財 平成10年度城辺町文化財要覧		平成10年12月	城辺町市教育委員会
74	宮古島市史資料3 与世山親方宮古島規模帳		2010(平成22)年3月31日	宮古島市教育委員会
75	宮古島市史資料1 柳田國男筆写本「宮古島木近古文書」の翻刻シリーズ① 明治期宮古島の旧慣調査資料		平成20年3月31日	宮古島市教育委員会
76	宮古島市史資料4 郷土誌		平成24年9月19日	宮古島市教育委員会
77	宮古島市史資料2 宮古の系図家譜		平成21年3月31日	宮古島市教育委員会
78	宮古島市文化財調査報告書第6集 ※ 西更竹岩陰墓・西更竹避難壕 一城辺下地線拡幅工事に伴う緊急発掘調査報告書一		平成26年(2014年)3月27日	宮古島市教育委員会
80	重要文化財 豊見親墓あとんま墓及び知利真良豊見親の墓 保存修理工事報告書		平成28年3月	沖縄県宮古島市
81	東平安名崎根元周辺文化財及び自然環境調査報告書		平成21年3月	宮古島市教育委員会
82	埋蔵文化財公開活用事業 発掘調査にみる宮古の歴史		平成27(2015)年3月	宮古島市教育委員会
83	平成29年度地域の特色ある埋蔵文化財公開活用事業第2回シンポジウム 「浦底遺跡の発掘調査にみる無土器期研究の新展開」 資料集		2017(平成29)年10月28日	宮古島市教育委員会生涯学習振興課
84	平成29年度地域の特色ある埋蔵文化財公開活用事業第1回シンポジウム 「戦争遺跡可能性一保存・整備・活用の視点から一」 資料集		2017(平成29)年6月10日	宮古島市教育委員会生涯学習振興課
85	平成29年度地域の特色ある埋蔵文化財公開活用事業第3回文化講座 中国産陶磁器からみるグスク時代 東アジア海域の交易 一資料集一		2018(平成30)年2月3日	宮古島市教育委員会
86	宮古島市史資料8 佐良浜の祭祀歌謡 一モトムラのオヨシを中心の一		2023年3月22日	宮古島市教育委員会

87	平良市文化財調査報告書第2集 住屋遺跡 平良市新庁舎建設に伴う記録保存の為の緊急 発掘調査概報		1992年3月	平良市教育委員会
88	平成28年度地域の特色ある埋蔵文化財公開 活用事業 最新の研究成果にみる宮古の歴史 一文化講座資料集一		2017(平成29)年3月	宮古島市教育委員会
89	平良市文化財調査報告書第4集 住屋遺跡(1) 一庁舎建設に伴う緊急発掘調査報告書一		1999年3月31日	平良市教育委員会
90	宮古島市文化財調査報告書第6集 ※ アラフ遺跡 ツヅピスキアブ洞窟 友利元島 遺跡 一宮古島市内遺跡発掘調査報告書一		2015(平成27)年3月31日	宮古島市教育委員会
91	令和5年度地域の特色ある埋蔵文化財公開活 用事業 最新の研究成果に見る宮古の歴史No.8 一文化講座資料集・記録集一		令和5年(2024年)3月	宮古島市教育委員会
92	上野村誌		1958年8月1日	上野村役所
93	宮古島市文化財調査報告書第12集 国仲元島遺跡・国仲美里の壕 一仲地副貯水池整備工事に伴う埋蔵文化財発 掘調査一		平成30(2018)年3月	宮古島市教育委員会
94	写真集 上野 ぐらしの移り変わり		平成10年8月1日	上野村役場
95	昭和54年度文化財要覧 平良市の文化財		昭和55年3月31日	平良市教育委員会
96	城辺町文化財調査報告書第1集 城辺町保良地区の遺跡分布		1980年(昭和55年) 3月31日	城辺町教育委員会
97	上野1村の民話		昭和56年3月31日	上野村教育委員会
98	写真集 ぐすくべ 町制施行50周年記念		1997年3月31日	城辺町役場
99	平良市史 第2巻 通史編II(戦後編)		1981年3月31日	平良市市役所
100	平良市史 第4巻 資料編2(近代資料編)		1978年7月20日	平良市市役所
101	平良市史 第7巻 資料編5(民族・歌 謡)		1087年3月30日	平良市教育委員会
102	村民の戦時・戦後体験記録		平成15年3月	上野村教育委員会
103	R. J. ロベルトソン号宮古島漂着記		平成7年3月31日	上野村役場

第6章 これまでの取組と現状

1. 無形の技術の伝承と人材育成について

(1) 茅葺建物の保存

有形民俗文化財の中でも、その維持・管理を行う上で、伝統的な技術を有するものがある。その中でも、特に技術の継承と後継者の育成が必要とされるのが、「ウイピャームトゥの祭場」である。

上比屋山は、砂川、友利地域が祭祀を行う上で重要な場所であり、複数の御嶽が存在する中で、マイウイピャームトゥ、クスウイピャームトゥ、ウイウスの3基の籠屋は、「ウイピャームトゥの祭場」として県の文化財に指定されている。3基の籠屋は、壁面を石積で囲い、その上に木材で屋根の骨組みを設け、茅葺きの屋根を葺いている。これらの籠屋は、毎年おとずれる台風によって、茅が被害を受けることも多く、これまでは茅葺の技術を有する住民らによって適時維持・管理がなされていた。しかし、住民の高齢化や、宮古島市内で茅葺の建物自体がほぼ本文化財に限られることから、茅葺の技術を有する技術者が非常に少なくなっている

宮古島市教育委員会では、台風によって被害を受けた茅葺屋根の葺き替え作業を令和3年度より毎年行っている。葺き替えにあたっては、数少ない茅葺の技術を有する職人が、その作業にあっている。



写真 平成27(2015)年時のウイウスムトゥの屋根の茅葺き替え工事風景

(2) 国指定重要無形文化財「宮古上布」- 技術の継承と後継者育成について -

国指定重要無形文化財「宮古上布」には、以下の指定要件が定められている。

1. すべて苧麻を手續みした糸を使用すること
2. 縞模様をつける場合は、伝統的な手ゆいによる技法又は手くりによること
3. 染色は純正植物染であること
4. 手織りであること
5. 洗濯(仕上げ加工)の場合は、木槌による手打ちを行い、使用する糊は、天然の材料を用いて調整すること

これらの指定要件に基づき、宮古上布保持団体では、「図案・手括り」、「染め」、「織り」、「洗濯・砧打ち」の各工程の技術の継承を目的とした、伝承者養成事業を実施しており、これまで多くの伝承者が講習を修了している。

宮古上布という用語を使用する際には、異なる2つの宮古上布がある。

1つは、国指定重要無形文化財「宮古上布」である。この場合の「宮古上布」とは、形ある織物を示すものではなく、前述した指定要件をみたす無形の技術を示している。

もう1つは、商標登録された「宮古上布」である。この場合は、形ある織物自体を示すものである。いずれも「宮古上布」と称されるものであるが、文化財としての無形の技術を示す「宮古上布」と、



写真 手括り作業風景

工芸品としての織物自体を示す有形の「宮古上布」という違いがあり、前者は宮古上布保持団体が、後者は宮古織物事業協同組合が主管している。

そして、2つの宮古上布を比較した時、大きく異なる技術要素がある。その違いは、括りの工程における「手ゆい・手括り」と「機締め」という2つの技術である。琉球王府時代より製作されていた宮古上布は、手ゆい・手括りによって拵模様を施していたが、大正初期に締機により拵模様を施す技術が導入されると、緻密な拵模様を短い時間で製作することのできる機締めの技術が一気に大勢を占めるようになる。

現在も機締めの技術が多くの中で使用されており、これまでの宮古上布の歴史をふりかえっても、生産反数を増え、宮古上



写真 商標登録された宮古上布に貼付する証票

【コラム - 工芸品としての宮古上布の証憑類 -】



写真 沖縄県織物検査済の証

沖縄県では、織物及び紅型の品質の維持・改善・向上を図ることを目的として、昭和49年度から「沖縄県伝統工芸産業振興条例」により県営検査を実施している。検査に合格した製品については、「沖縄県織物検査済之証」「沖縄県紅型検査済之証」を貼付している。*沖縄県商工労働部ものづくり振興課HPより引用



写真 沖縄県伝統工芸品マーク

本県伝統工芸製品の声価を高め、消費者の購入の便に資するため、沖縄県伝統工芸産業振興条例(昭和48年沖縄県条例第72号)及び同施行規則(昭和49年沖縄県規則第38号)に基づいて、指定マーク「伝統工芸品之証」をちょう付する。



写真 経済産業大臣指定伝統的工芸品マーク(金の伝統証紙)

国が伝統的工芸品として指定した時に定めた技法や素材で製作された、文字通りの「伝統的工芸品」。100年以上も伝え続けられた技術で作られた“匠の手技”の象徴と言える工芸品である。経済産業大臣が指定した技術・技法・原材料で制作され、産地検査に合格した製品に貼られる。

*経済産業大臣指定伝統的工芸品とは

・生活に豊かさと潤いを与える工芸品。機械により大量生産されるものではなく、製品の持ち味に大きな影響を与えるような部分が職人の手づくりにより作られています。

- ・100年以上前から今日まで続いている伝統的な技術や技法で作られたものです。
- ・品質の維持や持ち味を出すために、主要な部分が100年以上前から今日まで伝統的に使用されてきた材料でできている。
- ・一定の地域において、ある程度の規模を形成してつくられてきたものです。

団体	名称	対象	糸	染色	括り技法	拵	基準	商標など
宮古上布保持団体	宮古上布	技術	経・緯とも手績みの苧麻糸	純正植物染	手ゆい手括り	規定なし	規定なし	なし
宮古織物事業協同組合	宮古上布(十字拵細布)	商標登録	経・緯とも手績みの苧麻糸	藍染	機締め手括り	十字拵	14ヨミ以上	通産大臣指定伝統的工芸品証 沖縄県指定伝統的工芸品の証 沖縄県織物検査済みの証 宮古織物事業協同組合商標マーク
	宮古上布(草木染め上布)		経・緯とも手績みの苧麻糸	藍または天然染色	機締め手括り	規定なし	11ヨミ以上 650g以内	宮古織物事業協同組合商標マーク 宮古織物事業協同組合検査済みの証



写真 伝承者養成〔図案・手括り講習〕(宮上保提供)



写真 伝承者養成〔染め講習〕(宮上保提供)



写真 伝承者養成〔染め講習〕(宮上保提供)



写真 伝承者養成〔織り講習〕(宮上保提供)

布の製作に必要不可欠な技術であるといえる。その一方で重要無形文化財「宮古上布」においては、古くからの伝統的な技術を継承していく上で、「手ゆい・手括り」の技術も非常に重要なものであり、いずれの技術も宮古上布の歴史と深い関わりがあり、それぞれの縞模様には独自の風合いを有する。

国指定重要無形文化財「宮古上布」の技術を継承していく上では、この「手ゆい・手括り」の技術は特に欠かすことのできない技術分野である。これらの技の継承を目的として、宮古上布保持団体では、以下の取組を実施している。

①伝承者の養成

国指定重要無形文化財「宮古上布」の技術の向上を目的として、過去の宮古上布の技術の復元や、新たな宮古上布の図案や、染色技術の研究の機会を設け、宮古上布保持団会員による技術研究の機会を設けている。また、これらの技術を会員間で共有し、次世代に技術の継承を図っている。

②準会員の制度

宮古上布保持団体の会則では、会員入会の要件が会則で定められている。しかしながら、入会の要件は、30年以上の経験を有するなど、現在の状況に照らし合わせるとハードルの高い内容になっている。その一方で、会員の高齢化が進み、緩やかな世代交代を行っていく必要がある。そこで、新たな会員の育成を行うために、令和5年より会員候補者を準会員として位置づけ、保持団体で行う技術研究や、講習にかかる講師補助などに携わることで、会員に必要とされる技術の習得を行っている。

③他団体との交流

全国重要無形文化財保持団体協議会や他団体の取組状況等を学ぶ研修等に多くの会員や伝承者が参加し、他の団体の技術者との意見交換や取り組みに関する情報や人脈を築くことで、会員及び伝承者の視野を広げ、宮古上布への誇りを高めるとともに、保持団体の未来志向の意識の向上を図っている。



写真 琉球藍生産地への研究風景（宮上保提供）



写真 久米島紬保持団体見学研修風景（宮上保提供）



写真 久米島紬保持団体見学研修風景（宮上保提供）

④宮古上布関係団体との連携

宮古上布に関連する宮古上布保持団体、宮古苧麻績み保存会と、宮古織物事業協同組合、観光商工課、生涯学習振興課の行政とがそれぞれの取組や考えに対して意見交換を行う場を設けている。同じ宮古上布に携わる関係機関が、共通課題、それぞれの課題を共有することで、宮古上布に携わる技術者の製作環境や宮古上布の製作体制について改善していくことができる。

⑤国指定重要無形文化財「宮古上布」の普及活動

宮古上布保持団体では、宮古上布の魅力を広めるための普及活動として、村巡りツアー、宮古上布コレクション展を定期的で開催し、保持団体が所蔵する宮古上布の展示や、その開設案内を実施している。また、市内の小中学校の依頼に応じて、学校での出前授業を行うなど、宮古上布を広く知ってもらうための活動を実施している。



写真 出前授業風景（宮上保提供）



写真 コレクション展風景（宮上保提供）



写真 織り手と績み手の座談会（宮上保提供）

(4) 国指定重要無形文化財「宮古上布」－原材料の確保－

国指定重要無形文化財「宮古上布」は、手続きした苧麻糸を使用することが要件として記されている。しかし、苧麻糸を手続きする技術者が非常に少なく、現況として苧麻糸不足が常態化している。伝承者養成事業においては、伝承者の人数及び特別研修等にあわせて、必要となる苧麻糸を確保する必要がある。また、確保する糸についても、糸の太さや、品質が均等化されていなければならない。そのため、宮古上布保持団体では、関連技術事業「苧麻績み講座」を通して、一定量の均等な品質の苧麻糸の確保を継続して行っている。



写真 苧麻糸関係者会議風景（令和6年2月17日）

また、常態化している苧麻糸不足の解消のため、県内の織物関係の有識者、市内の宮古上布関係会館による「苧麻糸関係者会議」を開催し、その解決に取り組んでいる。

(5) 国指定重要無形文化財「宮古上布」－道具の確保及び技術製作者－

国指定重要無形文化財「宮古上布」の技術を継承していく上で、伝承者とあわせて、使用される道具を製作する技術者及び素材の確保も重要な課題である。現在、必要とされる道具については、会員が製作しているものもあるが、その製作技術を受けつぐ後継者の育成が必要とされる。

また、砧打ちについては、砧台や、木槌などは使用される樹種や、大きさが限定され、その原材料を確保すること自体が困難な状態になっている。これらをうけ、宮古上布保持団体では、道具の確保及び技術製作者を育成するにあたり、まずは国指定重要無形文化財「宮古上布」を製作するための道具の種類と形状、規格などを整理している。

(6) 国指定重要無形文化財「宮古上布」－砧打ちに係る身体負担の軽減について－

国指定重要無形文化財「宮古上布」においては、砧打ちの工程で、上布を木槌でうつことで、非常に大きな音が発生し、耳に大きな負担をあたえている。そのため、砧打ちを行う会員及び伝承者には、耳に障害をきたすなどの声がかかれる。技術を伝承していく上で、身体にあたえる負担を軽減するためには、作業場での防音対策などを行い、技術者の身体的負担の軽減を図っていく必要がある。



写真 砧打ちの作業風景

(7) 国選定保存技術「苧麻糸手続き」－技術の継承と後継者育成について－

宮古上布の原材料となる糸は、苧麻を手作業で績むことで製作され、その技術は国選定保存技術に位置づけられている。管理団体である宮古苧麻績み保存会には、77名の会員があり（令和7年6月現在）、技術の伝承がおこなわれている。保存会の行う事業では、多くの受講者があるものの、慢性的な糸不足の解消には至っていない。また、糸を製作できる技術者自体が少ないため、同じ技術者から一反分の糸を揃えることが難しく、複数人から糸を集めて使用することが多い。この時間問題となるのが糸を同じ品質で揃えることである。しかしながら、技術の熟練度合には差があり、同品質の糸を揃えることが困難である。これらの課題について、宮古苧麻績み保存会では、以下の取組を行っている。

第 図 宮古上布の製作に必要となる苧麻糸の量と期間の例



国指定重要無形文化財「宮古上布」を1反織るために必要な糸の基本量

緋糸：経糸約6～7ヨミ、緯糸約12ヨミ

地糸：経糸約6～7ヨミ、緯糸約12ヨミ

総数約50ヨミの糸を必要とする。

*1ヨミは約600m。



糸の製作日数

熟練の経験者でも、3～4カ月で10ヨミを製作。1反の必要とされる糸を製作するためには、多くの作業量を必要とする。

糸の価格

糸の品質等にもよるが、経糸10ヨミで約50,000円。

①講座の充実化による技術者の育成

宮古苧麻績み保存会では、国の補助事業を活用し、伝承者の養成を行っている。事業の中では別苧麻糸に興味・関心をもってもらうための自由参加型のブーミー講座を開催し、後継者育成のための総人口の拡充を図り、初級コースでは、実際に講師の指導に従い、上布製作のための実践的な糸の製作のための講習を設けている。そこから、さらに中級コースを設け、段階的な技術の向上を図っている。宮古苧麻績み保存会では、後継者育成のための多様な講習プログラムについても協議を重ねており、後継者育成のための講座の充実化を図っている。

②原材料の確保

苧麻糸の原材料となる苧麻は、これまで生産者の屋敷内等で栽培されることが多かったが、現在では、個人で苧麻栽培していくための土地を確保することも困難となってきた。宮古苧麻績み保存会では、原材料となる苧麻についても、会として苧麻畑の整備を行い、講座などで使用する苧麻の確保を行っている。また、よりよい苧麻の栽培を目的とした、市内の苧麻の種類とその性質についても調査を実施している。

③糸の価格について

これまで、苧麻績みは、女性の内職として行われてきた経緯があるため、現在でもその意識が強い。しかし、社会の変化に伴い、選択できる職業が増えた現在において、苧麻績みに携わる人の数は減り続けている。その大きな要因として、苧麻糸の費用対効果の低さにある。第●図に示したように、苧麻糸の製作日数に対しての収入は僅かであり、これまでの慣例が引き継がれており、現在の社会・経済とは大きな乖離がある。苧麻績みの技術者を増やしていくためには、糸の価格についても検討が必要とされ、宮古苧麻績み保存会、宮古上布保持団体、宮古織物事業協同組合、行政との間で意見交換を行っている。

④実演会の開催

宮古苧麻績み保存会では、年間活動として文化庁が主催する「日本の技フェア」への出展や、一年間の事業成果の報告として「苧麻糸展示会」などを開催している。これらの活動を継続するとともに、歴史文化資料館を利用した展示や実演、宮古島在来の苧麻の栽培などを実施し、苧麻績みへの理解を深めている。

2. 文化財の調査・研究

(1) 埋蔵文化財の調査

宮古島市内では、入域観光客数が、10年前に比べ、約2倍の100万人を越える状況にある。宮古島市では、これらの観光客を受け入れるためのホテルや観光施設の建設工事が増えてきている。これに加え、圃場整備工事や、個人住宅やアパート建設などによる発掘調査の件数が増加している。これらの開発工事から、宮古島市内の文化財を適切に保存を行っていくため、以下のとりくみを行っている。

①分布調査による市内埋蔵文化財の把握

開発の照会に対して、文化財を保護するために、埋蔵文化財の位置と範囲と概要を把握する。埋蔵文化財の分布調査については、沖縄県教育委員会による調査報告書が刊行されているが、宮古島市においては、現在もほ場整備工事が大規模に行われており、その工事に伴い戦争遺跡の新規の発見例が非常に多い時期があった。そのため、平成29年度より市内の戦争遺跡分布調査を開始し、令和4年度までに市内全域を対象とした報告書を刊行し、令和7年3月には、その後の調査で確認された戦争遺跡を追加した補遺編を刊行した。これらの戦争遺跡分布調査によって、工事の事前調整の段階で、戦争遺跡の範囲を工区外として現状保存する成果もでており、今後も継続して戦争遺跡の調査を行い、その位置や壕の構造の把握を行っていく。

加えて、海岸線での観光施設の建設等に対応するため、令和3年度より水中遺跡分布調査を開始している。沈没船や石切り場などの海域での遺跡の位置の把握を行うとともに、広く周知を行っている。

②開発に伴う文化財の照会への対応

現在、宮古島市においては、任意であるが、開発や不動産売買などに先だてて文化財の有無の照会を行っている。現在は、市内関係者にも周知され、その照会の件数は年間600件を越える。文化財の照会に際しては、先に述べた埋蔵文化財や指定文化財の図面上での確認だけではなく、御嶽や、湧水地、天然記念物の生息状況などの確認、現地確認を行い、市内文化財の保護に努めている。

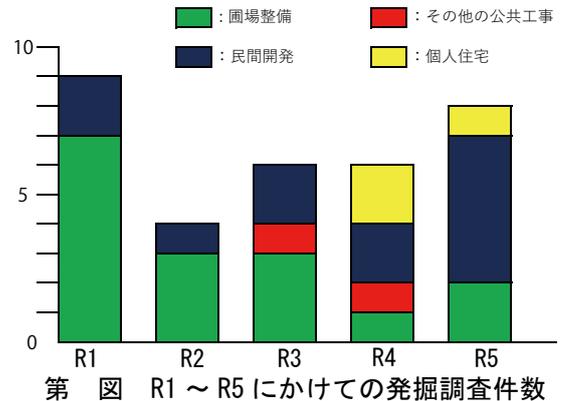


写真 発掘調査風景〔池間皿嶺遺跡〕



写真 戦争遺跡分布調査風景



写真 水中遺跡分布調査風景



写真 南静園の戦争遺跡群現地確認風景



写真 指定文化財候補の福山のビーチロック群

①指定文化財候補の調査

文化財指定候補や、自治体などからの要望等により、文化財保護審議会では、未指定文化財の現地調査などを行い、文化財指定業務を進め、文化財の保護に努めている。査等については、文化財保護審議会委員の協力や、民間調査業者への業務委託等も活用し、詳細な文化財調査の成果を積み上げていくことができる。

(3) 市史編さん事業 - 宮古島市史の刊行 -

宮古島市では、市史編さん事業として、これまでに「第1巻通史編」、「第2巻祭祀編(上・中・下)」、「第3巻自然編(第1部本編、第1部別冊、第2部)」を刊行してきた。令和5年度から第四巻となる集落編の調査を開始し、原稿執筆、編集作業に取り組んでいる。集落編では、各地域の歴史を掘下げることで、より深く、より地域に根付いた歴史と文化への理解を深めていくことができる。しかしながら、これらの歴史や文化を語ることのできる方々は、高齢化が進み、その調査も容易ではない。歴史と文化の語り部への聞き取り調査は、年が過ぎるごとに難しなるため、速やかな調査と市史の刊行に取り組んでいる。

(4) 市史編さん事業 - 市史資料の収集と保存・活用 -

市史編さん事業は、合併前の旧市町村の頃から行われており、これまでの調査等で収集された資料は膨大な量となる。市史編さん室は、令和3年に現在の宮古島市歴史文化資料館へ移動し、市史資料の収蔵部屋を設けた。これらの貴重な資料を適正に保管し、今後活用していくためにも、以下の取組を進めている。



写真 保良クバクンダイ鍾乳洞の調査



写真 これまでに発刊された主な宮古島市史



写真 市史編さん委員会風景

①市史資料の整理作業

市史資料の整理にあたっては、現在整理途中であるが、膨大な市史資料を適切に保管していくために、適宜その整理作業を行っている。

②市史資料の刊行

市史編さん室に収蔵された資料の中には、未刊行の資料も数多い。これらの資料を、市史資料として刊行し、広く市民へ周知を行うため、市史の刊行とは別に、市史資料を発刊している。

③資料の収集

市史編さん室では、これまで地域内での調査を行っていく中で、家譜などの歴史史料や、個人が書き記した日記、生業に関する記録、写真資料などが確認されている。これらの資料は、地域の歴史や文化を語るうえで貴重な資料であり、資料の掘り起こしへとつながっている。このような貴重な資料を適切に保存していくためにも、博物館などと連携を図っていく必要がある。

(4) 学術調査との連携

宮古島市内では、これまでに多くの大学などによる学術調査も実施されている。これらの学術調査では、新たな発見、最新の分析研究などが行われ、宮古島の歴史と文化の解明に寄与してきた。

アラフ遺跡については、沖縄国際大学を中心とした学術調査が、平成12年度から18年度にかけて継続して行われ、シャコガイ製貝斧の埋納遺構などの世界的にも類例の少ない調査成果が報告されている。宮古島市では、これらの調査成果をもとに平成30年12月に、アラフ遺跡を市指定史跡として文化財指定した。その他にも、ミヤコカナヘビの生態調査についても、関係機関と協力して、令和元年6月に県指定天然記念物に文化財指定されており、ツツピスキアブでは、宮古島市教育委員会の発掘調査の成果を受け、より詳細な発掘調査が進められている。

また、学術調査で来島した専門家による文化講座の開催や、その調査成果の報告会などを通して、より地域に密着した発掘調査の体制を築いている。



写真 アラフ遺跡発掘調査報告書2の刊行記者発表(2018年4月27日)



写真 ツツピスキアブでの学術調査と市教育委員会職員見学風景(2025年1月22日)



写真 学術調査の専門家を招いての文化講座
小野先生



写真 狩俣の発掘調査の成果報告会

3. 宮古島市の自然、天然記念物の保護

(1) セマルハコガメ - 外来種としての国指定天然記念物への取組

宮古島市内には、国指定天然記念物セマルハコガメが定着して生息している。セマルハコガメは、地域を定めず指定されている天然記念物であるが、本来の生息地は石垣島と西表島であり、宮古島市内には本来生息しない種である。セマルハコガメが宮古島市に持ち込まれた時期や、その経緯については不明であるが、現在の所、いこいの森や、大野山林において多く確認されている他、2021年には大神島にも生息が確認されている。セマルハコガメは、宮古島市内では外来種であるため、在来種への影響が懸念されるが、国指定天然記念物であるため、生息域の調査や、胃の内容物の調査などには現状変更の



写真 セマルハコガメ

申請を行う必要がある。また、車の往来の多い市街地などでも保護される事案があり、個体の生命の危機にもおよぶことから、緊急に一時保護している個体もいる。宮古島市においては、在来種の保存などを行う環境衛生局とともに、以下の取組を行っている。

①産地の特定

セマルハコガメは、国内では、石垣島と西表島にのみ生息しているが、国外では台湾にも生息している。前述したようにセマルハコガメが宮古島市内に持ち込まれた経緯などについて不明であり、定着して生息しているセマルハコガメが石垣島や西表島の種なのか、台湾の種なのかは外見での見分けは困難である。そのため、環境衛生局や大学などの学術機関で、DNA 調査による種の産地の特定を行う取り組みも行われており、石垣島に由来する結果が得られているが、その結果が、全体の様相を示すものであるかは明らかではない。

②在来種への影響調査

セマルハコガメが、在来種へ与える影響については、現状変更の制限上、個体の解剖などを行うことが困難であり、糞や胃の内容物を吐き戻しさせることで、食性の調査が環境衛生局によって行われている。その結果によると、マイマイ類が確認されており、在来種への被害が懸念されている。同じく外来種のヤエヤマインシガメは、県指定天然記念物ミヤコサワガニを捕食していることが明らかにされており、引き続きセマルハコガメが及ぼす在来種への影響についても調査を行っていく必要がある。

③関係機関での意見交換

宮古島市において、国の天然記念物でありながら、外来種であるという矛盾した生息状況にあるセマルハコガメについて、市教育委員会、環境衛生局、県文化財課で意見交換を行い、本来の自然環境の状態を取り戻すための意見交換を行っている。

(2) オカヤドカリの密猟について

オカヤドカリは、地域を定めない国指定の天然記念物である。宮古島市においては、海岸域に接した森林地帯などに非常に多く生息している。このオカヤドカリは、国外でペットとして高値で売買されており、県内や奄美諸島では、オカヤドカリの密猟が摘発されている事例も少なくない。宮古島市においても、2025(令和7)年4月2日付けの地元紙でオカヤドカリ 998 匹の密猟があったことが報道され、台湾国籍の人物が逮捕されている。オカヤドカリの保護のために以下の取組を行っている。

①国指定天然記念物としての周知

オカヤドカリは、宮古島の方言でアマンと呼ばれ、日常的に目にするものであったため、国指定天然記念物としての認知度が低いといえる。それほど、目にしやすい生き物であるため、島内全域での密猟対策を行うことは、非常に難しいものがある。そこで、オカヤドカリが国指定の天然記念物であることを周知するとともに、密猟されている現状を周知するために、運送業者や、公共機関などにポスターを掲示している。



写真 オカヤドカリ

B. 関係機関との連携強化

宮古島市においては、島からの移動手段は、現在空路に限られているため、必然的に空港での摘発が多くなる。その他には、荷物として発送する事例もみられ、コンビニエンスストアを利用する事例もある。先に述べた周知活動を行うとともに、警察との連携を密に図り、密猟の事案が発生した際に、迅速に対応できる関係づくりを築いている。

(3) ツマグロゼミ - 種の保護 -

ツマグロゼミは、中国・台湾・八重山諸島・宮古（城辺字砂川・字友利の一部と上野地区の一部）に分布し、宮古島を北限とする。屋敷木のイスノキに生息は限られているが、自然林に近い状態の上比屋山のアカギ・リュウキュウガキ・クロヨナ等に自然分布している。しかし、現在では、屋敷木のイスノキが少なくなるなど生息環境は変化し、自然状態での生息を確認することは非常に難しくなっている。

旧上野村は、昭和●年にツマグロゼミの保存と増殖を目的として、ツマグロゼミ増殖施設を整備し、施設内には、多くのイスノキが植えられ、市内におけるツマグロゼミの生息環境の確保に繋がっている。しかし、近年、同施設内におけるツマグロゼミの孵化数が減少傾向にある。その要因としては、長雨などにより天候の影響や、繁殖地が施設内に限られていることから、近親間での交配による影響などが考えられているが、現在のところ、明確な要因は不明である。

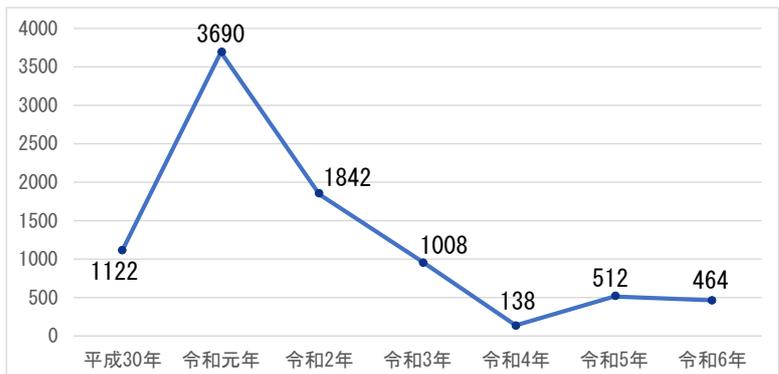
ツマグロゼミは、先にのべたように八重山諸島にも生息するが、島ごとに定着した個体群は、遺伝子レベルで、異なる個体群として分かれているため、宮古島のツマグロゼミは、その島の個体群として保護していく必要がある。



写真 中学生のツマグロゼミ観察会



写真 ツマグロゼミの羽化状況



第 図 ツマグロゼミ増殖施設内での羽化数の推移

宮古島市では、ツマグロゼミの保護のために以下の取組を行っている。

①ツマグロゼミ増殖施設内における管理体制

現在、ツマグロゼミ増殖施設は、年数回の下草の除草作業などを補助金を交付し行っている。しかし、ツマグロゼミの施設内での孵化状況などについては、これまで、地元の有志によって無償で孵化後の抜け殻の集計がなされている状況にあった。ツマグロゼミの保全を行っていく上では、継続的な施設内での記録の作成が必要でありことから、令和5年度より施設内での羽化の状況について業務委託を行い、施設内での生息状況の把握に努めている。

②自然分布の確認

現在、ツマグロゼミの生息範囲は、増殖施設内に集中しているが、これまでには上比屋山一帯にも生息していることが確認されている。自然環境下でのツマグロゼミの生息状況を確認し、限られた範囲内でのセミの交配を防ぐためにも、ツマグロゼミの自然環境下での分布状況について確認を行う必要がある。令和6年度には、上野豊原で大規模なツマグロゼミの羽化が確認された範囲もあり、その詳細な生息域の把握が必要とされている。宮古島市教育委員会では、イスノキの分布調査を行い、ツマグロゼミの生息地の詳細調査を進めている。



写真 増殖施設施設内に植林されたイスノキ

③生息環境の整備

ツマグロゼミの生息範囲を広げていく上では、生息に必要とされるイスノキの環境を広げていく必要がある。かつては、屋敷木として一定量のイスノキが集落内に生育していたが、現在ではその数も減り、自然環境下での生息数の減少にも繋がっていると考えられている。旧上野村時は、新里地域を中心に、イスノキの植林を行い、その生息環境の整備に努めていた。



写真 令和6年度に新たに確認された上野豊原のイスノキの並木

④ツマグロゼミの生態研究

ツマグロゼミは、木に産み付けられた卵が孵化し、幼虫の状態でもぐり、何年かの後に、地中からでて、成虫へと羽化することが分かっている。しかし、地中に何年幼虫の状態で過ごしているのかは分かっていない。また、孵化率や羽化率、そして、どれほどの行動範囲を有しているのかも分かっていない。その他、近年の羽化時の観察では、ヤモリやアリによる捕食、成虫になってからの鳥類の捕食も確認されており、専門家への意見聴取を行いながら、その生態の把握を進めている。



写真 ツマグロゼミの羽化の観察風景

⑤教育普及

ツマグロゼミは、その生息範囲が非常に限られていることもあり、ツマグロゼミそのものを知らない市民も多い。現在は、生息地の新里子ども部落会が、施設内の除草作業を行っており、同子供会や地域の小学校などでの教育普及が行われている。

(4) 宮古馬 - 宮古馬の種の保全 -

宮古馬は、昭和30年代には1万頭以上が島内で飼養されていたが、島の社会変化（交通や農業の機械化）にともない、その数は一時期14頭にまで激減した。令和7年2月時点では、48頭にまで回復しているが、種の安定頭数とされる100頭の半分以下の状況である。また、繁殖を行ってきた馬が限られているため、近親交配を避けた繁殖を行っていく必要がある。現在、宮古島市では、宮古馬の種として保護していくため、以下の取組を行っている

①交配計画に基づいた繁殖

宮古馬保存会では、多様な遺伝子を残すために、令和4年度に「宮古馬交配計画 - 基本方針 -」を定め、令和5年度より計画的な交配を進めている。この計画では、年間3～4頭の増頭が考えられており、各年度に交配計画委員会を開催し、その年に繁殖させる雄馬と雌馬の選定を行っている。計画的な繁殖活動を行っている。

②施設整備

宮古馬を増頭していく上で、新たになに生まれた馬の飼養場所の確保が必要となる。現在、宮古馬保存会では、集団飼育場として城辺字長間に宮古馬放牧場を整備している。同放牧場では、雌馬と雄馬を飼養しているため、目に見えない範囲での牧柵の設置を行っている。今後、利活用の場の確保に伴い、宮古馬放牧場

については、雄馬の集団飼育の場としての利用を考えており、現在、牧柵の新設などを随時行っている。

(5) 宮古馬 - 保存のための健康管理 -

現在、宮古島市内には、馬を専門とする獣医がない。普段の体調不良については、市内在住の獣医が対応しているが、専門的な治療や予防を必要とする場合もある。現在、宮古島市では、以下の取組を行っている。

①関係団体との連携

現在、宮古島市内で飼養されている宮古馬については、全国乗馬倶楽部振興協会などの協力をうけて、馬専門の獣医による破傷風のワクチン接種、駆虫剤の投与、歯の健康管理を毎年行っている。

また、削蹄については、個人のボランティアの助力により毎年実施している状況にある。その他、日常的な擦り傷や疝痛などについては、飼養者で対応しているものの、不明な点があれば、随時専門家の助言を仰いでいる。



写真 宮古馬放牧場で生まれた仔馬

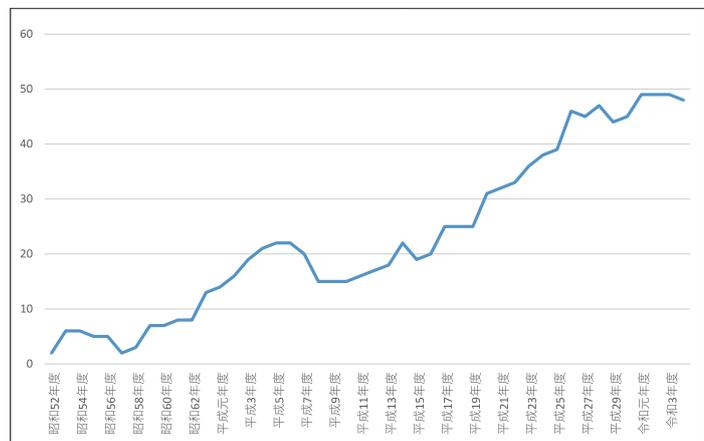


写真 宮古馬の頭数の推移



写真 宮古馬の歯の研磨作業風景

4. 文化財愛護思想の普及・啓発の促進

(1) 宮古島の文化を知る機会の創出

宮古島市には、沖縄県内の各地域とも違った独自の歴史、民俗、自然が残されている。宮古島市民のこれらの文化への理解度を高めることは、自身のアイデンティティの形成にも重要な役割を果たすものといえる。しかし、例として、宮古島の先史時代である無土器や、宮古馬、宮古上布などに直接触れ、学ぶ機会は非常に少ない状況にある。ここでは、これまでの普及・啓発活動の取組についてまとめていく。

①企画展・文化講座の開催

宮古島市の歴史、文化などの普及啓発活動の一つとして、企画展や文化講座の開催などがある。宮古島市内においては、宮古島市総合博物館、宮古島市歴史文化資料館で企画展や文化講座を開催している他、宮古島市立図書館においても、文化講座などを実施している。また、市民の目にふれやすい市役所ロビーなどでも展示会などを実施している。これらの継続した活動を通して、宮古島市の歴史・文化への理解を深めている。



写真 歴史文化資料館での企画展見学風景

【参考】令和6年度宮古島市歴史文化資料館での活動事例

○企画展

- 第1回 自然災害と文化財
- 第2回 失われた学び舎－児童生徒と戦争－
- 第3回 琉球と倭寇の物語り in 宮古島
- 第4回 異国船の時代と宮古諸島の水中遺跡
- 第5回 発掘調査速報展－令和4～6年度－

○文化講座

- 第1回 苧麻で紙漉き・ランプづくり
- 第2回 宮古島市歴史文化資料館バックヤードツアー
- 第3回 草木染体験
- 第4回 宮古上布工房めぐり
- 第5回 砂川中の歩みを迎える展
- 第6回 シンポジウム「古琉球の異文化交流を考える」
- 第7回 苧麻糸座談会
- 第8回 シンポジウム「宮古馬の過去・現在・未来」



写真 文化講座風景（宮古上布工房巡り）



写真 市役所ロビーでの展示会風景



写真 夏休み親子ブーンミ体験風景



写真 文化講座（親子草木染め体験）



写真 小学校での宮古馬学習会風景



写真 小学校のシートヤー見学風景

②学校現場との連携

宮古島の歴史と文化を学ぶ機会のひとつとして、学校教育との連携があげられる。博物館での展示を利用した昔の生活と道具を考える学習活動や、平和学習などは、施設を利用した学習方法として、これまでも長く行われてきた。これに加えて、宮古上布の試着体験や、宮古上布のもととなる苧麻での糸づくり、宮古馬とのふれあい体験など、多様なプログラムを提供し、宮古島の歴史と文化への理解を深める場を創出している。

③埋蔵文化財資料の再整理と活用

埋蔵文化財発掘調査で出土した資料は、旧市町村ごとに分散して収蔵されていた。これらの資料を一括して収蔵する施設として、宮古島市歴史文化資料館内に埋蔵文化財収蔵室を整備した。本収蔵室に、資料を収蔵するために、遺物台帳をデータで整理するための作業を進めている。遺物台帳をデータで整理することで、資料利用や、資料館での展示、島外への貸し出しなどの利便性を高めている。

④文化財散策冊子『綾道』の活用

『綾道』は、宮古島の歴史と文化をめぐる文化財散策冊子として、平成24年度の「砂川・友利コース」をかわきりに、市内全域を網羅した全10巻を令和4年度までに刊行した。『綾道』は、市民だけではなく、宮古島市をはじめ訪れた観光客にも、内容が理解しやすいように、平易な文章と、イラストや写真を多様している。令和5年度からは、植物をテーマとしたシリーズの製作を開始し、令和5年度に「植物編」、令和6年度に「動物編」を刊行した。『綾道』は、宮古島市役所や、宮古島市歴史文化資料館、宮古島市総合博物館、宮古島市立図書館などで無料配布し、活用していただいている。また、刊行時には、巡



写真 これまでに刊行された主な『綾道』



写真 『綾道』を活用した親子文化財巡検

検を行うなどして、その活用の促進を図っている。

⑤ HP、SNS、デジタルを活用した周知活動

宮古島市内の文化財や、埋蔵文化財発掘調査報告書、『綾道』は、宮古島のHPにも掲載されており、デジタルでの利用も可能である。また、宮古島市立図書館が運営するデジタル図書館でも利用可能である。宮古島市総合博物館が取り組んでいるデジタルミュージアムも、宮古島の歴史と文化へふれるアクセス方法として、今後力をいれていくべき点である。その他、宮古島のLINEや、宮古馬保存会で一部活用しているInstagramなどのSNSも活用している。

(2) 宮古馬の利活用

宮古馬保存会では、宮古馬保存策定委員会を設け、令和2年3月に「宮古馬保存利活用計画概要」を定めている。この計画の中では、宮古馬を将来的にわたり保存と活用することを目指し、1) 保存・育成、2) 観光、3) 教育、4) 医療・福祉の4つの領域について計画をまとめ、総合的に取り組み、宮古馬の持続的な保護と利活用を行うことを目的としている。しかしながら、活用の面においては、現在、宮古馬での乗馬体験などを常時行うことのできる施設はない。そこには、馬の日常的な飼養に費やす時間の割合が多く、馬の馴致・調教を十分に行うことができない点と、馬を調教する技術者が不足している点があげられる。現在、宮古島市教育委員会では、以下の取組を行っている。

①馬の調教

現在、宮古馬については、全国乗馬倶楽部振興協会からの協力をえて、年に2回の定期的な調教を行っている。この調教を通して、現在では、調教師の指導のもとに、乗馬を行うことができる馬の複数と育っている。今後も、継続して関係団体からの協力をえて、調教師の指導をうけることで、馬の調教を進めていくことができる関係機関と協議を進めている。

②人材育成

人材育成は、宮古馬を利活用していくうえで、馬の調教と同様に重要な点である。しかしながら、人材育成という点では、準備が遅れている。安全に宮古馬を活用した乗馬などを行うためには、その技術を身につけたガイドを要する。現在、馬の関係団体との協力を



写真 宮古馬の調教風景



写真 海乗馬風景

えて、馬に関する基本的な知識や、取扱、調教技術、乗馬技術などを習得するための人材育成を進めている。

③宮古馬保存利活用計画の策定

「宮古馬保存利活用計画概要」は令和2年3月に作成され、今後5年の計画の方針を定めたものである。今後も、5年を主な単位として、保存利活用の計画の策定を行っていく必要がある。また、その計画の実施状況の進捗については、年に1～2回の頻度で委員会を開始し、計画の実施状況の確認や進捗状況について確認を行い、問題点の抽出や、その解決について議論を深めていく。

④他団体との情報共有

日本国内には、8種の在来馬があり、それぞれの保存会で保存と利活用を行っている。在来馬については、日本馬事協会が、2年に1度在来馬連絡会議を開催し、各保存会の取り組みや課題について報告が行われている。宮古馬保存会は、令和2年より、教育委員会が事務局を担っており、他の会と比べてその経験が浅い。そのため、在来馬連絡会議の他、関係団体からの助成を受けて、他団体の現地視察を行い、その取り組みや運営について情報収集を行うとともに、連絡体制を整備している途中である。

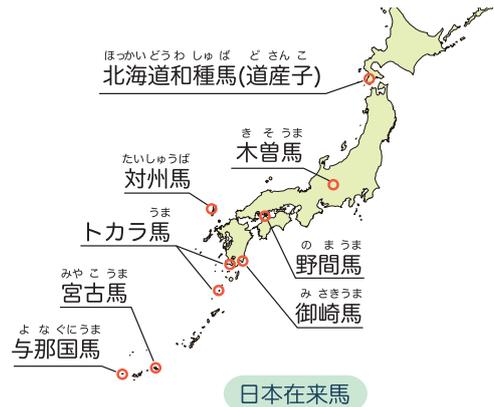


写真 対州馬（長崎県対馬市）



写真 木曽馬（長野県）



写真 御崎馬（宮崎県都井岬）

⑤市民への情報発信と意見交換

宮古馬保存会及び、宮古島市教育委員会では、宮古馬の保存と利活用について活動をおこなってきているが、その活動内容は、一般的にみえにくいため、積極的な情報発信が必要とされる。その方法の一つとしてシンポジウムがある。令和6年2月●日に、シンポジウム「宮古馬の過去・現在・未来」を開催した。本シンポジウムでは、これまでの宮古馬の保存・利活用について宮古馬保存会の会員や、専門家などから報告を行ったうえで、これからの取り組みについて、参加者と意見交換を行った。シンポジウムは、宮古馬保存会、教育委員会としては初めての取り組みであった、多くの方からの疑問や要望などを聞くことのできる有意義な機会であった。



写真 シンポジウム「宮古馬の過去・現在・未来」の開催風景 (R6. 2. ●)

5. 文化財の保存・管理と整備

(1) 文化財の保存・管理

宮古島市内には、国、県、市指定文化財が総数 155 件あり、その数は、県内最多である。これらの文化財を後世につないでいくためにも、適正な保存と管理が必要とされる。しかし、多数の文化財の保存状態を適時把握しておくことは難しく、また定期的な環境整備も必要とされる。加えて、毎年 3～5 回ほど接近する台風の被害状況の把握も必要とされ、修繕箇所などがあった場合には、速やかにその対策をとる必要となる。現在、宮古島市では、以下の取組を行っている。

【参考】近年の台風被害及び指定文化財の修復事例

- ・平成 29 年の台風による市指定文化財「サバウツガー」の崖面崩落
- ・平成 30 年の台風による県指定有形民俗文化財「ウイピャームトゥの祭場」籠屋の茅葺屋根の損壊
- ・令和 6 年の大雨による国指定史跡「先島諸島火番盛（島尻遠見）」の法面崩落
- ・令和 6 年の市指定史跡「平良第一小学校の石垣」の石垣修繕
- ・令和 6 年県指定有形民俗文化財「喜佐間御嶽」のシロアリ被害



写真 台風によって茅葺の屋根が被害を受けたクスウイピャームトゥ



写真 サバウツガーに台風によって打ち上げられた海岸ごみの散乱状況

①定期的な文化財の状態把握と報告

指定等文化財の管理については、宮古島市教育委員会が管理団体となる指定等文化財と、別に管理団体を設けている指定等文化財がある。管理団体が設けられている指定文化財については、管理団体によりその状態把握が可能であり、不足の場合には宮古島市教育委員会への連絡体制がとられている。

指定等文化財の数も多いことから、定期的な文化財の状態確認を行うには、相当の人員が必要とされる。現在、台風接近時には、基本的に、暴風警報が解除された段階で、指定等文化財の状態確認を行っている。その機会に、文化財の状態を把握し、必要とされる修復作業などについて計画をたてて、修繕を行っている。

なお、国、県指定文化財の場合、各機関への報告を行う必要があるため、損壊などがあった場合は、速やかな県文化財課と連絡体制をとっている。

②定期的な環境整備

宮古島市教育委員会の管理する指定文化財を定期的に環境整



写真 ゴミ 0 の日にあわせて行ったツヅピスキアブの清掃活動風景

備することは、マンパワーが不足する。宮古島市は、亜熱帯気候ということもあり、夏場の草木の成長が早く、繁茂した状態になりがちである。そのため、定期的な環境整備を委託することで、指定文化財の適切な管理が可能となる。宮古島市教育委員会においては、年5回の指定文化財の清掃を委託し、その環境整備を行っており、文化財への理解を深めることへつなげている。

また、民間団体が市役所と連携した取り組みとして、ゴミ0の日にあわせた清掃活動を行うなど、関係団体と歩調をあわせて、文化財の保存・管理に取り組んでいる。

(2) 文化財の現状変更について

宮古島市においては、年間3～8件の指定文化財の現状変更の申請がだされている。宮古島市のかげがえのない文化財を後世へ継承していくためにも、現状変更には十分な審議が必要とされ、宮古島市では、以下の取組を行っている。

①文化財保護審議会及び専門家との連携

現状変更の申請については、事務局で申請者から現状変更の内容について十分聞き取りを行い、関係資料及び、根拠資料をもとめ、これらの申請に対し、文化財保護審議会での現地確認や、専門家からの助言に基づき、その可否について判断を行っている。

(3) 保存利活用計画の作成

文化財の保全と活用が両輪として機能することで、その価値が十分活かされるといえる。そのためには、個別の文化財について、活用の範囲や、方法を定めることで、適切な保全をにつなげていくことができる。特に、観光利用の頻度の高い文化財については、その重要性がより高いといえる。現在、宮古島市においては、国指定名勝「東平安名崎」と、国指定名勝・天然記念物「八重干瀬」について、個別の保存活用計画が作成した。今後は、指定文化財の保存と活用の見直しを行い、必要に応じて個別の保存活用計画を作成していく必要がある。これまで、宮古島市では、以下の取組を行っている。



写真 東平安名崎、八重干瀬の保存活用計画書

①保存活用計画を要する文化財の選定と迅速な計画の作成

先に述べたように、保存利活用計画を必要とする文化財は、保全と公開・活用のバランスが必要とされる。宮古島市では、これまで国指定文化財「東平安名崎」と「八重干瀬」について、保存活用計画を作成したきた。また、市指定文化財についても、観光利用と文化財の保全を両立させるために、「保良クバクンダイ鍾乳洞」などの文化財について、保存活用計画の作成を進めている。

第7章 文化財の保存・活用に関する将来像

第1節 目指す将来像

第3次宮古島市教育ビジョン（教育振興基本計画）の中では、「郷土の自然と文化に誇りをもち、心豊かで創造性・社会性・国際性に富む人材の育成と生涯学習の振興」を基本理念に掲げている。地域計画では、サンゴ礁の隆起して出来た琉球石灰岩の島である宮古島市の「自然」と、その自然環境下のもとに形成されてきた宮古島市の「歴史」と「文化」を守り、学び、伝えることで、将来像の達成を目指す。

【将来像】

郷土の歴史・自然・文化に誇りをもち、心豊かで、創造性・社会性・国際性に富む人々が息づくまち

第2節 基本的な方向性

目指すべき将来像の達成を目指すために、文化財を「守り」、その文化財への理解を深め・魅力を発信するために「学び・伝える」ことを基本的な方向性とする。

1. 文化財を「守る」

宮古島市の自然・歴史・文化を語る文化財を、未来へ遺していくためにも、適正な維持・管理を行い、その価値を損なうことなく保存していく必要がある。また、指定文化財以外の文化財についても、調査を進め、さらなる文化財の魅力の掘下げを行っていく。そして、開発などから文化財を守るためにも、各種文化財の位置や状態を把握するための分布調査を行い、その保護に努めていく。

2. 文化財を「学び・伝える」

宮古島市の自然・歴史・文化を学び・伝えていくために、宮古島市総合博物館や宮古島市歴史文化資料館などの展示施設や文化講座などの充実化を図る。そのためにも、現在の文化財の状況を整理し、その利便性を高めていく。そして、文化財の技術や伝統を引きつぐ関係団体の連携を強化していくことで、各種文化財への理解を深め、宮古島市民はもちろん、市外から訪れる観光客などにも、その魅力を発信していく。

第8章 文化財の保存・活用に関する課題・方針

第1節 文化財を「守る」における課題

1. 調査・研究に関する課題

(1) 文化財の調査・研究が不足

宮古島市の歴史・自然・文化を保護していくために、埋蔵文化財や、天然記念物等の文化財の把握調査が必要である。

2. 文化財の保存に関する課題

(1) 文化財指定及び管理が不十分

宮古島市の歴史文化を後世に遺していくため、文化財指定を行い保護に努めるとともに、その適切な維持管理を行っていく必要がある。

(2) 埋蔵文化財の保護が不十分

開発に伴う照会に対し、現地確認などを行い適切な対応を行っていく必要がある。

(3) 天然記念物の保護への取り組みが不十分

減少傾向にある天然記念物の保護に努めるとともに、外来種に関する問題についても、関係機関と協力体制を築き対応していく必要がある。

(4) 民俗文化財の保護が不足

市内指定の有形、無形の民俗文化財について、関係団体と連携して保存と伝承を図る必要がある。

(5) 無形文化財の技の伝承への取り組みが不足

無形の技の伝承のため、研修事業などの充実化を図る。

(6) 文化財の防災・防犯への取り組みが不足

地震や津波、台風などの自然災害や、火事などの人的災害から、文化財を守るための対策について取りまとめる必要がある。また、文化財資料の盗難や落書き、天然記念物の密猟など防犯対策についても同様に取りまとめを行う必要がある。

第2節 文化財を「学び・伝える」における課題

1. 文化財の整備・活用に関する課題

(1) 宮古馬放牧場の整備及び活用が不十分

宮古馬の乗馬を乗馬や引馬などで活用するため、牧場内を整備し、馴致・調教を行っていく必要がある。

(2) 埋蔵文化財資料の再整理及び活用が不十分

埋蔵文化財の資料を歴史文化資料館で一括収蔵し、その台帳作成をデータベース化して、その活用を促進させていく必要がある。

(3) 歴史文化資料館の整備が不十分

埋蔵文化財を活用した宮古島市の歴史へ理解を深めるとともに、宮古上布の製作にかかる技術について理解を深める必要がある。

2. 普及・啓発活動に関する課題

(1) 普及・啓発活動が不十分

宮古島市の歴史、文化、自然を広く周知していくための文化財冊子の作成や、収蔵資料の積極的な利用を図る必要がある。また、これらの取組を学校の教育現場でも促進させ、児童・生徒への宮古島市の歴史・自然・文化の普及・啓発を進めていく必要がある。

3. 関係団体との連携に関する課題

(1) 関係団体との連携が不十分

各文化財の専門的な関係団体と連携を図り、協力体制を強化し、円滑な業務の推進を図る。

第3節 文化財を「守る」における方針

1. 調査・研究に関する方針

(1) 文化財の調査・研究の推進

- ・宮古島市の歴史・自然・文化を保護していくための文化財の把握調査を進める
- ・宮古島市の歴史・自然・文化を保護していくための文化財の詳細調査を進める

2. 文化財の保存に関する方針

(1) 文化財の保護と保存管理の推進

宮古島市の歴史と文化を後世に遺していくためにも、文化財指定を進めるとともに、その保存について、管理団体と連携し、適切な維持管理を行っていく。

(2) 埋蔵文化財の保護の推進

文化財の照会及び試掘調査による確認を進める。

(3) 天然記念物の保護の推進

減少傾向にある天然記念物の保護に努めるとともに、外来種に関する問題については、関係機関と協議を進めていく。

(4) 民俗文化財の保護の推進

市内指定の有形、無形の民俗文化財の保護に努めるとともに、関係団体と連携して民俗文化財の伝承していく。

(5) 無形文化財の技の伝承の推進

宮古上布及び苧麻糸手績みの伝承者の育成を行う。

(6) 文化財の防災・防犯への取組の推進

地震や津波、台風などの自然災害や、火事などの人的災害から文化財を守るための対策について、指定文化財等管理団体も含め、共通認識をもって取り組んでいく連携を進めていく。また、文化財資料の盗難や落書き、天然記念物の密猟などについても、その対策をたて、指定文化財等管理団体へ周知を図り、防犯意識を高めるとともに、警察などの関係機関とも協力体制を築いていく。

第4節 文化財を「学び・伝える」における方針

1. 文化財の整備・活用に関する方針

(1) 宮古馬放牧場の整備及び活用の促進

活用の場としての体験施設などの整備を行うとともに、乗馬などに資する馬の馴致・調教を促

進する。

(2) 埋蔵文化財資料の再整理と活用の促進

埋蔵文化財資料の台帳作成及び学習活動として活用する。

(3) 歴史文化資料館の展示施設の整備の促進

埋蔵文化財及び宮古上布の理解を深めらめの展示施設の充実化を図る。

2. 普及・啓発活動に関する方針

(1) 普及・啓発活動の推進

宮古島市の歴史・文化・自然を広く周知・普及していくための文化財冊子の作成や収蔵資料の積極的な活用を図り、学校現場への学習活動でもその活用を促進していく。

3. 関係団体との連携に関する課題

(1) 関係団体との連携の促進

宮古馬、宮古上布、苧麻糸手績みなど、宮古島市の文化財の専門的な関連団体との連携を促進する。

第9章 文化財の保存・活用に関する事業

第1節 文化財の保存・活用に関する事業

各事業は、国費（文化財補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金等）・県費・市費、その他民間資金等を活用しながら進めていく。

第 表 文化財の保存・活用に関する事業一覧①

*事業主体 ◎：中心になって取り組む(事務局・主催等)、○：協力して取り組む、△：参画しないが、協力体制を整えておく、□：事業やイベント等実施する際に参加する。

保存と活用に関する事業										
事業名	事業概要	事業主体				事業計画期間				
		行政	専門	団体	市民	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
①埋蔵文化財の分布調査	開発事業に対して、埋蔵文化財の保護を図るため、分布調査によりその位置と状況を把握する。特に、市内の開発で多い、大規模なホテル開発や園場整備工事に対応するため、戦争遺跡、水中遺跡の分布調査を行う。	◎	○	○	○	→				
②埋蔵文化財調査	開発に伴う記録保存のための発掘調査を実施する。また、文化財指定にむけた確認調査を実施する。	◎	○	○	○	→				
③学術調査連携	大学等が実施する学術調査について、連携を図り、その調査成果について市内で情報共有を行う。	○	◎	○	○	→				
④宮古島市史編さん業務	宮古島市史第四巻となる集落編の現地調査、原稿執筆、編集作業を進め、発刊する。	◎	○	○	○	→				
⑤文化財照会地等のデータベース化	過去の文化財照会地や御嶽などの位置情報をGISに登録し、照会業務の効率化を図る。	◎	○	△	△	→				
⑥天然記念物を中心とした未指定文化財への調査	大規模開発等へ対して、自然環境の保全を目的とし、天然記念物を中心とした未指定文化財への現状調査の把握調査を行う。	◎	○	○	○	→				
⑦未指定文化財の把握調査	宮古島市内における有形文化財や記念物等の未指定文化財の把握調査を行う。	◎	○	○	○	→				
⑧文化財の指定等	未指定の文化財リスト及び地域からの要望に基づき、文化財指定を行い保存と管理を行う。	◎	○	△	△	→				
⑨市内指定等文化財の管理確認	指定等文化財の現状確認を行い、文化財の適正な維持・管理を行う。特に台風後には、その被害状況の把握を速やかに行う。	◎	○	◎	○	→				
⑩市内指定等文化財管理団体に対する補助金交付業務	適正な文化財の維持・管理を行うために、文化財管理者へ補助金の交付を行う。	○	△	◎	○	→				
⑪現状変更許可申請業務	指定文化財の保護に努めるため、現状変更申請に対しては、場合に応じて文化財保護審議会、県、国に意見聴取を行い、適正か管理を行う。	◎	○	◎	△	→				

第 表 文化財の保存・活用に関する事業一覧②

*事業主体 ◎：中心になって取り組む(事務局・主催等)、○：協力して取り組む、△：参画しないが、協力体制を整えておく、□：事業やイベント等実施する際に参加する。

保存と活用に関する事業										
事業名	事業概要	事業主体				事業計画期間				
		行政	専門	団体	市民	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
⑫開発等に伴う文化財の照会	開発等に伴う文化財の照会については、分布調査の成果も活用し、現地確認を行いながら、埋蔵文化財、天然記念物、御嶽など多角的な視点から回答を行い、文化財の保護を行う	◎	○	△	△					
⑬ツマグロゼミ羽化記録作業	市指定天然記念物であるツマグロゼミは、近年減少傾向にあり、その生息域や羽化数などの把握に努め、その保護の対策について検討を行う	◎	○	○	△					
⑭セマルハコガメ管理業務	国指定天然記念物でありながら、国内外来種であるセマルハコガメの取扱いについて、環境保全部門と連携して方針を定める。	◎	○	○	△					
⑮宮古馬の計画交配による増頭	宮古馬の交配計画に基づき繁殖を行い。種の安定に必要な100頭にむけて増頭を行っていく。	○	○	◎	○					
⑯ウイパーヤマの祭場籠屋の保存事業	市内で唯一残る茅葺の祭場の籠屋を適切に保存・管理を行い、その祭祀の伝承に取り組む。	○	○	◎	△					
⑰国指定重要無形文化財宮古上布の伝承者養成事業	宮古上布保持団体の行う伝承者の養成についてともに取り組んでいく	○	○	◎	△					
⑱国選定保存技術苧麻糸手績みの伝承者養成事業	宮古苧麻績み保存会の行う研修生の養成について、ともに取り組んでいく	○	○	◎	○					
⑲宮古馬放牧場の整備業務	宮古馬の増頭に伴う飼養施設の整備を進める	◎	○	◎	○					
⑳宮古馬利活用	宮古馬の利活用の場となる旧福嶺中学校の運動場部分において、必要とされる施設の整備、人材育成を進める	◎	○	◎	○					
㉑埋蔵文化財資料整理業務	過去の発掘調査資料の再整理及び台帳等を作成し、企画展や文化講座などで積極的な活用を図る	◎	○	△	△					
㉒宮古島市歴史文化資料館整備	宮古上布、苧麻糸手績みの技術を広く周知するため、資料館内の苧麻績み展示室の充実化を図る	◎	△	△	○					
㉓『綾道-自然編-』の発刊	宮古島市の歴史・自然・文化を市民はもちろん観光客にも分かりやすく紹介するための冊子『綾道』を作成する。	◎	○	△	○					
㉔宮古島市歴史文化資料館を拠点として企画展・文化講座の開催	埋蔵文化財及び宮古上布を主体とした企画展や文化講座を開催し、宮古島市の歴史と文化への理解を深める	◎	○	△	○					
㉕苧麻糸展示会・宮古上布コレクション展	宮古上布の技術の担い手である伝承者や研修生らの活動報告を行うとともに、各団体の収蔵資料の展示を行い、宮古上布の魅力を発信する。	○	○	◎	○					

第 表 文化財の保存・活用に関する事業一覧③

*事業主体 ◎：中心になって取り組む(事務局・主催等)、○：協力して取り組む、△：参画しないが、協力体制を整えておく、□：事業やイベント等実施する際に参加する。

保存と活用に関する事業										
事業名	事業概要	事業主体				事業計画期間				
		行政	専門	団体	市民	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
②⑥学校教育現場への講師派遣業務	学校の教育活動の一環として、平和学習や地域の文化財巡りなどへ職員を派遣し、地域の歴史と文化の学習への連携を図る	○	△	◎	△	→				
②⑦宮古馬にかかる業務	日本中央競馬会、日本馬事協会、全国乗馬クラブ振興協会、TAWなど関係団体との会議などに参加し、協力体制を築く	○	○	◎	△	→				
②⑧宮古上布にかかる業務	全国重要無形文化財協議会など関係団体との会議等に参加し、協力体制を築く	○	○	◎	△	→				
②⑨苧麻糸手績みに係る業務	日本の技フェア等に参加し、関係団体との協力体制を築く	○	○	◎	△	→				
③⑩その他の関係団体との連携	沖縄県史跡整備協議会、沖縄県無形文化財協議会等関係団体との会議等に参加し、協力体制を築く	○	○	◎	△	→				

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

第1節 本計画の推進の体制

本計画を推進するにあたり中核を担う「生涯学習部生涯学習振興課」は、宮古島市役所内に置かれている。取り組みについて連携を図る行政、関係団体や、専門家等は下記のとおりです。

第 表 本計画推進の体制

【行政】		
宮古島市生涯学習教育委員会	生涯学習振興課	文化財係5人（うち専門員職員採用3名） 指定文化財等の保護・維持管理、普及啓発活動、埋蔵文化財の発掘調査、天然記念物の保存、無形文化財の伝承者育成・普及啓発活動
		歴史文化資料館勤務（会計年度任用職員5人） 企画展の企画・展示案内
		市史編さん担当（会計年度任用職員2人） 宮古島市史の発刊にかかる調査、編集
		宮古馬放牧場勤務（会計年度任用職員2人） 宮古馬の使用及び、見学案内
		総合博物館
宮古島市役所	観光商工課	宮古織物事業協同組合を所管する
【行政（県）】		
県：沖縄県教育委員会文化財課		
【専門（専門家・専門機関）】		
宮古島市文化財保護審議会		
宮古島市史編さん委員会		
【団体】		
宮古上布保持団体、宮古苧麻績み保存会		
宮古島市指定文化財管理団体		
日本馬事協会、全国乗馬倶楽部振興協会		
宮古島市文化協会		
【市民】		
宮古島市民		

第2節 文化財の防災・防犯について

宮古島市では、加工に乾隆36(1771)年の大波のように、地震や津波による大規模な自然災害を経験した過去をもつ。宮古島市としては、『国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン』『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』を参考にしながら進めていく。

後注